社会を良くするたしかな一歩

赤い羽根
福祉基金

Supported by
日本財団
THE NIPPON FOUNDATION

「第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

主催

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会実行委員会

共催

高知市
高知市社会福祉協議会

後援

内閣府／厚生労働省／金融庁／消費者庁／全国社会福祉協議会／高知県／
高知県社会福祉協議会／徳島県社会福祉協議会／香川県社会福祉協議会／
愛媛県社会福祉協議会

ご挨拶

第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会は、2017 年 11 月 11 ～ 12 日の２日間、高知市において開催されました。今年も 1,100 人におよぶ人々が参加され、熱気あふれる大会となりました。

今年の大会のテーマは、「人の尊厳に根ざす生活困窮者自立支援で新しい社会保障の展望を共に拓く」でありました。2015 年にスタートした「生活困窮者自立支援制度」は、2018 年度に見直しの時期を迎えます。３年間の実践を振り返りつつ、次の展望を模索する時期の大会となりました。

この制度の根幹、あるいは「真の成果指標」と呼ぶべき視座は、大会テーマである「人の尊厳に根ざす」ということです。人が制度のためにあるのではなく、人のために制度が存在する。それは、当然のことなのですが、現実は「制度が人を振り回す」ということが起こっています。それぞれの制度が縦割りである現状に無批判なまま、人を属性で捉えることが常態化し、「人の尊厳」がないがしろにされます。大会テーマは、「人の尊厳」という本質に戻ることを呼びかけました。

生活困窮者自立支援制度は、個別の給付がない制度であり、その点で「自己完結できない制度」だと言えます。それ故に、人が人を支える仕組みであり、どれだけ他制度や地域資源を活用できるか、どれだけ多くの人々の協力を得るかが勝負になります。経済的貧困のみならず、社会的孤立に苦しむ人々を支えるこの制度は、それ自身が「関係的な仕組み」であると言えます。つまり、共生する地域社会を構築しなければ成立しない仕組みなのです。

だからこそ、今回の大会にも様々な人々が集いました。直接この制度を担う行政担当者、事業を受託している民間団体、さらに地域で活躍する団体や学識経験者、企業、マスコミ、政治家など、多種多様な人々が大会に参加されています。この大会参加の多様性自体が困窮者支援の地平や射程を証明しているように思います。

今回の大会は、全国ネットワークの共同代表である岡﨑誠也高知市長をはじめ、高知市職員、高知県立大学、地元の方々のご協力を得て大変あたたかな雰囲気の大会となりました。ここに改めて心からの感謝を申し上げたいと思います。また、今大会は、日本財団と赤い羽根福祉基金のご支援をいただき開催されましたことも合わせて感謝申し上げます。

３年目の見直しを経て、この制度はさらに拡充されていくと思います。第５回大会は、2018 年 11 月 10 ～ 11 日、熊本市にて開催します。「人間の尊厳に根ざす」ということは、「終わりなき見直し」が必然であることを意味しています。次の見直しにおいても、何よりも重要であるのは、「現場の知見」なのだと思います。次回大会においても多くの方々が参加されることを心から期待して、第４回大会の感謝とご挨拶とさせていただきます。

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
代表理事　奥田知志（NPO 法人抱樸　理事長）

もくじ

ご 挨 拶 …… 1

巻 頭 言 …… 4

第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会　前夜祭
岡﨑誠也／村木厚子 …… 6

開会あいさつ …… 9
主催者あいさつ　岡﨑誠也
来賓あいさつ　加藤勝信／尾﨑正直／野嶋佐由美／丸川珠代／山本香苗
石橋通宏／武内則男

基調鼎談「生活困窮者自立支援とこの国のセーフティネットのゆくえ」…… 13
定塚由美子／奥田知志／大森彌／迫田朋子

自治体編「生活困窮者自立支援で自治体政策をこう変える」…… 19
岡﨑誠也／石橋良治／前河桜／駒村康平

徹底討論「生活困窮者自立支援制度と地域共生社会」
パート１　宮本太郎／原田正樹／本後健 …… 26
パート２　佐藤寿一／森田有紀／村木厚子 …… 32

フロアディスカッション
山崎史郎／迫田朋子／徹底討論パート１・パート２登壇者 …… 38

大懇親会 …… 42

分科会◆レポート …… 43
分科会１「はたらく」ことを支援する地域づくり…… 44
分科会２「農業分野は、キャリア形成を応援できるか!?」…… 46
分科会３「一人ひとりの尊厳を柱とした包括ケアと生活困窮者支援」…… 48
分科会４ 現地企画①「ことわらない支援から視えてきたもの
～地方中核都市からの発信～」… 50
分科会５ 現地企画②「困りごと支援は土佐の山間から」 …… 52
分科会６「子ども・若者支援 ～孤立からの脱却と自立支援の方策～」 …… 54
分科会７「居住支援のこれから ―住宅と暮らしの一体的な支援とは」 …… 56
分科会８「生活困窮者自立支援事業の力量アップをはかる
～自ら＆協働の事業推進の視点～」… 58
分科会９「必須事業の実現に向けて ～家計相談支援の原点に戻る～」 …… 60
分科会10 地域力「地域に生きる」 …… 62

第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会
「人の尊厳に根ざす生活困窮者自立支援で
新しい社会保障の展望を共に拓く」通信 …… 64
新聞記事 …… 82

○第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 開催要綱 …… 83
○第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 アンケート集計結果 …… 91
○生活困窮者自立支援全国ネットワーク会員募集…… 98
○現地事務局　名簿 ……100
○一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 役員一覧

巻頭言

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
代表理事　宮本太郎（中央大学法学部教授）

生活困窮者自立支援制度は、2017年に施行後3年目を迎え、同年5月からは社会保障審議会の生活困窮者自立支援及び生活保護部会で制度の改定に向けた議論が開始された。こうした制度改定の動きもにらみつつ、2017年11月11日、12日に高知市で開催された、生活困窮者自立支援全国ネットワーク主催の「第4回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」においては、この制度をこれからどのように定着させ発展させていくか、より自由な立場から、現場の実態をふまえつつ、多様な議論が展開された。本報告書は、その内容を記録し、伝えるものである。

実はこの制度を成熟させていくことは、決して容易なことではない。すでに私自身も繰り返し述べてきたところであるが、生活困窮者自立支援制度は、これまでの日本の生活保障のあり方の刷新を目指すという点で、きわめてアンビシャスな試みであった。ゆえに、この制度が定着し、発展していくためには、これまでの雇用や福祉の制度をまきこみ、その機能転換を実現していく必要がある。

そのために浮上する課題は多いが、とくに重要なのは、生活困窮者とは誰かというその定義の問題、そして自治体の既存制度との連携を強めつつ、旧来の制度で弱かった家計単位の支援や就労支援を強化していくという課題であろう。

第一に生活困窮者の定義についてである。生活困窮者とは誰のことか。

これまでの生活保障は、安定した雇用を前提に、それでも働くことが困難な人々を主な対象としてきた。支える側と目される人々に対して一部の人々を給付対象とする（支える）ことの正当性を説明するためにも、給付対象となる人々の抱えた困難を制度ごとに類型化し、抽出し、縦割りの制度によってこの困難の度合いを認定することが目指された。その場合、給付対象となる人々の困難の度合いが高いほど、給付の正当性が高まるところがあった。

しかしながら、このような仕組みは今日の地域社会の現実とは根本からずれてしまっている。地域社会では、雇用と家族の揺らぎがすすむなか、これまで当然に支える側と考えられてきた人々が、実は地域を支える力を発揮するためにも何らかの支援が必要であることが見えてきた。たとえばこれまでは若者は元気で当然とされるところがあった。しかし、よく考えてみれば、教育から就労への移行および生まれ育った家族からの自立という二重の大ジャンプを強いられる若者の生活は、実際にはリスクに満ちている。

その一方で、介護保険制度や障害者の総合支援制度のように、生活困窮者自立支援制度に先立って、人々の自立支援を目指した制度が導入され、そのなかで、これまで当然に支えられる側とされてきた人々についての見方も変化してきた。すなわち、支えられる側とされてきた人々の生活を本当に向上させるためには、地域との間に積極的な接点をつくり、可能ならば就労につなぐことが大事であることが共通の理解となってきた。

こうしたなかでスタートしたのが、生活困窮者自立支援制度であった。同法第二条における生活困窮者の定義は、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるもの」となっている。これまでの福祉制度が人々の困難を個別的・固定的・属性的にとらえているのに対して、経済的困難を横断的・状況的にとらえている。その点で、旧来の縦割りの制度を縦断したかたちで支援の対象を設定したものといってよい。

しかしながら、既存の制度の文脈のなかでは、この定義では「現に経済的困窮し」という言葉が前面に出て、たとえば市町村税の課税最低限所得を超えた人々が対象から除かれるような運用が生まれてし

まう。もちろん、現実の制度としては対象を無制限に広げることはできないが、生活困窮者とは誰でもそこに当てはまる場合が起こりうる、少なくとも潜在的に広い括りであることを、よりはっきりと打ち出す必要が問われている。

新たな法案では「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に具体的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのあるもの」とより広い定義をしている。十分とはいえないにせよ、重要な前進であろう。

第二に、自治体の既存制度との連携を強めつつ、旧来の制度で弱かった家計単位の支援や就労支援を強化していくという課題である。

生活困窮者自立支援制度においては、福祉事務所のあるすべての自治体で自立相談支援事業が取り組まれ、また、就労準備支援事業、家計相談支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習支援事業の４つの任意事業が展開される。それゆえに、生活困窮者自立支援制度というと、しばしばこの５つの事業のパッケージとしてイメージされがちである。たしかに法律としての括りはそのとおりであるが、それでは高齢、生活保護、障害関連といった既存の縦割りに、「生活保護受給に至っていない生活困窮者」というもう一つの縦割りが加わったということになりかねない。だが、それはこの制度が目指すところではない。

この制度に求められているのは、まずは既存の縦割りの制度を、個々の生活困窮者およびその世帯の状況に合わせて連携させることである。必要があれば生活保護につなぎつつ、心身の弱まりについては障害や医療の窓口とも連携し、さらに家族の問題については高齢者や児童のサービスとも連結する。

次に、自治体においては、雇用と福祉の連携、世帯全体をとらえた家計支援など､明らかに「不得意」な分野がある。生活困窮者自立支援制度の４つの任意事業は、こうした苦手項目についての既存制度の限界をふまえて、既存の制度の連携を補完するものである。したがって、就労準備支援や就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の事業などについては、自治体のなかにすぐにその担い手が見つからないことも多かった。地域の企業やＮＰＯなどに出向き、この制度が最終的には地域経済の活性化にむすびつくことを示しつつ、その協力を仰ぎ新たな社会的資源を開発していくことも、この制度に期待される事柄である。

自立相談支援事業が既存制度のつなぎ目となるように、今度の法案では、事業実施自治体の各部局に対して、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業などの利用を勧奨することを努力義務としている（第八条)。また、既存制度に弱かった家計単位の支援や就労支援を強めるためには、こうした事業も必須化していくことが求められよう。この点について法案では、家計相談支援事業（法案では家計改善支援事業と名称変更）や就労準備支援事業の必須化は実現できなかったものの、自立相談支援事業とこの二事業を連携して実施した自治体に対しては、家計改善支援事業の補助率を上げることなどを盛り込んでいる。

冒頭述べたとおり、生活困窮者支援制度は、たしかにアンビシャスな制度である。だが、この大会報告書が示すように、地域の力でこの制度はしっかり動き出している。このたびの制度改定はこうしたエネルギーを受けて、（決して十分とまでは言えないにせよ）この制度が本来の趣旨をさらに明確にする方向で発展しつつあることを示している。

加えて地域の生活保障のかたちを変えていくための動きは他にも現れている。地域共生社会に向けた社会福祉法の改正などの動きである。たとえば2018 年 4 月に施行される社会福祉法の改正では、１０６条の２に「当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、（略）支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求める」ことが義務づけられた。生活困窮者自立支援制度は、もはや「孤独な闘い」をしているわけではなく、大きな流れを牽引するその役割を果たしつつある。

第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会　前夜祭

岡﨑誠也と村木厚子の熱烈対談

大会に先立ち、2017 年 11 月 10 日、関係者による前夜祭を「ラ・ヴィータ高知」にて開催しました。

生活困窮者自立支援法の必要性

村木厚子　皆さん、こんばんは。

ふるさとの高知でこの大会を開催でき、たくさんの方が高知に来てくださいました。そのホストである高知市長を迎えて前夜祭ができることを本当にうれしく思っています。

岡﨑市長は、市の職員として生活保護や生活困窮を担当された経歴をお持ちで、生活困窮者自立支援の法律をつくる検討会に参加されました。全国の市長の中でも、この法律の必要性を早くから感じていた一人ではないかと思います。

岡﨑誠也　高知市にたくさんの皆さまにお越しをいただき、感謝を申し上げます。

４年ほど前になりますが、生活困窮者自立支援の新しい法律をつくる特別部会に参加させていただきました。厚生労働省の部会には珍しく、全国から NPO、実践者、いろいろな人がメンバーに入っていました。志が熱い、志が高い人たちの熱い議論の中で、こういうものがあればいいなとできた法律が、生活困窮者自立支援法です。

法律は根本的な部分を支えていますが、大事なのは、全国各地でその制度を有効に、生きた制度として動き出させることです。生活困窮者自立支援法ができて、熱い志の人がいて、こうしたネットワークの組織が立ち上がりました。このネットワークは制度を有用に

高知市 市長　岡　﨑　誠　也

動かすための血管であり、全国各地から実践者が結集していただいたことを非常にうれしく思っています。

村木　制度の骨格、理論立てを実践者が担ったという意味ではものすごく画期的な部会でした。そのことがこうして法律を育てていこうという大会の開催につながっています。

私が特別部会で最初に教えられたことは、「生活困窮者には２つの共通点がある。複数の課題が重なり、社会的に孤立をしている人だ」。これを法律に書こうと思うととても難しくて、うまく書けませんでした。この思想の重要性をどのように受け止めていますか。

岡﨑　「自立と尊厳を守る」が、議論のベースだと、実践者は主張してきました。

最初の段階では法律上の社会的孤立をうまく定義できませんでした。社会的孤立イコール対象者とすると、財務省としては、「社会的孤立は定義が難しい」と感じるので、書きたくても書けなかったのだと思います。

ネットワークを課題解決の原動力に

村木　この法律は困窮者支援の事業を回す原動力としてその効果はあったのでしょうか。

岡﨑　私は、法律ができる前から生活困窮者自立支援の相談窓口を一本化する必要があると思っていました。

高知市は、厚生労働省のモデル事業で、生活支援相談センターを開設しました。高知市と市社協が組み、ハローワークなどに入ってもらう運営協議会方式で立ち上げ、そこに現場の活動者に入ってもらいました。センターができて声かけをすることで、ネットワークもでき、課題を拾い上げることもできました。行政が派遣したメンバーと市社協のメンバーが、同一のセンターにいるということも非常に効果があると思います。

センターを立ち上げたときに、職員同士で議論をして「相談を断らない」「支援をあきらめない」「投げ出さない」という三つの大事なことを決めました。

村木　すごい覚悟ですよね。この法律の肝になる特徴の一つが「縦に割らない」ということです。ネットワークをつくるとことで効果があったのでしょうか。

岡﨑　入り口のゲートはできましたが、厚生労働省は「包括相談支援センター」「我が事・丸ごと」を前面に出してきていますので、窓口が相当広がってきています。その相談すべてを生活支援相談センターでは対応できません。そこから専門機関に「つなぐ」ことも大事になってきます。

自立が難しいと判断した世帯は、福祉事務所につないで生活保護の手続きをしています。そこは非常にスムーズですが、生活保護から自立する人の出口は十分にはつながっていないという課題があります。自立しても再び生活困窮に陥るなど、再度生活保護の申請を受けることもありますので、出口部分のサポートをつなげていくことが課題です。

村木　そうですね。生活保護の後の、生活が安定するまでの立ち直りは生活困窮者自立支援の非常に大事なところと感じます。

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
顧問　村　木　厚　子

任意事業をどう評価するか

村木　任意事業については、いかがですか。

岡﨑　高知市でも、中間就労の部分は不十分で課題です。地方都市はそもそも就労支援のNPO 団体が少ないので、NPO の育成を課題として認識した上で、ネットワークとして動き出してほしいと強く思います。

任意事業は、財源の課題はありますが、かなりの部分を必須事業に持っていき、メニューを増やして、できればフルセットでできる体制にしたほうがいいと思います。

高知市では子どもの貧困の連鎖を断ちた

い、という思いのもと、「高知チャレンジ塾」という無料の塾の事業をしています。現在、500 人弱の中学生が来ています。生活保護世帯が３分の１、準困窮家庭が３分の１、一般家庭が３分の１です。

この事業の発端は、必要だという認識のもとに教育委員会が手を挙げたことにあります。退職した教職員 OB ネットワークと高知大学教育学部の学生が入り、市内 10 か所で取り組んでいます。生活保護世帯の中学３年生 51 人のうち 50 人が高校進学もしくは資格を取得しました。学校でできない相談をチャレンジ塾の先生にしたりもしています。

困窮者支援の理解を高めるために

村木　法改正にあたり、制度の充実を目指すときに、この事業は大事で、住民の暮らしに大きなプラスになると思えるかどうかはかなり大きいと思います。

自治体でどうすれば困窮者支援の重要性の理解が高まるか、いい効果が出てくることをどうやって説得したらいいですか。

岡﨑　高知市社協では、現在 15 校区に分けて、15 人の地域福祉コーディネーターがいろいろな人たちのつなぎ役になっています。彼らは地区社協にも民生委員の会にもいるので、自由につながりができています。

住民も、災害時に自分たちが住んでいる地域の人々の命を守り、救うためには、普段から何を考えてどう動けばいいのかという意識を持ち始めています。切り口が防災でも、地域に入ってみると、認知症の人、寝たきりの高齢者がいる家、そうした家庭につながっていくんです。

１つの小学校区の中に、学校、PTA、青少年育成協議会、交通安全の団体、民生委員、町内会といったいろいろな団体があります。各小学校区単位でゆるやかな連携協議会を順番につくり、年２回程度、情報交換をしています。そういうものを地域で意識してつくることも大事だと思います。

村木　縦に割らない法律という生活困窮者自立支援法が一つの分野として、縦割りになってしまいがちです。地域を大きな目で見たときの困りごとや課題と、生活困窮者自立支援がどう関連するか、その取りかかりを見つけていくのも一つの方法ですね。

岡﨑　地方から国を見ていると、省庁はどうしても縦割りです。でも実際の制度で下りてくると、住民に一番直面している市町村の職員は、地域で全部の制度を見ていて、面的に押さえないと無理なのです。そういう意味で包括的にやらざるを得ない。

それは社協の人たちも同じだと思います。縦割りの制度に関係なく、面で見て、面で格闘して、総合的な相談を受け持っています。

村木　そうすると「我が事・丸ごと」が丸ごと面で考えるということは、間違っていない。そこからつなぐ専門的な支援もちゃんと併せてつくっていく。その繰り返しなんですよね。

岡﨑　ネットワークを含めていろいろな意味で地域に落とし込むというのが大事です。全国組織の大きなネットワークはつくりましたが、それを自分が住んでいる地域で築いていけるかはとても重要な視点です。

村木　明日、明後日の議論では、そうした点も深めたいと思います。ありがとうございました。

主催者あいさつ

一般社団法人生活困窮者
自立支援全国ネットワーク
代表理事　**岡﨑 誠也**（高知市長）

第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会を、地方大会としては初めてとなる高知市で開催していただきますことに、たいへん感謝をするとともに、全国各地から多くの皆様がご参加いただいていることに感謝を申し上げます。

子どもの貧困から高齢者の貧困まで、地域にはさまざまな課題が存在しています。生活困窮をされている多くの方は、社会的に孤立をしているという現実があります。この法律では、自立と尊厳をしっかりと守っていこうということが一番の肝になっています。

生活困窮にはさまざまな形がありますので、高知市では、厚生労働省のご支援をいただき、４年前にモデル的に高知市、市社協、ハローワークの協議会方式で、生活支援相談センターを立ち上げました。まだまだ多くの課題がありますが、相談窓口が一本化されたことで、地域のさまざまな団体とネットワークを組み、それぞれの専門につなぐことができるようになりました。

本日の対談、明日の分科会が、皆さまのさまざまな分野での参考になればと期待をし、ここに開会を宣言いたします。

来賓あいさつ

厚生労働大臣
加　藤　勝　信さん
（厚生労働審議官 宮野甚一さん代読）

生活困窮者自立支援制度は、施行から３年目を迎えました。本年８月時点で新規相談件数は累計で約55万件に上っており、支援の輪が大きく広がりを見せています。本人主体による伴走型の支援や対象者を限定しない包括的な相談支援が定着し、本制度の理念である自立と尊厳の確保、支援を通じた地域づくりが着実に浸透してきていると感じます。

厚生労働省では、支え手、受け手という関係を超えて、誰もが地域で役割を発揮できる地域共生社会の実現を目指しており、本年６月には市町村における包括的な支援体制の整備を推進する改正社会福祉法が交付されました。地域住民が主体的に地域課題の把握・解決できるように、地域力の向上を目指すところとしています。この中で、生活困窮者自立支援制度は、相談を包括的に受け止める受け皿として、また、多機関協働の中核として、その機能を大きく発揮することが期待されています。

また、生活困窮者自立支援制度は、施行３年目の見直しの時期を迎えています。本年５月から、社会保障審議会生活困窮者自立支援および生活保護部会を立ち上げ、充実した議論・検討を行っていただいています。

本制度をよりよいものに発展させ、社会にとってさらに意義のあるものにしていくための今回の制度改正は、本大会の副題である「新しい社会保障の展望をともに拓く」という観点からも非常に重要であると考えています。

本大会にご参加の皆様が、この２日間のプログラムを通じて経験を共有し、交流や親睦を深め、実り多い時間を過ごされますことを期待しています。

高知県知事
尾崎　正直さん
（高知県地域福祉部長 門田純一さん 代読）

高知県において、第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会が盛大に開催されることをお慶び申し上げますとともに、全国から多くの皆様のお越しを心から歓迎申し上げます。

生活困窮者自立支援制度は、法が施行され、３年目を迎えております。国におきましては、社会保障審議会生活困窮者自立支援および生活保護部会で、自立相談支援のあり方や就労支援、家計相談支援のあり方について議論がされております。

本県におきましても、平成 22 年に保健・医療・福祉の課題を分析し、策定した「日本一の健康長寿県構想」が現在、第３期計画にバージョンアップし、県民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる高知県を目指して、全力で取り組みを続けています。社会的に厳しい状況にある生活困窮者の方々に対しても、高知県社会福祉協議会、各市町村の社会福祉協議会を始め、関係機関の皆様と連携をし、さまざまな課題や問題点に直面しながら、工夫をこらして取り組みを行っています。

私どもも、本日からの研究交流大会におおいに学ばせていただき、今後とも生活困窮者の方々が自立した生活ができるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

高知県立大学
学長 **野嶋　佐由美**さん

高知県は、少子・高齢化、健康問題、貧困問題、さらに必ず来ると言われている南海地震など、さまざまな深刻な課題を抱えております。これらの課題がすべて生活のしづらさにつながっており、増長させています。本大会において、当事者に対する共感的理解が深まり、具体的な事業につながり、この地で新たな仲間づくりができますことを、心よりうれしく思っております。

人間の安全保障では、人間が本来持っている強さ、希望を中心に備え、当事者が生存・生活・尊厳を最大限に享受できることを目指しております。これは、皆様方が日々行っている実践活動そのものであり、地域社会にとっては、なくてはならない存在であると思います。

今年９月には、地域力強化検討会から、地域共生社会の構築、従来の福祉の枠組みを超

えた次のステージである我が事意識、丸ごと福祉などが提唱されています。

社会がますます皆様の力を必要としています。しかし、一方で寄り添う支援、断らない支援は役割多重、心理的負担を負うことになり、見逃すことはできません。かつて、私も専門家としての無力感や、人間としての未熟さ、そして価値観が揺さぶられる経験をいたしましたが、そのときに助けになったのは、仲間でした。このような研究交流大会で、新しい仲間と出会い、お互いがエンパワメントされていくのだろうと思います。

自由民主党　参議院議員

丸　川　珠　代さん

生活困窮者自立支援制度は、生活にさまざまな課題を抱える人を包括的に受け止め、そして寄り添いながら支援をしていく画期的な制度です。

施行後３年の見直しを迎えるにあたって、自由民主党では、厚生労働部会のもとに生活困窮者対策に関するプロジェクトチームを立ち上げました。生活困窮の背景にある経済面だけではない人間関係や地域からの孤立の課題は、制度があるだけで解決できるものではありません。支援に携わる皆様が、制度や縦割りの枠を超えて地域の方々とさまざまにつながりながら支援をしていくことによって、はじめて支援を受けている方の自信や尊厳が回復されていくのだと思います。

制度を発展させ、皆様の取り組みを最大限応援していけますように、見直しに向けた議論をしっかりと、真摯に取り組んでいくことをお誓い申し上げます。

公明党　参議院議員

山　本　香　苗さん

生活困窮者自立支援制度がスタートして、３年目に突入しました。地方自治体において取り組みに差があるのはなぜか、何を必須化していくのか、現場の声を伺いながら、法律の見直しを行って参りたいと思います。

前回、この大会でお話をさせていただきました居住支援は、先月、改正住宅セーフティネット法が施行となりました。住宅セーフティネットの重要性がますます増し、単身高齢者の方々への対応は急務だと思っております。

また、被災者支援という観点も忘れてはいけないと思っております。災害によって家や仕事を失う、それを自らで再建するということは、大変なことです。生活困窮者自立支援制度がベースとなって、災害時にも被災者に寄り添った支援という形で対応できるよう、災害法制も含めてしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

民進党　参議院議員

石　橋　通　宏さん

この制度ができて３年目に入りました。当初から、この制度を生活保護の新たな水際作戦にしてはいけないし、自治体間で格差をつくってはならない、そして、必要な人に必要な支援を確実に届けていくことが必要だという３つの課題をもって取り組みを進めてきています。

皆さまのご努力のおかげもあって、新規の相談が 55 万件も来ているとのことです。ただ一方で、まだまだ窓口に行くことができない、支援が必要なのに制度の存在すら知らないという人もたくさんおられると思います。そういう方々にいかに支援の輪を拡げていくのか、アウトリーチを含めて、何が必要なのか、制度をどう強化していくのかをしっかり考えていかなければなりません。

これら３つの課題に加えて、現場の皆さんのご努力から得られる新たな課題についてもご意見、ご助言をいただきながら、この制度を必要とする方々のためのよりよい制度にしていけるよう、そのために、国として自治体や関係者の皆さんの取り組みをどう応援していくべきなのかを検討していくことも含めて、私たちもしっかりと取り組んで参ります。

立憲民主党　衆議院議員

武　内　則　男さん

４年前の通常国会で、この法案が審議をされました。関係する皆様が、なんとしてでも通常国会での成立をと強く望んでおられましたが、通常国会では成立できませんでした。その後、夏の選挙を経て、秋にはこの法案が無事に通過をし、３年がたちました。

日本全国には、いろいろな立場で多様性を持ちながら頑張っておられる方がいます。そうした人たちをしっかりと認め合い、寄り添い合いながら、お互い様の社会をつくっていく。そんな社会をこの国でぜひ目指していきたい。その大きな大きな役割を担っているのが、この生活困窮者自立支援法だと思っています。

我々としても、関係機関としっかりと協力をしながら、現場の前線で取り組まれている皆さんの声と積み上げてこられた中身が政治の場に届いていくように、草の根からの民主主義を、そして政治の実現をしていくために、皆様のご指導やご助言をいただきながら頑張ってまいります。

基調鼎談

生活困窮者自立支援と この国のセーフティネットのゆくえ

[パネラー]

厚生労働省社会・援護局……局　　長　定 塚 由美子

NPO 法人抱樸（福岡県）……理 事 長　奥 田　知 志

東京大学……名誉教授　大 森　　彌

[コーディネーター]

ジャーナリスト（元 NHK 制作局 エグゼクティブディレクター）…　迫 田　朋 子

制度の見直しで何が変わるのか

迫田朋子　生活困窮者自立支援制度の３年目の見直しを迎えています。厚生労働省の審議会では、見直しの議論が行われています。まずは定塚局長より、最新のお話を伺います。

定塚由美子　今、生活困窮者自立支援制度の法改正に向けて、審議会の委員の皆様に見直しの議論をしていただいています。今後は、審議会の意見を踏まえて法案の原案をつくり、関係省庁と議論に入っていきます。

それでは、審議会で具体的にどんな検討をしているかをお話します。

まず第１点目は、生活困窮者の定義と理念を明確化するために、「社会的な孤立」の考え方を法律の中に入れることはできないかについて、検討をしています。

２点目は、家計相談支援事業と就労準備支援事業の必須化の検討です。必須化する場合、小規模自治体等ではマンパワーの問題や、委託による全国での実施事業者の不足、需要が少ない等の課題もあり、実施上の工夫が必要ですし、都道府県による事業実施体制の支援等も必要というご意見をいただいています。

３点目は、支援の相談窓口につながっていない人をつなげていく仕組みづくりです。自立相談支援機関と関係する税や国保、介護保険、公立学校、公営住宅等の関係機関からの利用勧奨や、関係者間での情報共有の仕組みについて検討をしています。また、自立相談支援事業の人員配置をしっかりしていく上では基準の明確化も必要という議論もあります。

４番目は、就労準備支援事業や就労訓練事業の認定、就労支援、子どもの学習支援事業、生活福祉資金、居住支援など、各種支援メニューの充実です。居住支援では、国土交通省を中心に、「新たな住宅セーフティネット制度」ができました。今後は、生活支援を行うなど、地域で孤立せずに暮らし続けるための仕組みづくりがますます求められます。

厚生労働省社会・援護局 局長　定　塚　由美子

最後に都道府県と町村の役割で、都道府県の市町村への支援の位置付けを明確化していきます。また、福祉事務所を設置していない町村については、町村が生活困窮者からの相談に応じるなど、自立相談支援事業の一次的な相談機能を担うことを議論しています。

今後は、これらの議論を深めながら、年内に審議会で報告をまとめることになります。

なお、生活困窮者自立支援と関わることとしては、「地域共生社会」づくりも重要なテーマです。そのファーストステージとして、介護保険法と一緒に社会福祉法を改正し、市町村に対して、地域共生社会の実現に向けての包括的な支援体制づくりを努力義務化しています。具体的には住民同士の支え合いの機能を強化したり、住民に身近な圏域で解決できない課題が出てきたときに対応するための、包括的な相談体制の構築を目指しています。厚生労働省では、「地域共生社会」の実現を

基本コンセプトとして、今後の改革を進めていくこととしており、こうしたことを進める上でも生活困窮者自立支援制度はますます重要になると考えています。

つながることが支援

迫田　続いて、NPO 法人抱樸の理事長の奥田さんに伺います。この法律ができてから何が変わって、どんなことを課題に感じているか、お話しいただければと思います。

奥田知志　この制度は、問題解決に終始するのではなくて、関わることによって「人間はこういうふうに生きていくんだ」「こういう人が地域にいたんだ」という、新しい地域や新しい価値を生み出す、既存の価値の転換が射程に入る、創造的なものだと思います。

私が今回の社会保障審議会の議論の中で期待していることは、「断らない相談」という一言です。断らない相談を議論するためには、社会的孤立を明確に打ち出すか、位置づけるということが非常に大きいと思います。

社会的な孤立に関しては、私は「つながっていること」自体が支援だと思います。相談支援には、問題解決だけでなく、相談自体が支援という機能を持っています。話を聞いて、一緒に悩むことも実は支援なのです。

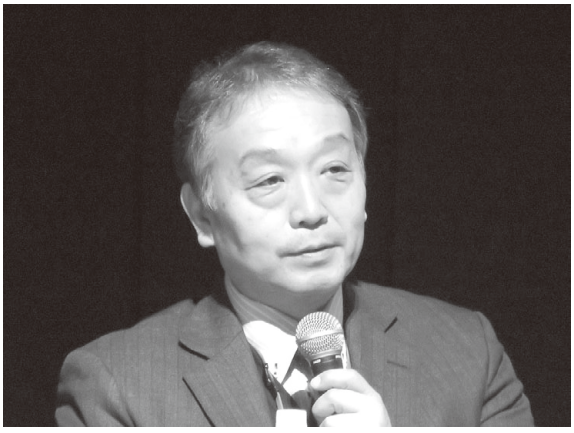

NPO 法人抱樸（福岡県）理事長　奥　田　知　志

仕事がない人がいったん就職をしても、第２、第３の危機が来るかもしれません。そのときに相談する相手をつくっておけるかは非常に大きいと思います。単に就職すればいいのではなく、その横に誰かがいてくれることで、自分自身を見いだすのではないでしょうか。すぐに問題解決に結びつかなくても、その人との関係を切らないというスタンスもあっていいのではないかと思います。

でも、生活困窮者自立支援制度だけでは自立できません。この制度の中だけで解決しよう、自立させようと思ったら大間違いで、これも制度の縦割りです。分野を超えていろいろな人が、「みんなでやろう」という、そこが非常に大事だと思っています。自助も互助も共助も公助も全部使うと宣言しなければならない。そこに私はすごく希望も持っているし、一方では課題でもあると思っています。

生活保護との一体化議論の重要性

迫田　生活困窮者自立支援法は、対象者を区切らず、制度のはざまに陥る、制度の縦割りを何とか救おうという形でつくった法律だからこそ使い勝手もよいが、その反面どうしていいか分からない人たちもいます。お二人のお話を伺った上で大森先生からコメントをいただけますでしょうか。

大森彌　3点ほど、お話をさせていただきます。

１点目は、自立の概念について。人は一人で生きていませんし、一人で生きることはできない。自立という概念は、ほかの人との関係を含んだ概念です。したがって、自分のこ

とを知っていてくれる人がいる、自分と一緒に考えてくれる人がいる、場合によっては少し助言等をしてくれる人がいることによって初めて人は自立できるのです。

２点目は、「共生」がキーコンセプトとなりつつある言葉ですが、あまりにも強い共生関係ですと、バーンアウトしてしまうこともある。共生関係ですから支える側を支え直すことは必要ですし、一方的に支えているのではなくて、支えられていたということもあり得る。そういう関係の中で人は人らしく暮らせるのだという概念だと思っています。

３点目は、「セーフティネット」について。セーフティネットとは、サーカス用語です。サーカスの安全網はどうして成り立っているのか。あれは挑戦と安心が対になっているのです。困難なのだけど、一歩そこから歩み出ていこう、それは広い意味でのチャレンジになる。そのチャレンジをしにいく人に対して一緒になって考えてあげる、一緒に出てみようと言うのが、この制度だと思います。

法律改正するなら入り口から出口まで全部必要。全体としてチェンジしてもらいたい。そうしない限り自治体が、これはやってもやらなくてもいいかと思ってしまう。相談の中でこぼれてしまっていた、受け止めきれなかったものが集約されないまま放置されてきた。今回の法律はそこを何とかして脱したいというものです。自治体はたくさんの相談事業をやっているじゃないですか。そのことに自治体に気づいてもらいたい。それが総合的に仕事をする基礎自治体の理念になります。

東京大学 名誉教授　大　森　　彌

迫田　私どもメディアではつい生活困窮者自立支援制度を生活保護の手前に引くセーフティネットと紹介してしまう。分かりやすいし、最初はそういう言い方もありました。しかし、生活保護も含めた生活困窮者自立支援制度のセーフティネットとは、そこを含まないといけないのではないかと思います。

奥田　生活保護制度は自立的な制度であって、ある意味完結しています。皮肉な言い方ですが、生活困窮者自立支援法は、制度としては自立していない制度だから、さまざまな制度を併用しなくてはならない。この違いは大きいと思います。

生活保護と生活困窮者自立支援制度は、現在は併用できないという立て付けですが、生活保護でケアが足りなければ、自立相談でケアしていくなど、生活保護も含めて並行していく必要があると思います。

究極は、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度は、社会保障審議会で一体的に議論しなければならないわけです。

定塚　この法律をつくる最初の段階では、生活保護も含めて一体化した制度にしたいという考えを持っていたのですが、制度化する中でいろいろな壁があって、それができませんでした。将来的には奥田さんがおっしゃるような方向性もあり得るのかなと、私自身も個人的には考えています。

就労支援や子どもの学習支援は、生活保護と生活困窮者自立支援と一体として実施している自治体も多くあると思います。生活困窮者自立支援の幅を広げて組み立てていただいて、制度改正で一つステージを上げることによって、生活保護と融合する議論につながる気がしています。

自治体の格差と庁内連携

奥田　庁内連携の問題も非常に大きいと思います。たとえば、担当部署での縦割りであること。自治体直営でしているところは、定期的な職員の異動があり、人材育成をしてもうまく積み重ならないという危惧があります。一方で、これは希望的観測ですが、生活困窮者支援の精神に触れた人がほかの部署に行くことで庁舎内の連携が進むのではないか。10 年たったら役所の中で、「ああ、あれね」と言える人が増えていく。そうならなければうまくいかないと思います。

大森　自治体が自分たちでできることを精いっぱいやる、なおかつ無理なことがある。精いっぱいやったうえでのできないこと、それが格差と言っていいと思います。精一杯やっていないのに格差と言うのは問題です。

今日は、せっかくの高知県ですから、坂本龍馬と生活困窮自立支援法がどう結び付くかを考えました。坂本龍馬は、横議横行をやりました。文字どおり命を懸けて、藩から出て密議をし、新しい社会をつくり出しました。この生活困窮者自立支援法は横につながる、連携するんだと訴えてきたわけですから、坂本龍馬がよみがえりました。

迫田　高知の大会にふさわしいですね。坂本龍馬の精神だと横につながる、庁内の横のつながり、地域同士のつながり、地域の中の民と民、民と自治体のつながり、まさにこれがこの制度の精神である、坂本龍馬の精神でもあるということなのだと思います。

居住支援を考える

迫田　居住支援もまた一つのポイントですが、奥田さん、課題を語っていただけますか。

奥田　生活困窮者支援における居住支援で重

ジャーナリスト（元NHK制作局 エグゼクティブディレクター）
迫　田　朋　子

要な視点は、「ハウス」に象徴される経済的困窮と「ホーム」に象徴される関係や絆を同時に支援することです。つまり、国土交通省が担ってきた「住宅の安全」と厚生労働省が担ってきた「暮らしの安全」が一体的に確保されることが必要です。国交省は、「新しい住宅セーフティネット制度」を 10 月 25 日から施行しました。両省の施策が横断的に実施されることで、高齢者、単身者、一人親家庭など、住宅確保が困難であり、かつ生活支援が必要なあらゆる人を漏らすことなく施策の対象に出来るかがカギとなります。その意味で、居住支援は今後の社会保障の最も重要な課題だと思っています。

定塚　地域に住んでいる孤立してしまっている方に、何らかのつながりや見守り、関係づくりといった環境づくりに向けた支援を、生活困窮者自立支援制度に盛り込めないかをご議論いただいています。

また、無料低額宿泊所の中でもいわゆる貧困ビジネスがある一方で、生活支援が必要な人たちをしっかり支援しているところがあります。改正では、一方は規制をし、一方は政策として支援をしてしっかり育てていく。その２つの改正を考えています。

居住支援は、国交省では、「新たな住宅セーフティネット制度」を軸とした主にハード部分を、厚生労働省ではそれに連携しつつ、ずっと地域に住み続けられるようないわゆるソフト部分の支援を検討していきます。

迫田　そういう意味ではまさに政府こそが横串、横につながって連携していただかないとということなのだと思います。

失敗する権利を奪わない

迫田　最後にお一人ずつ、生活困窮者自立支援制度を中心に置いた形でのセーフティネットのゆくえをお話ください。

奥田　大森先生がおっしゃったサーカスのセーフティネットは、そこへの挑戦が前提にある。先回りして支援だ、問題解決だというのは、セーフティネットではなくてガードレールです。一歩も横に出さない。それは支配です。失敗する権利を奪っています。伴走支援は、「落ちるかな、落ちたな」と言いながら手を差し伸べる。人は失敗しながら生きていく。その中で人と出会うんです。

人間とは何か、社会とは何か、生きるとは何かという、本質的な議論が必要です。「意味のある命」と「意味のない命」が分断される現代社会において、「生きることに意味がある」という前提に立って議論することが大事です。自立支援から議論し始めると、どうもまずいことになると思っています。

定塚　この制度をどうするかもさることながら、支援している人が生き生きとすることも同時に大事なことで、常に忘れないようにしたいと思っています。

この制度を進めていくためには、支援者だけではなくて、地域のいろいろな人を巻き込んで地域社会をつくっていくことが大事です。

制度をより良くするために必要なことを、意見を出していただき、力を貸していただければと思います。

大森　自立支援の現場で仕事をしている方々は、断らずに、ゆっくり聞いて、一緒に考えて、社会の中で自分で生きていくことまで行き着けるような支援ができる人です。宝みたいな人たちでしょう。今現場を担っている人たちは「人材」ではなく、貴重な「人財」です。地域社会のあり方や自治体のありよう、人についてのありようを変えていくかもしれないと思っています。今日来られているような方々をいかにみんなで支援できるか。支援する側を支援し直すことが行政の仕事です。

迫田　生活困窮者自立支援制度というのは、すべての暮らしを支えるためのバックアップのための制度であって、この制度を基に生活保護も含めたいろいろなセーフティネットを駆使しながらすべての人の地域の暮らしを守る制度なのだと再認識させていただきました。ありがとうございました。

自治体編

生活困窮者自立支援で自治体政策をこう変える

[パネラー]

高知市（高知県）……市　長　岡　﨑　誠　也

邑南町（島根県）……町　長　石　橋　良　治

大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課…課　長　前　河　　桜

コーディネーター

慶應義塾大学経済学部……教　授　駒　村　康　平

「断らない」「あきらめない」「投げ出さない」の三原則

駒村康平　この自治体セッションでは、一定の人口規模の市として高知市、町村部として邑南町、都道府県・広域自治体として大阪府の３自治体の取り組みの特徴、広域自治体と基礎自治体の間の連携、役割分担などをお話いただきたいと思っています。

岡﨑誠也　高知市は、高知県の中央部にあります。2008 年に中核市になり、現在の人口は 33 万 2,000 人。高知県人口の 45％ぐらいを占めています。都市部、中山間、田園地域の三つを抱合する典型的な地方都市です。

高知市は、４年前に厚生労働省のモデル事業を受け、生活支援相談センターを立ち上げました。市と市社協の運営協議会方式で、ハローワークも入りました。

職員も初めての法律で何をやっていいのかわからず、議論をして、センターの三原則を職員自身が決めました。「すべての相談を断らない」「困難な状況の中でも当事者の支援をあきらめない」「課題の解決につながるまで投げ出さない」の３つです。

市と市社協が合同のフロアに入る形でセンターを一つのフロアにまとめました。それぞれのつながりのある団体とネットワークを広げることができたことが大きなポイントです。たとえば、役所とあまりつながりのなかった民間の多重債務を支援する団体やひきこもり家族の会とネットワークを築くことができ、定期的に意見交換ができるようになりました。（資料１）

また、2011 年から子どもの貧困対策に取

資料１　高知市における困窮者支援・地域福祉の体制

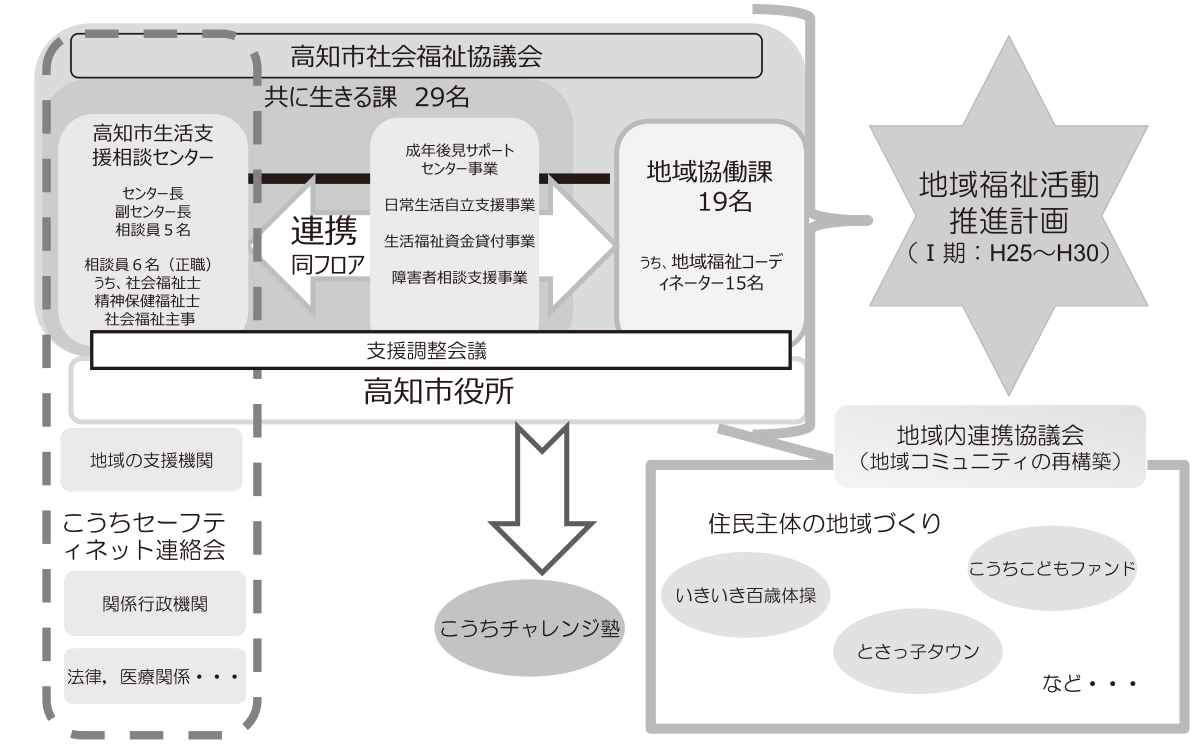

高知市 市長　岡　﨑　誠　也

り組んでいます。私自身もケースワーカーの経験から、貧困の連鎖を断ち切りたいという思いがありました。そこで、教育委員会の声を受けて 2011 年に中学生の学習支援の場である「高知チャレンジ塾」を立ち上げました。教職員 OB のネットワークや高知大学教育学部の学生が 80 人ほどかかわっています。

現在､400 人くらいの中学生が来ています。生活保護世帯が３分の１、準困窮世帯が３分の１、一般世帯が３分の１で、子どもたちの一つのサロンになっています。これまで登録した中学３年生 176 人のうち 174 人が高校に進学し、そのうちの生活保護世帯の中学３年生 51 人のうち 50 人が何らかの形で高校資格を取っています。

今の課題としては、就労準備支援がまだ手が薄い状況です。家計相談も始めましたが、これからやり方を工夫していこうというところです。

「だれもが幸せになれるまち」を目指して

石橋良治　私は、「幸せというのは誰もが主役になれる町、自己実現できる町」、こんな思いで「だれもが幸せになれるまち邑南町」を掲げてまちづくりに取り組んでいます。

邑南町は 2004 年に２町１村が合併をして誕生しました。中山間地域で、人口は１万 1,000 人強、高齢化率は 43％に近い農林業の町です。

邑南町は、「日本一の子育て村構想」を中心に、若い人たちを夫婦で呼び込む「攻めと守りの定住プロジェクト」を 2011 年度から打ち出しています。「『攻め』の A 級グルメ構想」「『守り』の日本一の子育て村」「徹底した移住者ケア」が功を奏して、ここ３年間は、社会動態が社会増になっています。2015 年の U・I ターンは 100 人、そのうち 20 歳代から 30 歳代の女性が 26 人でした。合計特殊出生率は 2.46 を記録しました。

困窮者支援の面では、2008 年度に島根県内のすべての町村が福祉事務所を設置しました。町の福祉事務所は所長、指導員、看護師の４人体制で、療育や就労の相談をしています。

邑南町では生活困窮者自立支援制度の実施機関を町社会福祉協議会に委託し、行政と町社協は、庁内 LAN を通じて情報共有をしています。町社協の実施体制は、主任相談支援員１人、相談支援員３人を配置しています。必須事業の相談実績は、2015 年度相談受付 18 件、プラン作成４件、2016 年度相談受付 12 件、７件という数字が出ています。

任意事業は実施していませんが、自立相談支援事業を充実させることで補っています。任意事業にある就労支援なども、それに代わる一般施策として無料職業紹介所を 10 年近くやっています。

一般施策の困窮者支援ですが、日本一の子育て村を目指していますので、子ども医療費

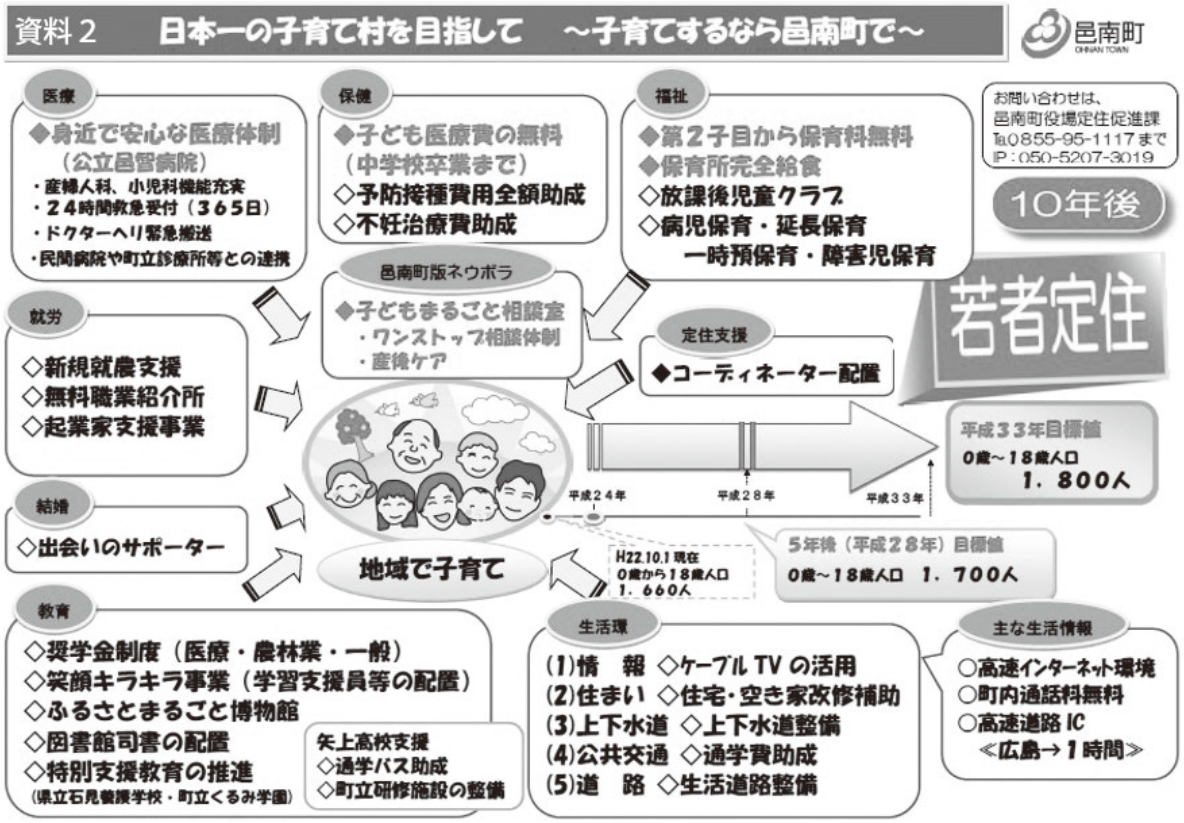

の無料を中学卒業まで、また各種費用助成をさまざま行っています。2011 年度から、保育料は第１子は国基準の６割、第２子から無条件で完全無料にしています。保育所は完全給食です。私が町長に就任した 13 年前から、貧困のために妊婦健診を受けられないということはあってはならないと、妊婦健診を 16 回まで公費で無料にしました。今年度から、１歳６か月の定期健診のときに邑南町産材を使ったおもちゃを全員にプレゼントしています。（資料２参照）

広域支援を通じて見えてきたこと

駒村　さまざまな調査を見ると、自治体ごとの取り組み状況にはばらつきがあります。そうした中で、都道府県は町村部の事業の担当と任意事業の促進ということで、広域事業を担う役割を担っています。そこで大阪府の前河さんより、大阪府の取り組みについてお話しいただきたいと思います。

前河桜　大阪府は、人口が約 880 万人。自治体数 43、福祉事務所設置自治体数 35、自立相談支援機関の実施方法については、直営 15、委託 15、直営＋委託５です。

本制度においては都道府県による広域支援が非常に重要と考えています。支援メニューについては一覧をご覧ください。（資料３）

広域就労支援事業について、運営方法を紹介します。この事業は、大阪府が中心となって、自立支援相談事業における就労支援や就労準備支援事業について管内自治体に働きかけ、就労支援のノウハウなどが豊富な同一の民間事業者に共同委託して実施しています。この事業は事業運営、予算、事業所開拓、就労支援ノウハウ等さまざまな面においてス

資料３　**大阪府における広域支援の取り組み**

広域支援メニュー	内　　容
一時生活支援事業	■ 大阪府が中心となり、大阪市を除く府内の市町村を南北ブロックに分けて広域実施。（シェルター借上げ方式）
広域就労支援事業	■ 大阪府が中心となり、就労支援等を管内自治体と共同実施。 （平成28年度６自治体→平成29年度９自治体）
市町村連絡会議の開催 （年５回程度）	■ 各種情報提供（大阪府内実施状況等）、国からの情報伝達、先進事例の紹介（報告）、補助金の活用方法等説明、市町村の意見交換会の場を設定等。
自立相談支援事業 従事者研修（年4回）	■ 研修企画プロジェクトチーム（ＰＴ）を設置し、研修を企画・実施。 研修内容は、初任者件数＋ＰＴで協議した内容
市町村主体による 地区別研修開催の調整	■ 大阪府を４ブロックに分け、ブロックごとに研修を実施。大阪府は、必要に応じ広域調整、オブザーバー参加。
認定就労訓練事業 担当者連携	■ 就労訓練事業所と自立相談支援機関の担当者の交流会・事例発表。 就労訓練事業所への見学等。
市町村訪問 （全43市町村）	■ 相談窓口の状況確認、各自治体の実施状況等を把握、個別相談等の対応。 ⇒先進事例を発掘（市町村会議等での紹介）。
その他	■ アンケートの実施（管内自治体からの意見（希望）や実施してほしい研修、管内における他制度との連携状況（子ども食堂の設置等）を把握）。 ■ 府の他部局との連携・調整。

ケールメリットが感じられています。今年度は９自治体で実施、来年度は 10 自治体で実施の予定です。

広域支援を通じて見えてきた本制度において今後望まれる対応として、２点を挙げさせていただきます。１点目は、実施機関の相談体制充実の必要性として、必要な人に必要な支援を届けるためには、相談支援員等の配置基準の設定が必要と考えます。２点目は、広域自治体による広域支援の重要性として、具体的には、研修や情報提供・情報共有を通じた相談員の育成支援、広域自治体レベルでの関係機関との連携・調整、任意事業等の広域実施におけるリーダーシップが必要と考えます。

都道府県による広域支援については、法律上の位置づけ、ガイドラインの策定、予算措置など、位置づけを明確にすることにより、取り組みやすくなると考えています。

駒村　ありがとうございました。

社会課題の解決が資源開発につながる

駒村　まず、高知市にお聞きしたい点は、社会資源開発です。高知市では、この制度が始まる前から高知チャレンジ塾がありました。しかも、普通は子どもの貧困の連鎖の議論になると福祉部門から出てくるのに、教育関係者が先にこれをやった。これは社会資源として成長するきっかけがあったのか、お聞かせください。

岡﨑　教育委員会としては当時、不登校の生徒が多いという課題があったと思いますし、非行率も非常に高いということで、危機感があったのだと思います。

当時の教育長は、ある学校で校長を務めて

いたときに、授業を受けずに校庭で遊んでいた子どもたちと校舎の壁のペンキ塗りをし、そこにほかの生徒も協力をしていくことで学校全体が立ち直っていったという経験をしています。子どもたちに貧困の連鎖をさせてはならないという強い思いがあったのではないかと思います。われわれも必要性を強く感じていましたので、5か所でスタートしたこの事業は10か所まで広がっています。

駒村　ありがとうございました。生活困窮、経済困窮ではなくて、地域のさまざまな社会課題の中で、そこを解こうという力が地域にあった。そこがこの制度につなげたと理解させていただきました。

地域の暮らしに何が必要か

駒村　邑南町は、一般施策を使ってまちおこし、まちづくりの視点から子どもに着目したさまざまな政策を行っています。これに加えて生活困窮の活用は、どういうものが考えられるでしょうか。その際、県の支援、あるいは国などの支援でどんなものがあればいいと考えておられますか。

石橋　私のまちは子育て世代にこだわってきました。今年の4月から、フィンランドのネウボラ制度を参考にした邑南町版のネウボラ制度を取り入れています。ネウボラとは、妊娠から出産、子どもが就学するまでを自治体が切れ目なくサポートするしくみです。妊娠から出産などの相談の中で、保健課、福祉課、教育委員会と縦割りになっていたものを一つにまとめてワンストップで相談できる窓口を設けようというのが邑南町版のネウボラ制度です。その窓口には、保健師と福祉課の職員が一緒に対応しています。

邑南町 町長　石　橋　良　治

町村でこうした事業をしていくには、マンパワーなど、さまざまな問題があります。やはり最後に寄るところに都道府県があっていいのではないか。人材育成はもちろん、町村では対応できない相談もありますので、都道府県のバックアップを前提に町村は福祉行政をもっとやるべきではないかと思っています。

駒村　ありがとうございます。邑南町の場合は、地域をどう発展させて維持させていくのかという視点で、地域の人々の生活に何が必要なのかと考えていらっしゃいます。制度やテーマに限定されずに、人々を孤立させないという視点で、地域づくりに着目した取り組みをされています。その上で、都道府県にはマンパワーと、地域ではどうしても対応できない事例を支えてもらいたいというご意見でした。

広域自治体の役割を考える

駒村　前河さんからは、広域実施の事例としての就労支援についてお話をいただけますでしょうか。また、就労支援、広域事業の費用

配分や、どういう形でこれを進めたのか、情報をいただければと思います。

前河　大阪府の広域就労支援事業は、2015年度にスタッフみんなで一生懸命考えてつくり上げてきた事業です。福祉分野では就労支援のノウハウが十分ではなく、一つの自治体で就労支援先や協力事業所などの社会資源を開拓するのも難しく、また、予算の面でも単

大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課
課長　前　河　　桜

独の自治体で確保するのが難しい。都道府県が、事業所選定の際にプロポーザルを実施したり、予算の配分の調整など、事業の大本を対応することで、基礎自治体の負担が軽減されたり、委託事業者と参加自治体と大阪府が定期的に進捗会議を行ったり、必要なテーマの研修会や交流会を開催することで情報共有の場をつくることができるなど、いろいろな面でメリットがあると考えています。費用負担については、自治体ごとに基本負担額と人口割合で按分して分担しています。

駒村　就労支援のようなそれぞれの自治体で実施するには

慶應義塾大学経済学部 教授　駒　村　康　平

非効率な部分のある事業を府が音頭を取ってデザインをされています。広域自治体の役割ということですが、本日参加された皆様におかれましては、こういった形を持ち帰って情報発信をしていただければと思います。

時間も詰まっていて恐縮ですが、このセッションは、これで締めたいと思います。ありがとうございました。

徹底討論パート1

生活困窮者自立支援制度と地域共生社会

[登壇者]

中央大学法学部……教　授　宮本　太郎

日本福祉大学……学長補佐　原田　正樹

厚生労働省社会・援護局生活困窮者自立支援室…室　長　本後　　健

制度の評価と課題

宮本太郎　このセッションでは、生活困窮者自立支援制度のこれからと、地域共生社会など、困窮者自立支援制度と大きく関わっていくような政策提起の中でこの制度をどういうふうに考えていくかを話したいと思います。

３年目で非常に大事な局面です。みんなが元気になって、少しでも選択肢を増やして生きていける、そういう新しい体制をつくらなければいけない。

そうした中での地域共生社会論です。地域福祉の新しい体制をつくっていこうという風が吹いてきました。こうした中で、どんなふうにこの体制を成立させていくのか。地域共生社会がどのようにできていくのか。考えていきたいと思います。

さて、制度発足後の３年間ですが、原田先生、どうお考えでしょうか。

原田正樹　まずは、評価すべきことを２点、挙げたいと思います。

１点目は、生活困窮者自立支援の実践が始まってから、現在の潜在的あるいは従来の支援が見て見ぬふりをしてきたような事例が明らかになってきた。今までどうしていたんだろうという大変な事例があちこちで出てきた。そういうところにこの制度の必要性を実感しています。

もう１点は、具体的にこの制度を担っている主任相談員や相談員のソーシャルワークの役割機能が、支援を通して非常に具体的になってきています。この２点が大きく評価すべき点かなと思っています。

課題を３点挙げます。１点目は、定義の問題。社会的孤立をどう定義するかによって、またその要件に当てはまらない人をつくり出してしまうのではないか。そうならないためにはどういう仕掛けをつくるか。

私は個人的には生活保護法の第２条の無差別平等の原則のようなものをしっかり入れていくことが必要だと感じています。「すべて国民は要件を問わず無差別平等にこのサービスを受けることができる」というような一文がないと、社会的孤立の要件だけを明確化するのは難しいのではないかと思っています。

２点目は、町村の問題をどうとらえるか。特に福祉事務所がない町村の問題を県との関係でどうとらえるかは大きな課題だと思っています。

３点目は、支援の仕組みづくりが本当にうまくいっているのか。これは支援調整会議もそうですし、支援のネットワーク会議と称されるものもそうです。社会福祉法の改正により、今後それぞれの自治体ごとに包括的支援体制をつくっていくわけですが、こうした仕組みができてきているかどうかです。

宮本　ありがとうございました。

制度ができたことで、従来の縦割りの制度の中で、複合的な困難を抱えているために、

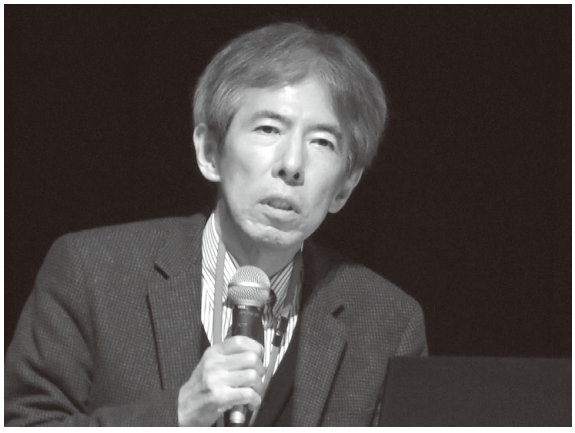

中央大学法学部　教授　宮　本　太　郎

その間にはまってしまっていた人たちが見えてきました。既存の制度を横につなぎながら、連携することがパワーになっていく、それがこの制度です。

働けるか働けないかの二分法、支えるか支えられるかの二分法ではなくて、「多少の支援があれば働くことができる」という現実が広がっています。三重県鳥羽市は、観光を中心とした産業部門と福祉の部門が連携して、商工会議所や漁協、観光協会に働きかけています。ある一定の時期に、この仕事の人手が足りていない、という切り出しやすい仕事がたくさんあることに気づいたのです。

生活困窮者自立支援制度と地域共生社会論

宮本　生活困窮者自立支援法の形を地域で広げて定着させていこうと、地域共生社会論が出てきています。原田先生には、地域共生社会論が生活困窮者自立支援制度にどんな可能性をもたらすのか、お話いただければと思います。

原田　生活困窮者自立支援制度の自立とは何か、この考え方が地域共生社会とは何かというところと同軸であると思っています。

生活困窮者の自立支援は、高齢者や障害者の従前使ってきた自立とは違う自立を目指しているのだろうと思います。制度を使わなくて済むような自立観ではなく、お互いに支えられながらよりよく生きていこうという相互実現的な自立観への転換が重要で、共に生きるという共生社会の軸になってくると思います。

重度の障害者運動の中で、共生社会をつくるというのは、「共に生きるとは、共に行き

日本福祉大学　学長補佐　原　田　正　樹

倒れになるまで生き抜くことだ。その覚悟なくしてこの言葉を軽々に使うことなかれ」と言われてきました。その哲学や思想抜きに、仕組みだけの議論ではいけないだろうと思います。

宮本　ありがとうございました。富山県氷見市は、生活困窮者自立支援制度担当の市社協が介護福祉課、子育て支援課とも連携して、福祉総合サポートセンターを立ち上げています。まさに生活困窮者自立支援制度が軸になった地域共生社会づくりだと思います。

地域共生社会の姿、困窮者支援の形をお話いただけませんか。

原田　検討会の中でも、地域共生社会は理念だけではなく、具体的な仕組みが必要だという意見がありました。ただし、誰がどこで何をするのかということまで国が定めてしまうと、それに縛られてしまう。むしろ、それぞれの市町村で考えていくことが重要ですが、それは市町村に丸投げするということではありません。枠組みはしっかりとつくり、その中で市町村が地域特性をふまえて選択して創造していくというプロセスが重要だと思います。

相談機関が範囲を広げて課題に対応する

本後健　生活困窮者自立支援制度がスタートして２年半たち、アウトリーチがずいぶん言われてきました。アウトリーチとは、相談員が実際に出かけていくだけではなく、まずはいろいろな相談機関がつながることが大事であり、庁内でいろいろな機関とつながりのある窓口であればあるほど、新規相談件数も多くなっています。

また、地域で助けを求められずに苦しんでいる人に気づけるのは、ご近所や民生委員、自治会などです。ただ、そうした人たちは、自分たちを受け止めてくれる後ろ盾がないと、地域の中で安心して課題を見つけてくることはできません。市町村単位でしっかりと受け止める体制をつくっていかなければ、安心して地域活動はできないと思います。逆に言えば、生活困窮者自立支援制度があるからこそ地域でいろいろな取り組みができる、つまりそれが地域共生社会となるわけです。

今年の通常国会では、社会福祉法という法律を改正しています。地域共生社会のためのさまざまな改正をしていますが、106 条の２という条文を説明します。

この条文は、社会福祉のサービスを実施する企業のうち介護や障害、母子などの各分野の相談機関や地域包括支援センターが気づき、支援が必要だと思ったら、生活困窮の窓口などにつないで対応してください、というものです。たとえば地域包括支援センターが 8050 という課題に直面した場合、専門分野の高齢者の課題だけでなく、50 の課題解決についても生活困窮の窓口につなぐということです。各相談分野の相談機関が、自分のテリトリーを少し広げてもらえないかということを社会福祉法の中で規定しています。

それぞれの相談機関は、世帯の課題がよく見えてきています。自立相談支援機関との関係ができているかどうかで、地域包括支援センターの活動の仕方も変わってくると思います。地域共生社会とは、いろいろな関係を持ちながら、みんながテリトリーを少しずつ広げていける、そのきっかけ、そういう仕組みづくりだと思っています。

宮本　ありがとうございました。相談支援や任意事業の現場にいる皆さんは、孤立感にさいなまれ、不安や焦燥感に襲われています。こういう現実に対して、地域共生社会のような形で表わしたい。それも見えてきました。

自治体で理念を確立するために

宮本　生活困窮者自立支援の現場に、現実と理念のギャップに打ち砕かれてしまうところがあります。支援員は信頼関係を構築する、家族を含めた支援をする、社会とのつながりの構築をする、さまざまな支援のコーディネート、つまり縦割りの制度を全部つなげていく、さらに足りなければ社会的資源を開拓する。これではやはりしんどい。自治体の中で、この制度がきちんと認知されているということが非常に大切です。原田先生、どうすればこの理念が自治体の中で確立するのでしょうか。

原田　検討会では、地域共生社会が市町村の中で完結して問題解決をするのではなく、たとえば DV や虐待の問題など、町村の中だけでは完結できないニーズについては、広域で

の支援も必要だと指摘されています。身近な地域から、市町村、県域といった相談援助を構造化したシステムが必要です。

もうひとつ、私が自治体に期待しているのは、地域福祉計画をどうつくり込めるかです。地域福祉計画というツールを使って、庁内連携や分野横断的な計画をシステムとしてつくれるかどうか。市町村の計画行政の中で求められているものをオーソライズしながら仕組みをつくっていくことが、連携をつくる具体的な方法だと思います。

宮本　ありがとうございました。身近であるからこそ出しにくい悩みがあります。そこは臨機応変にいろいろな入り口を利用できるというのが、生活困窮者自立支援制度であり地域共生社会の形です。本後さん、こんな形をどうやって自治体に働きかけてくれますか。

本後　たとえば学校で不登校の人、学校の先生が心配している人がいます。ともすれば学校の中だけで対応しようと思われがちですが、学校の先生も家庭まで踏み込めないとか、そういう思いを抱えながら悩んでいます。

そうしたところが入り口になって生活困窮者自立支援制度とつながる場面がたくさん出てきています。自立相談支援機関と入り口の機関が一緒に考え、出口も一緒に考えていくことになるのではないか。

だからこそ、自立相談支援機関と関係するいろいろな部署とのつながりをもう少し明確化できないのかという議論があります。税、国保、介護保険、水道、学校、公営住宅など、いろいろな窓口でつながってきた人を、必要に応じて自立相談支援機関につなげていくことを、努力義務のような形にならないかと検討しています。

厚生労働省社会・援護局生活困窮者自立支援室
室長　本　後　　健

また、都道府県の役割も審議会の中でも大きなテーマとして話されています。たとえば任意事業を必須化するには、都道府県のフォローが必要です。さらに、支援員同士が横につながっていける場を都道府県という単位でつくっていくことで、相談できる体制が都道府県内でできるようになります。そういう議論が生活困窮者自立支援制度の見直しの中でも進んでいます。

宮本　ありがとうございました。そこは随分期待が持てる中身ですね。

では、最後に制度改定を控えて、改正のポイントを提案していただけませんか。

制度改正のポイント

原田　社会福祉法の第４条２項に地域福祉の推進について、地域生活課題が定義づけられました。１つ目の柱は、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題です。２つ目の柱は、地域社会からの孤立。３つ目の柱は、地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されているかどうか。この３つを含めて地域生

活課題という新しい定義ができました。

この地域生活課題とは、個人と世帯を丸ごと捉えていこうという視点と、何よりも社会的孤立と社会参加にも注目していく、つまり社会モデルとしてのアセスメントが重要になるのです。

そうした大きな変化の中で、人材養成や研修体系をどうつくっていくかが大きなポイントになります。支援の現場の人たちが、こんなに大変な事例があったのかと思うようなケースを一つひとつ支援されてきました。その経験知や実践知を集約して標準化する取り組み、ひいてはスーパービジョンのような仕組みにしていかないと、徒労感で終わってしまいます。経験知がしっかりと後輩に伝えられるようなスーパービジョンの仕組みをつくる必要があります。その仕組みをつくることは、職員たちが安心して働ける身分保障につながります。いい支援のためには職員たちの身分保障が不可欠です。行政からの委託にしても人件費補助のなかに前歴加算が認められるような仕組みをつくらなければ、この分野のベテランがしっかり育つ仕組みになりません。「人財」がこの仕組みの要になると思っています。

本後　自立相談支援機関の人の配置だけではなく、スーパービジョンなどの連携やネットワークでの支え合いの形をどうつくっていけるのか。制度の見直しの中で大きな課題になっています。

就労準備支援事業や家計相談支援事業の必須化について、就労準備支援事業の交通費、子どもの学習支援での食事の提供費用など、安心して相談を受けるためのメニューや課題を、審議会や関係の方々を含めて検討しているところです。

宮本　今の本後室長からの見通しに対して、ここは最後にぜひ原田先生より応援歌をお願いします。

原田　今日のこのネットワークの大会もそうですが、関係者だけの間の話にしてはいけない。ところが３年たつと、生活困窮という一つの領域として縦割りになってきて、理念と実際の受け止め方がずれてきてしまいます。そこに運動をつくっていかないと、今日語っているようなことが現場では広がっていきません。そういう意味でも、こうしたネットワークや運動が本当に大事だとあらためて思いました。

宮本　このネットワークでのコミュニケーションを高めながら、よりよい制度にしていくことができたらと思っています。ありがとうございました。

徹底討論パート2

生活困窮者自立支援制度と地域共生社会

[登壇者]

宝塚市社会福祉協議会（兵庫県）……常務理事　佐 藤　寿 一

NPO 法人とかの元気村（高知県）……副理事長　森 田　有 紀
（あったかふれあいセンター とかの コーディネーター）

[コーディネーター]

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク…顧　　問　村 木　厚 子

村木厚子　皆さん、こんにちは。このセッションは、兵庫県宝塚市という中堅の都市と、高知県の町村部の代表として佐川町から、それぞれの実践を伺い、エネルギーと知恵をもらおうというパートです。

縦割りを破り、地域での暮らしを支える

佐藤寿一　宝塚市は人口 23 万人、高齢化率は 27％で、大阪、神戸のベッドダウンとして発展をしてきました。昭和 40 年代後半からニュータウンが開発され、マンションがたくさん建ち、人口が急増しています。

市内の区域割りは、まず人口約３万人規模の７つのサービスブロックで、これが地域包括支援センター圏域、介護保険法で言う日常生活圏域です。住民活動の単位は小学校区で、20 の小学校区のコミュニティ組織が全市を網羅しています。

市社協の職員は 350 人ほどです。権利擁護、相談支援、サービス提供など幅広く事業をするなかで、市社協も縦割りになりました。これを打開するために、５年ほど前から分野別だった組織を地域ごとのものに改め、地域を単位にいろいろな職種の専門職を配置するエリアチーム制を導入しました。そのチームで地域に関わり、住民活動を支え、見えてきた課題を住民と一緒に解決しています。加えて、サービスブロックごとに地域活動を支援する担当職員を配置しています。

宝塚市社会福祉協議会（兵庫県）
常務理事　佐　藤　寿　一

生活困窮者の自立相談支援事業は、行政から受託して市社協が行っています。行政との協議を積み重ねて、市役所の中に相談窓口「せいかつ応援センター」を設置し、解決に向けて横につながる仕組みを併せてつくろうと、行政の庁内連携の場である「生活困窮者自立支援会議」をつくってもらいました。市のせいかつ支援課と市社協のせいかつ応援センターが同じ場所で動くという形です。

相談は、行政の各窓口や、地域包括支援センター、各種相談機関、民生・児童委員などからつなげられてくるものが多くなっています。相談の内容をよく聞いてみると、最初に相談を受けた行政窓口で対応してもらう必要があることも多く、支援員と一緒に話を聞きながら整理をすることで、多くの課題が解決できると分かってきました。連携の仕組みがうまく機能し出しています。

相談を通じて見えてきた大きな課題としては、ひきこもりの問題があります。行政内の関係各課、市社協、就労支援の NPO、当事者、家族を巻き込んで、この課題を考えるプロジェクトを立ち上げ、対応を検討しています。

また、体験的就労の効果がとても高く、中間的就労をどのように具体化していくのかについても検討の場を設けています。それ以外にも、さまざまな制度のはざまの問題が出てきていますし、高齢者の相談件数が徐々に増

え、高齢者の貧困が具体的に目に見える形になってきました。いままで気がついても対応できないから知らんふりをしていた課題について、対応の具体的な検討が進みだしています。

そして、ワーカーが関われば関わるほど、本人を地域から孤立させている場合があることも大きな課題です。介護サービスで、ヘルパーやデイサービスが関わりだすと隣近所の人たちがどんどん手を引くのと同様です。まわりがつながって支えていても、役所や専門職が出入りすると、まわりが引いていくという状況が起きています。

要は受け止める地域づくりをどういうふうにしていくのか。困窮者支援に限らず、専門職がネットワークを組んで解決する流れと、住民が排除せずに受け止めて、かかわってもらえるような流れを具体的につないでいくことで、地域の受け止めていく力を強めることができると思います。

1993年ごろから、行政はまちづくり協議会という小学校区ベースの組織づくりを働きかけていました。阪神・淡路大震災を機に、住民、行政、社協ともその必要性をより一層感じることになり、まちづくり協議会を中心に、地域福祉活動を積み上げてきました。地域福祉活動支援プログラムとして、福祉コミュニティ支援事業、自治会見守り支援事業、ふれあいいきいきサロン支援事業の三本柱で、住民の福祉活動の支援をしています。居場所の活動を始めると、「あの人は最近顔を見ないけれど元気かな？」という気にかけあいが始まり、見守りをしようという気持ちが出てきます。見守りを始めてみると、いろいろな生活課題が見えてきて、具体的な支え合い活動が起こります。市域、ブロック、小学校区、自治会という4層のエリアを使い分けながら、最終的に何かあれば、住民と行政や専門職が話し合い、協働して解決をする、という流れで動いてもらっています。

さまざまな課題を抱える人がその地域で生活することを継続的に支えることは、専門職の力だけでは到底できません。その人が住民との関係をうまく築けなければなりません。だから、専門職は自分たちではできないことを住民にしてもらうのではなく、住民の持っている地域生活のノウハウを教えてもらい、その地域で行われている活動を見て、住民だけではできないことを、専門職である自分たちがどう引き受けるのかを考える必要があります。

暮らしを支える小さな拠点

森田有紀　高知県独自の事業であるあったかふれあいセンターは、県と市町村の半々の拠金で運営されています。子どもから高齢者まで誰もが気軽につどい、必要な支援を受けることができる、地域のニーズ、実情に応じた

NPO法人とかの元気村（高知県）
副理事長　森　田　有　紀
（あったかふれあいセンターとかの コーディネーター）

小規模多機能支援の拠点です。支援する側・される側と役割を分けるのではなくて、お互いに支え合う活動拠点を目的としています。現在、29 市町村で 43 か所、210 サテライトで実施されています。

あったかふれあいセンターとかのは、佐川町の斗賀野（とかの）地区にあります。佐川町は、旧村単位で 5 地区に分かれていて、そのすべてに集落活動センターやあったかふれあいセンターなど、地域の拠点が整備されています。斗賀野地区の 2016 年度末の人口は 3,046 人、高齢化率が 36.6％です。近年では、高齢者のみの世帯や独居、認知症の人が増加していて、今後ますます地域のつながりが必要とされていくと考えられます。

あったかふれあいセンターとかのは、NPO 法人とかの元気村を母体として 2014 年 5 月から活動しています。「つどい」「学び」「交わり」などの機能を持ち、昨年度の登録者は、地区内が 630 人、地区外が 181 人です。そのうち男性の利用者が 3 割を超えています。年齢比は 65 歳以上の高齢者が全体の 65％以上を占め、つどいの場には、 1 日平均 30 人が利用をしています。

あったかふれあいセンターとかのには、ボランティアスタッフ「あったかお助け隊」として登録している人が 35 人います。あったかお助け隊では、窓拭きや換気扇の掃除、草刈りなど、ヘルパーが対応できない生活支援の依頼が増えてきました。しかし、お助け隊への依頼が一部の人にとどまるなどの課題もありました。そこで、災害や超高齢化に備えて日ごろからのつながりを強くしたい、地域で地域のニーズを解消する「我が事・丸ごと・お互いさま意識」を醸成したいという思いのもと、生活支援ボランティアのイベントを開催しました。

ニーズ調査、関係機関との打ち合わせ、自主防災組織や民生・児童委員への声かけ、一般ボランティアの公募など、さまざまな機関・人と連携して準備を進めていきました。 6 歳から 86 歳のボランティア、あったかお助け隊、自主防、民生・児童委員など、まさに地域全体で地域を支援する取り組みが行われました。イベント後のアンケートでは、「一つの助け合いが大きなものになると気づかされた」などのうれしい意見がありました。人に感謝されることがボランティアの力になり、その輪が地域全体に広がったら素晴らしい地域になると感じました。

佐川町で生活困窮者自立支援制度を行っているのは町社協のあんしん生活支援センターです。あったかふれあいセンターは、自分たちで解決できない相談や困りごとを早期に地域包括支援センターや町社協につなぐ役割と同時に、制度の隙間を埋める役割があると考えています。そして、スタッフだけでその役割を担うのではなく、地域全体で取り組むことがこれからの社会では必要だと思っています。

生活困窮の背景には、家庭環境や何らかの障害で周囲の人に排除されたり馴染めなかったり、孤立して傷ついた経験があります。そんな人たちが社会に出てリスタートするまでには、小さな成功の積み重ねが必要です。あったかふれあいセンターのような小さなコミュニティに来て人と交わることで、少しでも前向きになったり自信がついてくれる、そんな居場所になれたらと思っています。ときにはお節介が煩わしく感じることもあるかもしれ

ませんが、それでこそ孤立を生まない地域だと思います。

人は人と関わることで幸せを感じる。人とつながることなしには、本当の幸せはあり得ないと思います。人と関わるなかで、些細なことでも「ありがとう」「おかげさま」と、優しさのシャワーを浴びることで小さな幸せを感じられます。その積み重ねが大事だと思います。そして、お互いが頼り頼られることで、支え合いの地域が生まれると思います。

これからも、あったかふれあいセンターとかのは、地域福祉の拠点というだけではなく、地域住民一人ひとりが住み慣れた大好きな斗賀野で、生きがいややりがいを感じながら、共に支え合い、安心して自分らしく暮らせる地域づくりを目指して活動したいと思います。

専門職を育てるために

村木　私から少し質問をしたいと思います。

まず、佐藤さんです。生活困窮者自立支援法ができたことで、役所の中の縦割りを解消する連携が促されたということと、今まで埋め戻していた問題があぶり出されたというこ

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
顧　問　村　木　厚　子

とが、よく分かりました。孤立を原因とした難しいケースについては、受け止める地域づくり、地域の力が必要で、住民の意見を聞き、段階を追って事業をつくっていくということも非常によく分かったのですが、そういうことができるいい専門職をつくるために何が大事か。そして地域をつくるのだけれども、重い支援は制度の力が必要となるところもありますので、もう少し法律や制度の支えが必要だと思っているところがあれば、伺いたいと思います。

佐藤　地域に関わるワーカーの仕事は、スパンがとても長いです。一つの地域が話し合いを積み上げ、活動できるまでに５年はかかると考えると、一人のワーカーが経験できることはそんなに多くはありません。だから、事例検討などを通してワーカー間で経験を共有するように働きかけ、生活の主体である住民と一緒に取り組むという考え方をしっかり伝えるようにしています。

制度に対応していただきたい部分は、認知症の一人暮らしの問題などは、ある程度住民が受け止める力ができてきました。けれど、刑余者や重い精神障害者の対応は、地域の中で暮らすための基盤となる支援を制度にしっかり入れていただかないと、少し専門職がついても地域で支えていくことはなかなか難しく、排除を生むことになります。地域での生活を支える仕組みを打ち出していただければと思います。

頼り上手で住民を巻き込む

村木　森田さんへの質問は、地域でとてもいい形ができていますが、3,046 人の人口で

登録者 811 人というのはやはりすごいです。その巻き込むコツを教えてください。

また、地域で事業を運営していくのには大変なところもあると思います。運営上の苦労や、どのようなバックアップがあれば安心して活動できるのかを教えてほしいと思います。

森田　巻き込むコツは、スタッフが頼り上手になることかなと思います。いつも気にかけてくれている人は、「今日はちょっと休むき、来れんきね」と声をかけに来てくれます。ですから、とても頼っているし、いつも「助けて」と声を上げています。

運営上の苦労している面は、人件費が厳しい状況があります。あったかふれあいセンター全体の課題として、給与面からの離職という話も聞いています。とかのでも、産休に入った職員の給料をお支払いできないので、いったん辞めていただいて、今年度から復帰してくれたのですが、制度上の予算がもうちょっとついたらありがたいです。

村木　あったかふれあいセンターは県単の事業ですよね。生活困窮者自立支援法の任意事業を必須事業にしたときに、町村部でできるのかという話が出てきていましたが、今のあったかふれあいセンターのお話から、もう十分に取り組んでいると感じます。そうすると事業費が来ることになりますよね。

お話を伺い、生活困窮者自立支援法ができて、今まではざまに落ちていたものがだんだん見えてきました。救わなければいけない、手を差し伸べなければいけない課題とともに、アウトリーチができる地域をどうつくるか、居場所になれる地域をどうつくるかということが出てきました。地域をつくり、活性化すると、制度に対するニーズが出てきます。この循環をうまくいかせて共生社会をつくり、困窮者を見捨てないために、これからもう一歩を進むとしたら何が必要かをお話しいただいて終わりにしたいと思います。

地域共生の輪を広げる

佐藤　共生社会というのは、いろいろな人がその中で生きていけるようにすることです。そのときに主体になるのは、そこに住み、生活している人たちです。しかし、制度にすることで、どうしてもその主体が住民ではなく、制度側に移ってしまい、うまくいかない。この仕組みは、地域らしさや地域の判断をいかに制度に位置づけてもらえるかがポイントだと思っています。

森田　あったかふれあいセンターが、地域住民の居場所、拠点となっているなかで、制度のはざまの支援や、地域で地域の困りごとを解決できる仕組みをつくっています。誰もが排除されることのない地域づくりを目指すとしたら、あったかふれあいセンターのような多世代交流で多機能型の小さい拠点が全国に整備されて、地域共生の輪が全国に広がったらいいなと願っています。

村木　ありがとうございました。小さい拠点を置く、居場所から始まって最後の支援までいける、取りかかりをお二人に教えていただいた気がします。住民主体を維持しながら住民に丸投げしない仕組みをどうつくるのか。とても難しいことです。この後のフロアとのやりとりのなかでその答えを少し探していければということで、セッションを終わります。ありがとうございました。

フロアディスカッション

[指定討論者]

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク… 顧　問　山 崎　史 郎

[指定コーディネーター]

ジャーナリスト……迫 田　朋 子

[登壇者]

徹底討論パート１・パート２登壇者

一番大事なことは、人とのつながり

迫田朋子　フロアディスカッションは、皆さまが主役です。双方向で理解を深めたいというセッションです。

まずは厚生労働省の社会・援護局長を務められ、現在は生活困窮者自立支援全国ネットワークの顧問でもある山崎史郎さんからコメントをいただこうと思います。

山崎史郎　これまでいろいろな社会保障の仕組みをつくってきましたが、一番大事な人と人のつながりが、実は欠けていたのではないかと思います。

私はこの生活困窮者自立支援制度の素案をつくるときに局長を務めていました。その昔、介護保険制度を10年かけてつくりましたが、そのときに導入したケアマネジャーがなかなかうまくいかなかった。なかには、ケアプランをつくり、サービスを紹介しておしまい、という人もいる。そこで、生活困窮者自立支援制度の相談支援はケアマネジャーとは違うものを目指すのだと思うに至ったエピソードが2つあります。

生活困窮者自立支援全国ネットワーク
顧問　山　崎　史　郎

1点目は、奥田知志先生に「アセスメントにはどれくらいかかりますか」と聞いたときのことです。介護保険のケアマネジャーは1人で30～40人くらい抱えていますから、次から次へとアセスメントをつくっていきます。それをイメージして聞いたのですが、奥田先生は、「早くて半年、下手すると1年」と言うんです。つながっていくうちに相手が変わっていく。相談支援そのものが相手を変えていくということです。

2点目は、「よりそいホットライン」という電話相談をやったことです。東日本大震災のあと、被災地では自殺問題が起きると思っていたので電話相談をつくりました。24時間、365日、無料です。テーマは何でもいい。始めたら、5年たった今でも電話が1日3万件です。寄り添って、自分の悩みを聞いてくれればいい。つながるだけでいいと言っている。それが3万件かかってくるんです。

こうした「寄り添い」「伴走」の支援が相談支援の本質です。最初に、岡﨑誠也市長から、高知市の「断らず、諦めず、投げ出さず」というお話がありました。これは本当に大変だと思うけれども、自分たち自身がつながっていることで大きな力を与えていただいているのです。

この中の「投げ出さず」という言葉は、解決しろという意味ではありません。解決できなくても投げ出さない。つながってあげればいいんです。いつかは解決方法が見つかるから、それを見つけてあげて一緒に喜ぶというのも非常に大事だと思います。

支援する人間をどう支えるのかは、これは大きな課題です。私は一つだけある希望を持っています。「よりそいホットライン」の

電話を受けているのは、孤立した経験がある人たちです。この制度をつくって３年ですが、支援された人たちが支援する側に回ってきました。つながった相手が自分たちの仲間になってくれると思っています。だから、まずはこの制度を自分たちがしたい仕事に使い倒して、いい仕事をしてほしい。そういう願いを含めて問題提起をさせていただきました。

迫田　「投げ出さず」の後に、支援者のために「抱え込まず」を入れてもいいのではないでしょうか。

山崎　そうですね。「断らず、諦めず、投げ出さず、抱え込まず」。

迫田　皆さんもつながり、支えていく、ということです。

それでは徹底討論パート１・パート２にご登壇くださった皆さまにもう一度入っていただきます。そしてフロアの皆さまからのご質問・ご意見等を伺いたいと思います。

我が事・丸ごとを国民全体に広げるために

――本後さんにお願いしたいのですが、「我が事・丸ごと」を政府広報等でキャンペーンをしませんか。「地域住民主体」ということは、国民全員が知らないと、働きかけができないのです。国民を挙げてやらなければいけないのならば、政府がそれを引っ張っていかないと。いかがでしょうか。

本後健　まさにおっしゃるとおりでして、「地域力強化検討会」の取りまとめでも、委員の皆さんから同じご意見をいただきました。そもそも「地域、地域」と言うけれども、地域に丸投げするのではなく、厚生労働省がどうやっていくのかという覚悟が問われている、

しっかりと逃げずにやってください、と報告書にも書いていただいています。

この取り組みや考え方を、自治体や地域で活動している皆さんとどのように共有していくかという課題があります。こういう考え方でやっていこう、福祉は丸ごとにしていこう、地域の力がベースです、という考え方をもう少しキャッチーな形で共通認識にするために、ガイドラインをつくるなど、具体的に進めたいと思います。

村木厚子　制度の財源を払っているのは住民です。ですから、制度も地域でやることも、本当は全部が住民主体のはずです。制度が自分たちのものという実感が日本では乏しいので、丸投げされたとか、制度がちゃんとやれという話になるのですが、結局財源は一つで、みんなが払う税金や社会保険料です。

では、それを使ってどういう制度をつくってどういう地域をつくっていくのか。丸投げではなく、住民がコントロールしていくべきものだという自信が行政にあれば、いいキャンペーンを張れていくと思います。

迫田　その流れで我が事ということを住民主体でやってこられた、宝塚ととかののお二人から、住民主体を住民側からつくっていくヒントをいただけますか。

佐藤寿一　住民主体という言葉が専門職が仕事をしやすくするために使われるのはとても

具合が悪いと思うんです。住民が決めて住民がやる以上は、リスクも当然住民が負うわけですから、どんな結論が出ても、住民に従っていくという心づもりがないと、成り立たない。住民主体でやってもらうことに対する専門職側の心構えは、それくらい必要だと思います。

森田有紀　私も同じとかの地区の住民ですので、一緒にやっていこうという意識で仕事をさせてもらっています。なので、住民主体というのに私も入っているので、一緒に地域づくりをしていけたらなと日々思っています。

迫田　だから住民主体が広がり、伝わっていくんですね。ほかにフロアからはいかがでしょうか。

家計支援必須化を考える

――見直しで、家計支援必須化の意見が委員から出ていると伺いました。実際に支援をしていて、高齢の人からは、年金を上手に使いたい、少しでも働きたいというニーズを聞いています。そうなってくると、家計支援というのは単なる任意事業の支援員ではなくて、相談支援事業の中核になってきます。生活を支えるには、家計を含めて自立相談支援をしたほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

本後　家計相談支援について、まさにおっしゃっていただいた議論が行われているところです。相談支援の中でも、経済的な理由で家計の支援が必要となる人はかなりいます。家計相談支援は専門的であり、かなり深く掘り下げていくということが現場の実践の中で分かってきています。

家計の掘り下げ方や解決の手段を考えていくときに、単にお金の使い方を指導するだけではなくて、本人が家計相談を離れてもどうやって一人で生活を立て直していけるのかを寄り添いながらつくっていくところにも専門性があります。

また、相談支援とかなり連続性があり、一体性があることも同時にわかってきています。必須化が必要だという議論は、現場の声からも出ています。

一方で、家計相談の事業をやるときに、小さな自治体でどうやってできるのかということも議論になっています。たとえば県単位で事業所を確保して、そこに各自治体がお金を出し合ってやるという形ができないか、県がバックアップして多くの自治体でできるようにする仕組みも併せて考えるべきではないかという議論になっています。もちろん財源なども含めて、これから詰めていくことになります。

迫田　ありがとうございます。お話を伺っていて、やはり生活困窮者自立支援制度というのは、皆さんと一緒にやりながら、議論しながらつくっていくものなのだと思います。山崎さん、最後にまとめをいただければと思います。

山崎　任意事業のお話が出ましたが、任意事業だからこそ、いいレベルの事業を要求できたと思っています。「いい効果が生まれている。そろそろみんなでやろうじゃないか」ということです。この制度は発展系で、次はどこを変えていこうか、とどんどん変わっていくものだと思っていただければと思います。

迫田　あっという間に時間になってしまいました。また、明日の分科会でも議論を深めていただければと思います。ありがとうございました。

大懇親会

「ザ クラウンパレス新阪急高知」にて、大懇親会が開かれた。

乾杯のご発声は、厚生労働省社会・援護局局長の定塚由美子さん。

「よさこい鳴子踊り」や大抽選会も盛り上がり、楽しい歓談のひとときとなった。

分科会レポート

分科会１　「はたらく」ことを支援する地域づくり
分科会２　「農業分野は、キャリア形成を応援できるか !?」
分科会３　「一人ひとりの尊厳を柱とした包括ケアと生活困窮者支援」
分科会４　現地企画①「ことわらない支援から視えてきたもの
～地方中核都市からの発信～」
分科会５　現地企画②「困りごと支援は土佐の山間から」
分科会６　「子ども・若者支援 ～孤立からの脱却と自立支援の方策～」
分科会７　「居住支援のこれから ―住宅と暮らしの一体的な支援とは」
分科会８　「生活困窮者自立支援事業の力量アップをはかる
～自ら＆協働の事業推進の視点～」
分科会９　「必須事業の実現に向けて ～家計相談支援の原点に戻る～」
分科会10　地域力「地域に生きる」

分科会１

「はたらく」ことを支援する地域づくり

パネラー

NPO 法人暮らしづくりネットワーク北芝	職員	簗瀬健二
NPO 法人わかもの就労ネットワーク	理事	三鴨みちこ
富士市ユニバーサル就労支援センター	統括責任者	三好泰枝
日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会 センター事業団	理事長	田中羊子
日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会　高知事業所	所長	小谷加代

コーディネーター

社会福祉法人生活クラブ風の村	理事長	池田徹

分科会 1 では、社会的企業型、一般企業への企業開拓、そして支援のあり方について、実践者からの話をもとに、参加者と共有をはかった。

NPO 法人暮らしづくりネットワーク北芝

大阪府箕面市にある暮らしづくりネットワーク北芝は、市より指定管理を受けている隣保館「らいとぴあ 21」で、総合生活相談、人権相談、就労・教育相談の窓口などの業務を行っている。この窓口でワンストップ型の寄り添い支援を行い、2015 年からは生活困窮者自立支援事業を社協と共同で委託を受けている。

北芝では、子どもたちが地域の手伝いや、困窮者の社会体験の対価として地域通貨を発行している。貧困家庭の子どもたちがお手伝いをすることで「ありがとう」と言われる経験を積み、将来の就労や人間関係につながるという思いから始まった。

生活困窮者も同じ地域住民であるので、彼らが働きやすい環境、安心して暮らせるまちづくりをすることが地域全体の宝になる。誰もが地域の担い手となる環境づくりと、その発信で「共助」の精神が生まれると考えている。

NPO 法人わかもの就労ネットワーク

中間的就労は、「家庭的」「規則の変更や運用が簡単」「すぐにできる仕事がある」「一人ひとりに向き合う経営者がいる」など、中小企業に向いている点が多い。しかし、中小企業と若者が理解し合い、つながれる場がないこと、経営者のサポートが必要、との観点から、専任で活躍できるコーディネーターが必要だと感じ、NPO 法人わかもの就労ネットワークが設立された。

地域と中小企業家同友会などの連携づくりを全国に広げていくと同時に、企業側の学びの場をもっとつくらなければならない。一方で、インターンシップと労働の具体的な線引きがわかりづらく、法律や論点の整理を期待したい。

富士市ユニバーサル就労支援センター

富士市ユニバーサル就労支援センターは、障害者の親の会が「親も子も安心して暮らせる環境整備」の要望書を市に提出。働きたいのに働けないすべての人を対象とし、2017 年 4 月に「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」ができ、富士市ユニバーサル就労支援センターが開設した。

既存のさまざまな相談窓口からユニバーサル就労の窓口である「くらし・しごと相談窓口」に相談

ができるよう、関係機関とアセスメントシートを統一した。ユニバーサル的な就労から段階的に一般就労につなげていきたいという相談も届いている。

今後は、企業の負担をかけずにユニバーサル就労を導入してもらえるようなケースモデルをつくろうと考えている。いろいろな企業で応用して取り組んでもらうために、環境をつくり、定着支援をしていきたい。

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会 センター事業団

ワーカーズコープは、働く人や市民が出資し、仕事をつくり出し、人や自然の関係性を豊かにするまちづくりを目指す協同組合だ。一人ひとりが力を発揮するために、多様性を認め合い、話し合いを深めることを大事にしている。

2006 年ごろから失業者が増え、基金訓練や求職者訓練に取り組み、当事者と共に働き、共に仕事を起こすことがテーマになった。東日本大震災を機に、被災者の仕事起こしにも挑戦している。過疎地の元気な高齢者が仕事を起こし、困窮者や若者が支え手となっている。

生きづらさを抱えて力を発揮できない人がいる一方で、人手不足と高齢化が進む地域では、なりわいや文化が継承できずに悩んでいる。この力を結んで仕事を起こすことに循環する地域づくりがある。

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会 高知事業所

ワーカーズコープ高知事業所では、病院で清掃や食器洗浄、送迎、シーツ交換や洗濯の仕事をしているが、現場は保守的で、「大変になるから障害者は雇わないでほしい」と言われていた。

高知市から委託を受け、2012 年から生活保護者の金銭管理業務をする関係で、高知県社協の仲介で若者サポートステーションとつながった。働きたくても働けない若者の就労支援を現場でできないかという相談があり、組合員と話し合いをした。保守的な考えからの変革は時間はかかったが、「やってみよう」と第一歩を踏み出した。

2013 年の 12 月から就労体験を始めている。体験から3人が組合員となり、就労につながった。そのうち1人は、自分の出身地でワーカーズのような働き方をしたいという夢を持っている。

コーディネーターを務めた生活クラブ風の村理事長の池田徹さんは、「このセッションで言う『はたらく』は、雇用労働に限定せず、家から一歩外に出て、居場所ができ、役割ができるという『はたらく』から始まる実践者が多いのではないか。厚生労働省は、就労支援を一般企業の受け入れと、地域の中の社会的企業を想定していた。一般企業だけに就労支援を担ってもらうのは難しく、社会的企業型と言われる事業を起こし、見つけていくことが大事だ」と会をしめくくった。

分科会２

「農業分野は、キャリア形成を応援できるか !?」

パネラー

株式会社れいほく未来	代表取締役常務	岡　部　正　彦
NPO 法人おおさか若者就労支援機構	事務局長	太　田　光　昭
NPO 法人就労継続支援 A 型事業所協議会	理事長	萩　原　義　文
NPO 法人日本プロフェッショナル・キャリア・カウンセラー協会	キャリア開発室 室長	森　園　仁　美

コメンテーター

高知県立大学社会福祉学部	講　師	福　間　隆　康

コーディネーター

A’ ワーク創造館 (大阪地域職業訓練センター)	就労支援室長	西　岡　正　次

分科会２では、農業分野の仕事や労働が、就労支援や相談者のキャリア形成にどう応用できるかが討議された。

株式会社れいほく未来

JA 出資型の農地所有適格法人で 2011 年に設立。遊休農地を活用した生産・販売のほか、農業の担い手を育てながら農地の荒廃を防ぐことが大きな狙い。地域を支える取り組みとして、農作業受託、ビニルハウスの張り替え作業、庭先集荷、そしてインターンシップ事業、新規就農研修事業に取り組んでいる。

インターンシップは、2013 年に、都市部のニートやひきこもり等の若い人たちと、若者が流出して寂れている地方を結びつける方法としてスタートした。インターン後、同社の社員となり、また営業でも活躍する若手社員は都会の消費傾向を理解するのにも役立っている。

NPO 法人日本プロフェッショナル・キャリア・カウンセラー協会

鹿児島県の大隅地域の自立相談支援機関くらし・しごとサポートセンター（くらさぽ）で相談者の訓練や中間的就労の場を開拓する事業所支援アドバイザーとして、事業所支援に関わった。支援した事業所の1つに肝付町が設立した一般社団法人農業振興センターがあった。「後姿をみて覚えろ」式の農業の技術・技能の中心の教育・育成方法が体験者に受け入れられなかった苦い経験から、体験者向け教育を見直し、指導者育成研修を実施。指導的立場にある方のコミュニケーション力向上や農業の技術のみならず、職業人として基盤となるスキルもきちんと言語化し、当事者にフィードバックすることで、キャリア開発をめざす人材育成の手法など学習するための研修を行った。

就労体験や就労訓練は、受け入れる職場環境の整備と指導者の育成が欠かせない。本人支援と事業所支援の両輪で進めることが必要であり、また本人の成長を公平で公正な評価をする仕組みづくりも問われている。

NPO 法人おおさか若者就労支援機構

人口約 10 万人の大阪府泉佐野市を拠点とし、南大阪エリアを対象に、若者サポートステーション事業を 10 年以上担っている。働きながら学ぶ、短時間でも働ける支援策として、増える耕作放棄地で若

者を担い手とする「アグリヘルパー」事業を2008年に立ち上げた。その後、就労支援の場として農業事業が順調に成長し、若者たちによる(株)泉州アグリの創業、さらに青森県弘前市と連携し、地方創生として泉佐野での支援を利用した若者が、弘前のりんご園の担い手になっていく仕組み・ルートを開発。若者支援・就労支援が地域間連携に発展し、この仕組みが石川県加賀市にも広がっている。

NPO法人就労継続支援A型事業所協議会

岡山県内ではA型事業所がそれぞれの生産事業をベースに協議会を組み、うち33か所が農業に取り組んでいる。まずは所得の保障を、という思いから、協議会の中に農業部会をつくり、手当てではなく賃金を支払うという意識で就業環境を改革した。協議会の取り組みは、就労を希望する支援学校卒業者の100%が就職するまでに成長している。

また特別支援学校では、発達障害が増加しているが、とくに医療と療育と働くことの密接な関係を重視した18～20歳の働くモデルをつくろうと、入学後は、希望する全生徒が実習に参加し、統一の評価表をもとに個々の成長を見ながら、職業の適性を見える化し、本人・家族・医療・学校の連携により、就労を希望する全員が、就労できる支援に発展させている。障害があっても職業選択の自由と勤労の権利を行使する権利があることを徹底して伝えている。

農業分野での生活困窮者就労訓練の現状と可能性

高知県立大学社会福祉学部講師の福間隆康さんは、「自分の役割と出番がない」「活躍する場がなくて困っている」福祉サービス利用者と、高齢化・担い手不足に悩む農業の実態を説明。農福連携が始まり、農業分野では障害者の参加・雇用から、就労の状況等で生活困窮に陥る者の就労訓練や雇用へと広がりを見せていることや、生活保護受給者の受け入れ施設で農作業に取り組む状況などを紹介した。

今後の可能性として、社会福祉法人が認定農業者制度による担い手となって参入し、実績を積み上げていく方法、あるいは農家が法人化し、多様な人材を受入れる社会的事業所として生活困窮者を雇用するケースがあると言及。そのための段階的な支援には、ハローワークや自立相談支援事業所との連携は不可欠であり、手当や研修などの必要性も訴えた。

発表を受けて、コーディネーターを務めたA'ワーク創造館(大阪地域職業訓練センター)就労支援室長の西岡正次さんは、「就労体験や就労訓練事業の効果を有用感や自己肯定感の向上といった評価で終わらせず、どういう支援、訓練がキャリア形成の何に効果があるのか、受け入れ事業所は社会的スキルも含め、どのようなトレーニングを分担する体験や訓練を準備するのか、具体化する段階にきている。就労訓練に参加した相談者が獲得した具体的な職業能力、キャリアを言語化し、たとえば職務経歴書に書き活用するなど、支援の進化が問われている」と締めくくった。

分科会３

「一人ひとりの尊厳を柱とした包括ケアと生活困窮者支援」

パネラー

南国市社会福祉協議会 地域福祉課	課長	丹生谷 行朗
伊賀市 健康福祉部医療福祉政策課	主査	奥沢 浩和
豊島区民社会福祉協議会 地域相談支援課	課長	大竹 宏和
長野県社会福祉協議会 相談事業部自立支援グループ	企画員	中島 将

コーディネーター

ルーテル学院大学	名誉教授	和田 敏明

分科会３は、断らない包括的相談支援体制と支援体制づくりや、個別支援と地域支援の連動など、生活困窮者支援のベースになる考え方から、一人ひとりの尊厳を柱とした包括ケアと生活困窮者自立支援のあり方を考えるセッションとなった。

南国市社会福祉協議会

南国市のあったかふれあいセンターは、「あんしん・つながる・たえない・かたち」を目標として支え合いの仕組みづくりを進めている。

個別支援を展開する上で、地域支援だけではなく、専門家とネットワークを組もうと南国ネットワーク連絡会をつくった。専門性を活かしたワンストップの相談窓口は、日中は総合相談として対応し、働いている人や夜でないと相談に来られない人のために託児所を完備した夜のワンストップ相談も実施している。

自立応援支援金は、困窮者自身が次の生活困窮者につなぐために、相談者と一緒に地域のイベントに出て、その収益を基金としている。地域との接点をつくり、お金を生み出して次の困窮者に還元している。

就労準備支援事業の働く場として展開した「カフェ・ド・ポム」は、生活困窮者やひきこもりの人の社会参加の場、地域で生きていることを認めてもらう場として、週1回実施しているカフェ事業だ。地域の人と接点を持ち、一緒に作業をしながらコミュニケーション力の向上や自己有用感、自己肯定感を育んでいる。

本人の「やりたい」という気持ちを認めて応援することが支援であり、その姿勢をつくり出すことを大事にしている。

伊賀市健康福祉部

伊賀市は平成16年に6市町村が合併して誕生した。合併と同時に自治基本条例を制定し、39の小学校区単位で住民自治協議会が設置され、そこを中心として地域の支援をする取り組みを進めている。

住民自治協議会で解決できない課題は、福祉の総合相談体制がつないで専門機関や専門職のネットワークでバックアップしている。福祉の総合相談体制は、ワンストップの包括支援センターを福祉相談の第1窓口として位置づけている。

現在、26の住民自治協議会で、地域福祉ネットワーク会議が立ち上げられた。社会福祉協議会で専属配置している12人の地域福祉コーディネーターが支援し、事業を進めている。

個別支援、地域支援で挙がってきた課題を施策につなげる仕組みも併せてつくり、社協が担う部分として地域支援を通した課題把握の場と、地域ケア会議等から見えた地域課題を整理する仕組みの両輪で一体的に進めている。

豊島区民社会福祉協議会

東京都豊島区は人口 28 万人で、そのうち外国人が約1割を占める。区内にはコミュニティソーシャルワーカーが、８包括圏域で2人ずつ配置されている。包括圏域で2か所ずつのユニット体制とし、フォロー体制をつくっている。

生活困窮者支援について、社協は自立相談支援事業と住居確保給付金の窓口、家計相談支援事業と子どもの学習支援に関わっている。コミュニティソーシャルワーカーと生活困窮者自立支援法に伴う自立支援担当の相談員は、社協の同じ地域相談支援課に属し、個別支援等において連携して取り組むことがある。

また、毎月1回行う事例検討会議や内部調整会議等は、一緒に検討し、課題の共有・分析を行う。

ソーシャルワーカーの役割を決めた段階でこぼれ落ちてしまう人がいる。役割をあまり決めない、なるべく包括的に全体を見渡すような視点を考えている。

地域の生活課題を丁寧に住民に説明していくこと、再びつながり合う意識への変換を狙う取り組みを今後も進めていきたい。

長野県社会福祉協議会

長野県は、19 の市はほぼ市社協が、58 の町村は県から委託を受けて県社協が生活困窮者自立支援事業を実施している。オール社協で地域の公益活動を考えていこうと進めている中で生活困窮者への支援を切り口とした事業の展開を考えている。

住むところを失った人は、保証人を立てられずに入居を拒まれるケースが多い。「あんしん創造ねっと」は県社協が事務局となり、入居保証事業や身元保証事業を実施している。生活課題があれば、日常生活自立支援事業や生活福祉金の貸付に加え、多機関の支援のコーディネート機能を地元社協に持たせたいと考えている。

住む権利や就労する権利を守ることは、権利擁護の視点が欠かせず、人生の時間軸でその人を丸ごと受け止め、生活を支える包括的な支援が必要だ。まさに地域の福祉力の強化であり、ソーシャルワーク機能が重要となる。

四者の発表のあと、コーディネーターを務めたルーテル学院大学名誉教授の和田敏明さんは、「個別の人の支援をして就職が決まることが終わりではなく、地域での生活がどうなっていくのか、あるいは友だちづくりなどの人間関係につまづいたり、また、職場の人たちがサポートに悩んでいることもある。そうした相談に乗り、一緒に考えていくことで新しい課題が見えてくる。そのためには情報共有が非常に重要だ」としたうえで、「地域の住民が参加しなければ本格的な包括ケアにはならない。包括ケアの推進のために、生活困窮者自立支援の取り組みを一つのキーにしながら進めていくことも非常に大事になる」と締めくくった。

分科会４

現地企画①「ことわらない支援から視えてきたもの～地方中核都市からの発信～」

パネラー

高知市健康福祉部	部長	村岡　晃
高知市生活支援相談センター	生活支援相談員	上岡篤史
大津市福祉子ども部	政策監兼福祉事務所長	高野早人
大津市社会福祉協議会 自立支援グループ	相談支援員	山崎晴美

コーディネーター

日本福祉大学社会福祉学部	教授	平野隆之

分科会４は、地元である高知市と、同じ人口規模である大津市が登壇。中核市で政策を考えている立場と現場で相談業務を行っている両方の立場から、生活困窮者自立支援事業を掘り下げるセッションとなった。

高　知　市

高知市と市社会福祉協議会の運営協議会方式でスタートし、ハローワークと若者サポートステーションに入ってもらうことで取り組みを開始した。連携を深めるために、同一フロアで取り組んでいる。現在は、相談支援事業、一時生活支援事業、住居のない人に対する支援、家計相談、高知チャレンジ塾に取り組んでいる。

生活保護は、経済的な自立に対する支援であり、生活困窮は、社会的な自立に対する支援だ。生活保護と生活困窮者支援の考え方を合わせていく必要があり、生活保護の現場に生活困窮者に対する支援の理念を周知する必要がある。

地域の支援機関とつながるために、こうちセーフティネット連絡会を立ち上げ、庁内連携を図るために庁内の連携組織もつくったが、さらに強化をする必要がある。

生活困窮者自立支援制度は4つの視点と3つの支援の具体的な形でスタートした。積極的に社会の基盤を整備し、すべての自治体が取り組むべき課題として位置づけることが重要ではないか。

高知市生活支援相談センター

「断らない、あきらめない、投げ出さない」という三原則は、生活困窮者自立支援法が対象者の要件や相談支援の範囲が明確に定められていない中で、センターとしての基本姿勢がぶれないように社会福祉協議会と所管課となる福祉管理課で話し合って掲げた。

2013 年 11 月にモデル事業を開始した際に、横断的に連携できる官民共同のネットワークが必要と、こうちセーフティネット連絡会を立ち上げ、現在 24 団体が参加するネットワーク組織になった。生活支援相談センターが事務局となり、隔月に1回、全体の連絡会を行っている。

顔の見える関係づくりからスタートし、弁護士相談と連携した「暮らし何でも相談会」の開催、ホームレス支援団体や刑余者の支援団体等とつながることで住まいの支援の必要性が浮き彫りとなり、一時生活支援事業に取り組む運びとなった。2017 年度からは専門部会を並行して開催している。

相談を生活保護につなぐときに関わりが切れてしまったり、経済的な自立ができたあとも再度困窮に陥るスパイラルを生まないためにも、支援の連続性の仕組みづくりが課題だと考えている。

大　津　市

大津市では生活困窮者自立支援事業の中核を市社協とともに実施し、行政、社協、NPO、地域の団体などが協力して柔軟に協働と連携を図っている。事業運営の事務局的な役割は福祉政策課が担っている。

社協にはさまざまな相談業務を行っていた実績があり、専門職が充実している強みがある。行政・社協双方の強みを活かしながら事業に取り組んでいる。

推進体制としては、全体的には運営協議会、庁内的には庁内連携会議、地域とのつながりでは地域連携会議などがある。運営協議会は、支援の状況を振り返って市における課題や今後の運営の方向性を議論する場で、政策的な議論も含んだ取り組みで、重要なテーマはプロジェクト化をしている。現在は滞納・家計の問題や就労支援、学習支援について、これまでの取り組みを評価した上で新しい支援の形を検討している。

大津市社会福祉協議会

大津市社協の相談支援体制について、総合相談窓口の中に自立相談支援機関を位置づけ、各部門の担当者と連携しながらチームで支援を行っている。

自立相談支援事業で行う家計支援は、庁内の各収納関係課に同行することで顔の見える関係ができ、直接相談が入ってくるようにもなった。そこで、運営協議会で協議し、テーマ別プロジェクトを立ち上げ、生活困窮者支援の現状や滞納に至る要因について意見交換会や事例を基にした解決策を考える会を開催している。

就労準備支援事業の利用に向けた支援は、自立相談支援機関の相談支援員と就労準備支援事業所であるＮＰＯ法人おおつ「障害者の生活と労働」協議会（以下「O.S.K.」）の担当者がチームで支援を行っている。進捗状況の共有と支援策の検討会議を開催しており、就労準備の対象者を相談・支援につなげる方法を検討している。O.S.K. は、生活保護の就労支援も困窮の支援も両方受託しているので、対象者が生活保護になっても途切れない支援ができている。

実践発表のあとは、コーディネーターを務めた日本福祉大学社会福祉学部教授の平野隆之さんの進行で、「困窮者自立支援制度と生活保護制度との関係について」（生活保護の給付と同時に困窮の解決も社会的な課題。拾い上げた相談事を政策形成に生かしていく／大津市）、「地域共生の実現と庁内連携の展望」（将来的には総合計画の中で地域福祉の問題を位置づけていく／高知市）、「就労準備支援事業の必要性を行政にどのように訴えるか」（就労促進員と困窮者支援の職員が一体的に準備支援事業に携わり、準備と一般就労を包含的に取り組んでいくことで効果を示すべき／高知市生活支援相談センター）、「就労準備支援事業の課題は」（就労体験の場を用意するだけでなく、そこまで来られない人のための準備も必要／大津市社協）などの議論が交わされた。

分科会５

現地企画②「困りごと支援は土佐の山間から」

パネラー

高知県佐川町 あんしん生活支援センター　センター長　田　村　和　裕
高知県土佐町 あったかふれあいセンター 土佐町社会福祉協議会　事務局長　山　首　尚　子
高知県香美市 生活相談センター香美　所　長　徳　弘　博　国

コメンテーター

高知県地域福祉部福祉指導課 課長補佐兼チーフ（自立支援担当）　田　村　義　之
高知県社会福祉協議会 地域・生活支援課　課　長　間　　章

コーディネーター

高知県立大学社会福祉学部　教　授　田　中　きよむ

分科会５では、高知県内で生活困窮者支援や地域福祉に積極的に取り組んでいる登壇者から、各市町村、地域での困窮者支援の特徴や現状を聞き、深める会となった。

生活相談センター香美

香美市は森林率が 90%という山間地で、新規相談数は年間 40 ～ 50 件であり、関わりは手厚い。しかし、生活保護につなげる以外の支援の出口の選択肢も、つなげる先の資源も非常に少ないために、長期間の関わりになる人も多い。経済的な困りごとから子どもの進学の問題、近所との問題まで、支援に終わりはないと実感している。

生活保護で車の保有を認められていないが、車がないと生活が成り立たないため、生活保護に入ると抜け出すことが難しい。再就職や自立が極めて厳しい面がある。

また、建設業の日払いの仕事は、公共事業で生活が左右されている。仕事がない期間に国民健康保険に切り替えていないために病院にかかれず、生活保護の受給となる人もいる。

地域の気にし合うような関わりが残っているため、民生委員や町内会長からの相談が入りやすい。生きることそのことに価値がある、寄り添うことそのものに価値があると信じて仕事をしているが、具体的な指標や支援自体の価値をどのような尺度で測るのか、問い直されていると感じている。

あんしん生活支援センター

佐川町社協独自の部署である「あんしん生活支援センター」は、地域のネットワークに働きかけて、困っている人を抜け漏れなくキャッチして支援する場だ。

見守りネットワークは、町内を８つのエリアに分けて、年2回実施している。1エリア 20 ～ 30 人の主にボランティアで構成され、３～４グループに分けて実施している。日常的に情報交換がなされて、新たなケースのつなぎも増加している。

また、不登校や非行で心配な子どもや家庭を見守っていく会のネットワークで課題を発見し、さまざまな問題のアウトリーチ支援を開始している。

知的や発達障害のボーダー層は、人間関係の形成に困難な場合が多く、社会的孤立状態の人が多い。利用者同士で交流を図る目的で外出を重ねて仲間づくりをしたり、あったかふれあいセンターで役割やつながりをつくっている。そうしたつながり

を重ね、肯定的な関わりと仲間づくりで生きる力を少しずつ上げていき、最終的には職業訓練校や就労につなげていく。

人は人との関わりの中でしか幸せになり得ない。それは手助けが必要な人はもちろん、手助けをする側の人も同じ状況だと言えると考えている。

土佐町社会福祉協議会

高知県大豊町、本山町、土佐町、大川村の4か所から成る嶺北地域は、山間地域の典型だ。45地区のうちの半数以上が高齢化率50%以上であり、高齢化率100%の集落は4か所ある。

運転免許証を返納してしまうと、交通の便がないために集まりに行けない。また、人間関係が濃いがゆえに情報が行き交い、それが弊害となって地域に出ていかないこともある。当たり前の地域での支え合いが消えつつあり、関わりを最小限にする社会に変化している。

集落を支えていくために、地域に向けた地域ケア、チームケアが必要だと考え、社協が「地域アセスメント」をつくった。買いものができるところ、消防団員数、子どものいる保護者の数などのアセスメントのための指標をつくり、行政の地域担当、集落支援員、地域おこし協力隊、社協職員が集まって、地域に必要なものや、福祉的に見た課題点などを話し合っている。この場をあったかふれあいセンターごとにつくり、地域支援チームの連絡会という形で、行政の縦割りに横串を刺して話し合いを始めた。

地域のコミュニティを再生してもう一度結びなおしていかなければ、集落の支え合いの形がなくなり、コミュニティの維持ができなくなってしまう。また、町に就労支援の場がないため、自治体、行政区を超えた協議の場が必要である。

三者からの実践報告のあと、高知県地域福祉部の田村義之さんは、「希薄になりつつある地域のコミュニティや地域での支え合いの仕組みを、あったかふれあいセンターの増設などで発展させていこうと考えている」と発言。また、高知県社会福祉協議会の間章さんは、「中山間地域では環境的に地域の中の支え合いが難しいところが多く出てきている。送迎のあるあったかふれあいセンターで、つながりが再構築しやすくなったが、それ以外の集まる場所をどうつくっていくのかが課題」とコメントした。コーディネーターを務めた高知県立大学社会福祉学部教授の田中きよむさんは、「高知に住んでよかった、それぞれの地域に住んでよかったと思えるために、個別支援と地域支援の両面を見据えて、住民の主体性を大事にしながら包括ケアと共生ケアを結んでいく。これこそがコミュニティソーシャルワーカーに求められていくことだ。住民同士が互いに持っている弱みを強みで支え合う、人と人との循環が起こることこそ、地域福祉から見た地域活性化と言えるのではないか。それぞれの地域の身の丈に合った困窮者支援をオリジナルなやり方で展開してほしい」とエールを送った。

分科会６

「子ども・若者支援 ～孤立からの脱却と自立支援の方策～」

パネラー

NPO 法人おおいた子ども支援ネット	専務理事	矢野茂生
NPO 法人抱樸	常務	山田耕司
高知県教育委員会事務局 生涯学習課	課長	森克仁
沖縄大学人文学部	准教授	島村聡
大阪市立大学大学院創造都市研究科	准教授	五石敬路

コーディネーター

NPO 法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス　代表理事　谷口仁史

分科会６では、生活保護受給世帯や学力テストの分析結果から見る子ども・若者支援のあり方の報告および各地での実践から学びを深める会となった。

子どもの学習支援と多様な取り組みをデータ分析から考える

はじめに、大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授の五石敬路さんから、大阪市の生活保護受給者のデータ分析結果の報告があった。大阪市では求人倍率等は上昇しているが、生活保護受給世帯数は高止まりをしている。高齢者の増加だけでなく、22 歳以下の子どもの受給期間が長くなっていることがその要因だ。

また、京都府の学力テストの分析結果から、生活保護世帯の子どもの学力を生活実態調査と併せて分析すると、学習時間と成績の相関は弱い。

子どもの支援には、学習だけではなく、子どもの価値観や将来の目標、多様なあり方を認めて伸ばす体制づくりが必要なのではないかと発言した。

NPO 法人おおいた子ども支援ネット

おおいた子ども支援ネットは、自立援助ホームのほか、子どもシェルター、放課後等デイサービス、県や市町村と連携した委託事業の運営を行っている。子どもを制度の隙間にも、人と人との隙間にも、環境と環境の隙間にも落とさないという思いで運営をしている。

人口減少社会に入り、地場産業や資源に人手が足りないと言われている。人と環境が必要な福祉環境の子どもたちと結びつけるために、農業法人とタイアップして、施設にいる間に職場体験やアパートに泊まってひとり暮らし体験をするなど、より社会に近い形の取り組みを始めている。

子どもたち・若者たちが、幸せを実現したいという気持ちを持てるよう、その支援をしていきたい。

NPO 法人抱樸

NPO 法人抱樸は、1988 年にホームレス支援団体として誕生した。ホームレス経験者の約５割が中卒・高校中退であり、就労準備支援事業で出会う若年者の５割強が中卒・高校中退で、障害や生育環境の課題がある。最低限の基礎学力がないと就職活動もできず、子どものころからの支援が必要であること、生活困窮世帯の早期発見のために 2013 年から集合型の学習支援を始めた。

当初は保護世帯の中学３年生を対象としていた

が、保護世帯かどうかや年齢では区切れず、対象が広がった。高校進学後の中退防止の支援や、就職につまずいて就労準備支援事業で支援するなど、伴走型の支援が必要になっている。

訪問型の学習支援を始めると、家庭の問題が見えてくる。そのため、2015 年度からは包摂型世帯支援として「子ども・家族 marugoto 支援」を開始した。

子どもの支援は、彼らの子どもたちまで見ていくような長い目での成果を考える必要がある。

高知県教育委員会事務局 生涯学習課

高知県は、若者無業者、不登校、中退、刑法犯少年の割合が非常に高く、2007 年にこうち若者サポートステーション（サポステ）を設置。高知県独自の取り組みとして、県立高校で進路未決定のまま中途退学者が出たときには、生涯学習課をとおしてサポステに情報が届き、そこから生徒・家庭にアプローチをするシステムを作っている。

支援のネットワーク強化では、部局と関係機関が横断的に話し合う県連絡会のほか、６ブロックに分けた地区別連絡会、高等学校担当者会をそれぞれ年1回開催して情報交換に努めている。

今年度からは県内を３ブロックに分け、サポステの支援拠点を設置し、常設のサテライトも２か所開設した。また、中学校卒業後の進路が未定の生徒が居住する市町村教委を回り、サポステにつなげる取り組みなどをするとともに、就労先の開拓も進めている。

沖 縄 大 学

沖縄県の子どもの貧困率は約３割で、そのほかのアンケート調査からも自己肯定感が低く、若者の居場所がない、地域で受け止められていない現実がわかる。

沖縄大学では、子どもの貧困の解決に向けた多角的な地域支援を実現するための取り組みをしている。たとえば、放課後こくば子ども教室の実施や、寄り添い支援員の支援員研修、「沖縄子どもの未来県民会議」に参画して、県民運動として子どもの貧困解消の推進に取り組んでいる。

課題として、地域にユニバーサルな誰でも入れる場をつくること、妊娠期からつながる「子育て世代包括支援センター」の整備がある。専門家のいない離島のような小さな地域単位でも、制度の縦割りがあり、各資源がうまく連携できていない。包括的な地域づくりが必要だと感じている。

NPO 法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス

NPO スチューデント・サポート・フェイス（S.S.F.）では、現在、県内の高校すべてに相談員を派遣している。また、既存の相談員では対応できない重篤なケースに限り、S.S.F. が家庭教師方式のアウトリーチを展開している。

事業の積み重ねで、義務教育から高校、就労まで連続的に伴走できるようになった。さらに各段階の総合支援情報が総合相談窓口に集約され、自立まで責任を持った対応ができるようになった。現場がつながり、横断的な組織を構成することで縦割りを突破している。

S.S.F の支援で自立した子の８割以上が地元に残り、地域再生の大きな力になっている。つながりの中で支援していくことで、地域づくり、安心して希望を持って暮らせる地域社会の創造につながっていく。

分科会７

「居住支援のこれから　―住宅と暮らしの一体的な支援とは」

パネラー

一般財団法人高齢者住宅財団	特別顧問	高橋紘士
大分大学大学院福祉社会科学研究科	准教授	垣田裕介
福岡市社会福祉協議会 地域福祉課事業開発係	係長	栗田将行
NPO 法人自立支援センターふるさとの会	常務理事	滝脇憲
厚生労働省 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室	室長	本後健
国土交通省 住宅局	局長	伊藤明子

コーディネーター

NPO 法人抱樸	理事長	奥田知志

分科会７は、前半では学識者や国の担当者から制度や理念の説明がなされ、後半では実践報告とディスカッション、質疑応答という時間となった。

はじめに、一般財団法人高齢者住宅財団特別顧問の高橋紘士さんから、居住支援の前提となるパラダイムや住まいと住まい方の概念整理、居住支援の考え方などが話された。高橋さんは、「必要なフォーマルサービスはさまざまな形で入ってくるが、日本のインフォーマルサポートは家族が前提とされている。単身者がインフォーマルサポートの組み合わせで自立した生活を獲得していくことが居住支援、生きることの支援だ」「家族のような日常的な支援を他者同士の中でどのように実現するのか」「住宅セーフティネットには大きな期待があるが、同時に使いこなす主体的力量等、中心にある行政の決意が必要」という発言があった。

大分大学大学院准教授の垣田裕介さんは、「対象者に支援者が寄り添って、隣に居合わせることで本人の抱えているニーズや必要な支援が見えてくる」と提起したうえで、「支援はプロセスであり、必要なのは継続性」と強調した。また、「一時生活支援事業は住む場所だけではなく、その後の生活のアセスメントが求められる」と話した。

また、制度見直しについて、社会保障制度審議会の特別部会で、NPO 法人ホームレス支援全国ネットワークが行った調査にもとづき、①一時生活支援事業に生活支援員等の配置が必要であるということ、②一時生活支援事業では、相談支援をともなわないホテル借り上げのような形は避けたほうがいいのではないか、③全中核市以上での一時生活支援事業の実施と広域実施の可能性を考えるべき、という3点の提言をしたことも報告された。

厚生労働省社会・援護局の本後健さんは、厚生労働省と国土交通省の福祉住宅行政の連携強化のための連絡協議会について説明。生活困窮者自立支援で検討している居住支援のあり方について、「住宅セーフティネットの機能を強化することにより制度的な対応がなされる」とした。

また、「施設ほどではない支援や見守りの提供」として、社会的に孤立している人は、「つながりをつくり、相互の支え合い、互助を促す取り組みが、連絡体制の確保、さらには家主の安心にもつながるのではないか」と言及した。

国土交通省住宅局長の伊藤明子さんは、2017年10月25日に施行した住宅セーフティネット制度について説明。制度には、住宅確保要配慮者を拒まない賃貸住宅の登録制度、改修や家賃低廉化等への支援、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援などが盛り込まれている。

都道府県が居住支援法人を指定できる制度も導入され、居住支援法人は、住宅相談や見守りなどの要配慮者への生活支援を担うこととなる。

また、「いいモデルをつくり、生きた支援制度にするために声をあげてほしい。市町村単位で居住支援協議会をつくる、または都道府県の居住支援協議会に市町村が入るように応援をしていただきたい」と、今後の取り組みの充実に向けたメッセージが発信された。

福岡市社会福祉協議会

住まいサポートふくおかは、緊急連絡先や保証人を確保できない高齢者を支援するため、総合相談窓口でもある福岡市社協にコーディネーターを配置。高齢者の入居に協力する協力店および支援団体の登録を行うとともに、支援団体などで構成するプラットフォームを構築し、高齢者の民間賃貸住宅への円滑入居および入居後の生活支援を行う事業だ。相談を受け、住宅と同時に見守りや緊急時対応など、必要な支援をコーディネートする。

課題として、家主が高齢者に安心して賃貸を行うために、葬儀や家財処分等の死後事務が必要であることを挙げた。

自立支援センターふるさとの会

株式会社ふるさとでは、社会的不動産事業として6戸のアパートをサブリースした入居者の制限のない支援つきアパートを展開している。1階の家主の住居を地域サロンとして、気になることを話し合ったり、オーナーを中心に運営委員会を開催して地域に起きている課題を一緒に考えて解決している。

一人で暮らせなければみんなで支え合い、それでも心配ならば24時間支援をし、行政や医療などのサービスと連携しながら暮らし続ける支援付きの地域は、認知症の人も包み込める共同性を地域の中でつくりながら、担い手も困窮者も一緒に生活支援をしていく発想だ。

NPO法人抱樸

ホームレスの支援団体として活動する中で、地域づくりやその人らしく生きていくために必要な支援の中に、居住の問題を位置付けている。

抱樸では、住宅と暮らしの一体的支援を考えている。住宅確保困難者には、単純に住宅を紹介することで就労自立ができる人もいるが、借り上げ型の支援付きの地域居住が必要な人もいる。

見守り付きの地域居住のメニューは、「居宅協力者の会」「保証人」「総合ケースカンファレンス」「互助型の支援」「プロスタッフが関わるサポートセンター」という5つの枠組みがある。

ホームレス状態からの自立以上に、その後の生活が継続するかが重要だ。住宅確保をしたその先には、人との関係性が必要になる。その2つの課題を地域という枠の中でつくっている。

分科会の最後は、「1年後に居住支援法人はできたのかという検証も含め、またこの場で議論を深めたい」というNPO法人抱樸理事長の奥田知志さんの言葉で幕を閉じた。

分科会８

「生活困窮者自立支援事業の力量アップをはかる ～自ら＆協働の事業推進の視点～」

実践報告者

堺市社会福祉協議会 地域福祉課	課長	所　正文
社会福祉法人みなと寮救護施設千里寮	施設長	木島初正
岩見沢市生活サポートセンターりんく	センター長	湯澤真吾
NPO 法人みかんプラス	理事	木村謙児
八幡浜市社会福祉協議会 地域福祉課	係長	前田善明
大村市社会福祉協議会	事務局次長	山下浩司
NPO 法人元気な仲間 たかしま結びと育ちの応援団	利用者支援専門員	石田容子
高島市社会福祉協議会 ふくしのまちづくり推進課 生活支援グループ係長		松本道也

コメンテーター

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会　副代表　櫛部武俊

コーディネーター

全国社会福祉協議会　常務理事　渋谷篤男

ミニシンポジウム　「地域共生社会」における「協働の中核」をどう担うか

上記実践報告者ほか、日本福祉大学 学長補佐　原田正樹

分科会８では、事例発表を伺い、それを深めるミニシンポジウムを開催。生活困窮者自立支援と地域共生社会の形について、論議が展開された。

堺市社会福祉協議会

堺市社会福祉協議会では、自立相談支援事業と住居確保給付金を受け持ち、人材派遣会社からの就労支援員と一緒に相談支援を行っている。

地域アウトリーチは民生委員との連携を進めている。つどいの場で発見した困りごとをつなげてもらったら、しっかりと支援をすることを伝えている。

また、相談員は評価シートを活用している。共通課題を見出し、それに基づいて社会資源開発に取り組み、普遍化するという効果も生まれている。

救護施設千里寮

救護施設は、単独で居宅で生活を維持することが困難な要保護者を受け入れ、生活扶助を行い、再び地域への移行を目指している場所だ。

千里寮では、日常生活・社会生活自立支援に取り組み、就労自立支援として、内職的作業、施設内外の清掃等を経て外部就労へのステップアップを目指している。

社会福祉法改正により、社会福祉法人・施設の地域公益活動が義務化された。施設利用者に行ってきた就労支援のノウハウを地域の生活困窮者の自立支援に活用することで、公益的な取り組みになると考えている。

岩見沢市生活サポートセンターりんく

自立相談支援事業、就労準備支援事業、被保護者の就労支援事業を受託している。

徒歩 10 分圏内を地域と考え、商店街の中にある立地を活かして商店の協力を得ている。定期的なボランティアの場として商店街の清掃活動に取り組むほか、職場見学、有償の職場体験、アフターフォローまで、企業訪問や三者面談をして取り組んでいる。

NPO 法人みかんプラス

基幹産業のミカンの生産者は、高齢化や後継者問題、繁忙期の人手不足という課題に取り組んできた。社協、就業支援の障害者事業所、中間支援をする道の駅「みなと交流館」が中心となり、「みかんツリー」のキット製作・販売を始めた。それぞれの部材の品質チェック、箱詰め、ラベル貼り、宛名書きなどを公民館で実施。自立支援の事業者、知的・精神障害者、認知症高齢者、被後見人、地域ボランティア、就労支援職員、社協職員などが一緒に作業をする場となった。

八幡浜市社会福祉協議会

本人が出す言葉を最大限に情報としてくみ取り、支援をすることや、支援で解決できなくても付き合っていくことの大切さに気づいた。

ハローワークや企業とのつながりといった就労のサポートが不十分だったため、企業と知り合い、得意分野での社会貢献から就労支援につながる関係づくりに努めている。

専門職や地域の課題に気づく人、企業だけでなく、普通の人にも頼っていくことが、誰もが働けるまちづくりの第一歩だと思っている。

大村市社会福祉協議会

住所地がない、戸籍がない、アパートを急に退所しなければならなくなったという課題が出たときには、関係者会議を開催する。滞納の場合は、大家にも協力を依頼し、困りごとや課題を協議し、その解決方法から安心した生活状態を送るために何ができるのかを説明する。そうした支援をするうちに、ほかの大家からも相談が入り、会って調整していくことで協力体制がつくれるようになった。

高島市社会福祉協議会

高島市では、生活困窮者の事業を市と市社協の共同事務局で実施。自立相談支援、家計相談、就労支援、学習支援を受託している。

子育て世帯への支援は実態把握からのスタートだった。子どもの貧困対策部会を立ち上げ、子どもの実像や必要な支援を考えていった。また、家庭が抱える多様な背景など、本質的な部分に取り組まなければ根本的な課題には至らないことから、学習支援と生活支援の両輪での支援を展開している。

NPO 法人元気な仲間 たかしま結びと育ちの応援団

8月から「学習支援ぐれいす」という支援室を開設して、ブラジル籍の兄弟の支援をしている。両親は日本語を使わず、子どもたちも日本語で学習することは困難だ。母親の孤立や情報不足から必要な支援を受けられていないこともわかった。

地域の大人が一緒に過ごす時間が、安心できる場所になればと思っている。

実践を受け、釧路社会的企業創造協議会の櫛部武俊さんは、「地域の必要に根差して、いろいろな人と協働して中間的就労を開発することは、地域共生社会を語る上でも大事な視点」とコメントした。

その後、日本福祉大学学長補佐の原田正樹さんの進行で、ミニシンポジウムが行われた。「自立支援と就労支援で意見が異なる場合は」（異なる判断基準で折り合いをつける過程が大切／山下）、「生活困窮者支援の理解を地域にどう促すか」（専門職だけで学ぶのではなく、本人が語り、住民と学び合うサポートをする／前田）などの意見交換がなされた。

最後に、コーディネーターを務めた全国社会福祉協議会の渋谷篤男さんは、「既存のものを使い、工夫する取り組みは、生活困窮者支援も地域共生社会も同じ。困窮者支援が地域共生社会づくりにつながる」と発言。原田さんは、「生活困窮の実践や経験の延長に地域共生社会をどうつくるかが次の課題」と締めくくった。

分科会９

「必須事業の実現に向けて ～家計相談支援の原点に戻る～」

パネラー

［１部］

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク	事務局長	行　岡　みち子
中高年事業団やまて企業組合 福祉事業部	統括責任者	山　口　耕　樹
グリーンコープ生協ふくおか		藤　浦　久　美
久留米市 健康福祉部生活支援第２課	主　事	岡　村　謙　吾
新潟県労働者福祉協議会 上越パーソナル･サポート･センター	センター長	漆　間　和　美

［２部］

野洲市 市民部市民生活相談課	課長補佐	生　水　裕　美
障がいのある人とご家族のライフプランを考える会	会　長	石　川　　智
社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院 医療ソーシャルワーカー		川　添　芽衣子

コーディネーター

明治学院大学社会学部	教　授	新　保　美　香

分科会９は、基礎的な家計相談の本来のあり方から、借金、病気・治療費、障害のある人の家計支援までを考えた。

最初に、生活困窮者自立支援全国ネットワークの行岡みち子さんから、家計相談支援事業とは何かという説明があった。行岡さんは、「家計表を道具にして、本人と支援者がコミュニケーションを深めて理解をし合うこと」を前提に、相談者に家計の実態を把握してもらい、その解決について話し合うことだと説明した。

また、家計相談支援を受けた当事者がビデオレターで登場し、家計相談の有用性など、実体験を語った。

中高年事業団やまて企業組合福祉事業部

家計相談支援はさまざまなことを扱い、ときには不動産の売却など、大きなお金を動かすときもあるので、専門性が必要だと感じている。

具体的な支援として、金銭の問題は住居の問題と近く、家計相談の中でも住居に関わる支援をしている。転宅、滞納額の支払い、住宅ローンの借り換えだけでなく、家を失ってしまう人の転居先の支援も行っている。

家計相談支援は、オールラウンダーではなくて、人を支援の中でつないでいく。本人の満足度がわかりやすく、自立を目指せる支援だと感じている。

久留米市役所健康福祉部

自立相談支援は困窮の相談のため、相談者の課題の中心に金銭的な問題があることが非常に多い。初回から自立相談員と家計相談員が入って、その課題、関心事の中心に対応することで相談者の信頼を得やすい。

自立相談員とだけ話をしていると、支援の幅が狭まることがある。そこに家計相談員に同時に入ってもらうことで違う切り口での支援が入り、相談者が複数のチャネルにつながることで支援の幅が広が

る。支援者にとっても相談者にとっても、より外に開いた支援になりやすいのではないか。

グリーンコープ生協ふくおか

相談をうけた後、家計相談員が一緒に窓口に同行することで、相談者は安心する。家計相談員が現状の家計表やキャッシュフロー表を持っていくため、目に見える具体的な数字で説明することができる。相談者が生活を維持しながら、無理なく継続して払えるかという視点で示した数字が、担当窓口と相談者の双方に見えることから、分納相談がしやすくなる。

そうした積み重ねから、相談者の意識の変化が見られたり、信頼関係の構築にもつながっている。

新潟県労働者福祉協議会
上越パーソナル・サポート・センター

自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業の委託を受け、住居確保給付金の申請窓口を担う中で、家計相談が大きな柱となり、多方面の問題をアセスメントできる。家計の現状を見える化することで、相談者が生活改善の必要性に気づき、目標が定まることで将来が見え、生活の不安が希望に変わるといった大きな成果につながっている。そのため、就労支援と家計支援が自立相談支援の両輪であると考えている。

第2部は、冒頭で、野洲市市民部の生水裕美さんが、多重債務相談について実践報告を交えて説明。相談のポイントとして、「人生の出来事を時系列で聞き取ることで、借金の理由が見えてくる。また、その人だけではなく、世帯の収入、生活費の支出などの家計状況も聞き取ること」を挙げた。

そして、「相談者自身が債務整理をするという思いを持たなければ多重債務の解決にはならない。相談者の人生を否定せず、寄り添うことが大切」と話した。

障がいのある人とご家族のライフプランを考える会

社協とともに、おもに障害者を対象に、ファイナンシャルプランナーとして家計相談支援に携わっている。

障害のある人は、手当がまとめて入ると、見通しを立てて使うことを苦手とする傾向があり、困窮状態に陥りやすい。

基本的な考えは、「大けがをしない程度に見守る」。1か月暮らせること、それが半年、1年となること、これこそが支援の原点だ。

済生会滋賀県病院

ソーシャルワーカーとして、病院での経済問題への支援に取り組んでいる。

病気で生活が激変し、医療費の心配から相談に来る。治療や優先事項などを選ぶのは本人で、寄り添い、聞くことで本人の心の整理を支えている。

親族がいない、保険がない、意思決定ができないなど、複合的な課題を打開するには、支援者側の連携がカギとなっている。関係する職種の機能と限界を理解し、自分の守備範囲をお互いにどれだけ広げていけるかが問われている。

分科会の最後に、行岡さんは、「家計相談支援というのは願いの実現。どんな困難があっても一歩ずつ前に進むことができる」と話した。コーディネーターを務めた明治学院大学教授の新保美香さんは、「家計相談支援の本当の意味、本当の大切さをお伝えするとともに、どんな支援が届けられるのかを確認できたのではないか」と締めくくった。

分科会 10

地域力「地域に生きる」

パネラー

塩山学区住みよいまちをつくる会	会　長　西　村　ミチ江
西宮市社会福祉協議会	常務理事　清　水　明　彦
御荘診療所（ＮＰＯ法人なんぐん市場 理事）	所長・医師　長　野　敏　宏
森の巣箱	施設長　大　﨑　　登
NPO 法人にしはらたんぽぽハウス	施設長　上　村　加代子

コメンテーター

高知県中山間振興・交通部 中山間地域対策課	チーフ　隅　田　紀　子
NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター	理事長　池　田　昌　弘

コーディネーター

独立行政法人国立病院機構	副理事長　古　都　賢　一

分科会 10 は、高い問題意識から生まれた個性的で多様な取り組みを学び合い、その共通項を見出す会となった。

西宮市社会福祉協議会

西宮市社協は、小学校区単位で地区社協があり、1985 年に地区担当制を導入した。それぞれの地区にボランティアセンターができ、ネットワーク会議、ふれあい昼食会、サロンなどの活動を住民主体で進めている。

1981 年に、重症心身障害といわれる人たちが一人の市民として地域の中で活動していこうと、通所活動拠点「青葉園」を設立した。青葉園で取り組まれていた「本人中心支援計画」は、本人を囲んで会議を開き、その願いを聞いて支援計画をつくり、その形が西宮市における計画相談の形となっている。

真の共生社会の実現というのは、共に考え、悩み、理解し合い、主体的に生き合う暮らしの創造だと考えている。どんなに障害が重くても、認知症が進んでいても、みんなが生きていく力を重ね合っていくことは生活困窮にも通ずる基本である。

御荘診療所

150 床の精神科病院を、地域で暮らせるように 20 年かけて病床を閉じていった。スタッフ全員が地域を走り回り、あらゆる資源と連携してようやく可能になった。

いろいろな資源を立ち上げ、地域の人と一緒に産業を興してきたが、循環の中でやっていかないとうまくいかないということもあり、町の人たちと「なんぐん市場」を立ち上げた。観葉植物レンタル業、町営温泉施設の指定管理、レストラン、農業、漁業などの事業を行っている。必要なつながりを必要なときにつくり、みんなが産業を守る一員と言っても過言ではない。

これからは地域も日本も急激に縮小していく。今までとはまったく違う風景が広がることを覚悟しながら、日々、取り組んでいる。

NPO 法人にしはらたんぽぽハウス

精神・身体・知的に障害のある人たちの居場所づくり、仕事づくり、心づくりをテーマに、2005 年から住民参加型の拠点を展開している。現在は、障害のある人、高齢者、刑余者、ホームレスなどさまざまな人が利用している。

「みんなのくつろぎの場所、みんなが集まれる場所をつくりたい」と「ふわり」が誕生。子どもとお母さんの利用が増え、障害を持っている仲間たちと過ごす時間が増えている。

熊本地震以後、仮設住宅で月 2 回、居酒屋を始めた。お惣菜の販売もしたところ、高齢者の利用が多く、その場でおしゃべりをしながら一緒に食べられるような工夫をしている。

森の巣箱

過疎・高齢化で集落消滅の危機が訪れた津野町床鍋集落。その未来を考えるうえで、廃校になった学校の活用を中心に、住民主体の再生プランを策定した。

集落のニーズは「店がない」「みんなで飲む場所がない」。食料品や日用品の買いものができる集落コンビニと、交流ができる居酒屋を廃校舎の1階に設け、 2階を宿泊施設に改修して森の巣箱が誕生した。自然や癒しを求め、地元の人との交流を楽しみに、年間 1,000 人が全国から集まるようになった。

住民に集落の今後を調査してみたところ、想像以上に不安を感じていることがわかった。住民の悩みごとや不安に対して地域で何ができるのか、空き家を活用して将来的に介護・福祉サービスの機能を持たせ、支え合いで最期を迎えられないかなど話し合いを進めている。

塙山学区住みよいまちをつくる会

1980 年に小学校区をエリアに活動を開始。住民同士が互いに顔や名前が分かるように、コミュニケーションを図る目的でイベントを開催し、365 日型に転換した。そこから発展し、1988 年に「塙山コミュニティプラン」を策定した。2015 年には高齢化率が 30％を超え、男性に向けた「おとこ塾」や「家庭菜園の会」を立ち上げて、男性も高齢者も子どもも、生きがいややりがいを持ち、地域の生きた人材でいられるように心がけている。

学区内の高齢化とともに、支援が必要になる人も増えてきたため、塙山独自のケア会議を開催するようになった。その人の周辺を豊かにするために、本人、家族、専門職などが集まり、困りごとの解決のための会議を行うなど、力を注いでいる。

高知県中山間振興•交通部の隅田紀子さんは、「住民の方は今、地域に必要なことをつかんで、それを即実行に移している。いろいろな人のいい面に光を当てることに長けているからこそ、活動が続いている」と評価。

それを受けて、全国コミュニティライフサポートセンターの池田昌弘さんは、「山間地域で 17 代目、500 年にわたって暮らしてきた人がいる。福祉サービスだけではなく、その地域で暮らす力をみんながたくわえてきていたからこそ暮らし続けられている。サービスが何もない時代にどうやって生きてきたのかを振り返り、未来につなげたい」と話した。

コーディネーターを務めた国立病院機構の古都賢一さんは、「生活困窮者自立支援法をつくったときは、支援・共生の対象の定義ができなかった」としたうえで、「制度がすべてを解決するのではなく、手段にすぎない。地域で生きる力が大事だ」と締めくくった。

第4回生活困窮者自立支援全国研究交流大会通信第1号　2017年11月11日　11:00

第4回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会

人の尊厳に根ざす生活困窮者自立支援で新しい社会保障の展望を共に拓く

通信1

歓迎挨拶

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事 岡﨑誠也（高知市長）

第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会に全国から参加された皆様を、初の地方都市開催地である高知市長としても心から歓迎いたします。

さて、生活困窮者自立支援法が本格施行されて３年目となり、国においては社会保障審議会の部会で制度の見直しが行われております。この制度は、経済的な困窮だけではなく、「社会的な孤立」にも着目した初めての取り組みです。各地域の特性に根差した多様な取り組みを共有しながら、今後は、そこにお住まいの方々も誰かの困りごとを「我がこと」として受け止め、支援する機関も「断らず」「あきらめず」「投げ出さず」、複数の機関が連携して「丸ごと」受け止められる地域共生社会を作っていく責任が私たちにはあると思います。

土佐の坂本龍馬をはじめとする偉人たちが新しい日本をつくる「創造」と気概に燃えた大政奉還から150周年の節目にあたる年に開催される本大会から、この新しい生活困窮者支援にまつわる新しい「創造」が全国に広がることを大いに期待しています！

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事 奥田知志（NPO 法人抱樸　理事長）

「どんな相談も断らない」。生活困窮者自立支援制度の本質は、この一言にあると思います。

これは困窮者支援の場面のみならず、人との関わりを避け、「断る理由」を常に考えている現代社会の在り方そのものを問うものだと思います。

制度が、制度に留まらず、地域や社会の新しいあり方、人の生き方を考える契機となればと期待しています。

施行から３年。さてその期待は、どうなったか。今一度、本大会をとおして、この制度の存在意義を考えたいと思います。

参加申し込み状況

分科会別参加者数（2017年11月8日現在）

●午前分科会<9:15-11:15>

分科会1	「はたらく」ことを支援する地域づくり	119人
分科会3	「一人ひとりの尊厳を柱とした包括ケアと生活困窮者支援」	107人
分科会4	「現地企画①ことわらない支援から視えてきたもの ～地方中核都市からの発信～」	57人

●午後分科会<12:30-14:30>

分科会2	「農業分野は、キャリア形成を応援できるか!?」	86人
分科会5	「現地企画②困りごと支援は土佐の山間から」	94人

●1日分科会<9:15-11:15／12:30-14:30>

分科会6	「子ども・若者支援～孤立からの脱却と自立支援の方策～」	148人
分科会7	「居住支援のこれから－住宅と暮らしの一体的な支援とは」	95人
分科会8	「生活困窮者自立支援事業の力量アップをはかる ～自ら＆協働の事業推進の視点～」	130人
分科会9	「必須事業の実現に向けて～家計相談支援の原点に戻る～」	119人
分科会10	「地域力『地域に生きる』」	88人

都道府県別参加者数（2017年11月8日現在）

（単位：人）

北海道	37	山梨県	0	香川県	23
青森県	3	長野県	5	愛媛県	27
岩手県	17	岐阜県	4	高知県	74
宮城県	11	静岡県	4	福岡県	53
秋田県	11	愛知県	21	佐賀県	18
山形県	3	三重県	19	長崎県	6
福島県	4	滋賀県	25	熊本県	30
茨城県	3	京都府	7	大分県	18
栃木県	2	大阪府	72	宮崎県	6
群馬県	0	兵庫県	25	鹿児島県	10
埼玉県	8	奈良県	7	沖縄県	8
千葉県	23	和歌山県	3	合計	809
東京都	83	鳥取県	16		
神奈川県	15	島根県	16		
新潟県	14	岡山県	20		
富山県	3	広島県	4		
石川県	3	山口県	13		
福井県	3	徳島県	32		

参加者のほか、講師、運営スタッフを含めて1000人を超えております。

ブース出展団体紹介

大会両日、会場内では販売ブースを設けております。高知の名産品や生活困窮者支援に関する書籍などが一堂に会する絶好の機会ですので、休憩時間などにぜひお立ち寄りください。

＜株式会社かつお船＞ ※11日のみ

かつお船タウンでは鰹の藁焼き体験が出来る「土佐タタキ道場」を始め、美味しい出汁のうどん屋さん、和スイーツカフェ「かしこ」等のお食事処と土産物販売店を併設しております。桂浜から５分！近くにお越しの際は是非お立ち寄り下さい。

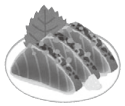

＜株式会社明石書店＞

明石書店は人権問題から出発して人文社会分野で幅広く出版を展開しています。近年は貧困・生活困窮者問題の書籍を多数刊行しており、新刊書では、見えない貧困層を取り上げた『シングル女性の貧困』に力を入れています。

『シングル女性の貧困』小杉礼子・鈴木晶子・野依智子・横浜市男女共同参画推進協会 編著、定価2,500円＋税

＜中央法規出版株式会社＞

＜NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）＞

CLC では、生活困窮者支援や地域福祉に関する書籍を販売しています。「Social Action」第２号（子どもの貧困特集）、「Social Action」第3号（生活困窮者支援の理念に立ち返り実践にのぞむ）、各1,800円＋税は、会場特別価格として２冊セットで3,500円＋税で販売します。そのほか、生活支援体制整備事業に関する書籍も取り揃えております。ぜひお立ち寄りを！

大懇親会のご案内

本日18時30分より、「ザ クラウンパレス新阪急高知」にて大懇親会を開催します。すでに350人を超える皆さまよりお申し込みをいただいております。県民文化ホールより徒歩約3分ですが、受付の混雑が予想されますので、お時間に余裕をもってお越しください。講師や参加者の皆さま同士の交流の場として、お楽しみください。

高知市では、「高知市歩きたばこ等の防止に関する条例」が施行され、高知県立県民文化ホール（オレンジホール）等を含むエリアでの屋外での喫煙が禁止されています。ただし、たばこの火の適正管理および周りの安全が確認できる場所であれば、携帯灰皿を使って立ち止まって喫煙できます。

見どころ案内

基調鼎談

生活困窮者自立支援とこの国のセーフティネットのゆくえ

今から10年近く前、派遣切り、年越し派遣村がニュースになっているころ、NHKスペシャル「セーフティーネット・クライシス」という番組の制作に関わっていました。

この制度ができて、クライシスは避けられたのか。今後の展望はあるのか。現場での活動をつねにリードしてきた奥田氏と、行政学の第一人者できちんと政府に物申してこられた大森先生、政策推進のトップ定塚局長。“異色”で“最強”の鼎談で、ワクワクしています。

コーディネーター：
迫田 朋子／ジャーナリスト（元NHK制作局 エグゼクティブディレクター）

自治体編

生活困窮者自立支援で自治体政策をこう変える

あらゆる制度は、使いこなしてはじめて意味があります。

自治体編では、自立支援制度の積極活用に向けて、狭く困窮者支援にとどまらず、まちづくりの手段としての自立支援制度の活用事例について議論します。

様々な方法で移住者を増やしている邑南町、困窮者支援の先進地域である高知市、広域支援が拡充している大阪府の取り組みを紹介したいと思います。

コーディネーター：
駒村 康平／慶応義塾大学経済学部 教授

徹底討論パート1

生活困窮者自立支援制度と地域共生社会

私の出番は徹底討論のパート１で「生活困窮者自立支援制度と地域共生社会」です。３年を経過した生活困窮者自立支援制度の直面している問題を打開し、よりよい制度に発展させていくためには、自治体や地域みんながこの制度の意義を再発見していく必要があります。地域共生社会が提起されそのための取り組みが始まったのはそのためのチャンスです。大きな流れのなかで制度を改善していく道筋を展望したいと思います。

登壇者：宮本 太郎／中央大学法学部 教授

徹底討論パート2

生活困窮者自立支援制度と地域共生社会

徹底討論パート2では、全国に先駆けて中山間地域の支えあいの仕組みづくりをスタートした高知県の独自事業「あったかふれあいセンター」の取り組みと、人口23万人の宝塚市の「制度のはざまを作らないセーフティネット」づくりについて、実践を担う法人の方から直接お話をうかがいます。

あなたの地域でできる「地域共生社会づくり」のヒントがたくさんあるはずです。ご期待ください！

コーディネーター：
村木 厚子／生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問

大会2日目の会場について

11月12日（日）は、高知県立大学永国寺キャンパスでの開催となります。
JR 高知駅より徒歩約20分、はりまや橋より徒歩約20分となっております。
分科会会場は、教育研究棟の１階および２階です。お申込みいただいた分科会会場へ、直接お越しください。
受付は午前９時から、午前分科会の開始は９時15分となりますので、お時間に余裕をもってお越しください。

第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会
岡崎誠也と村木厚子の熱烈対談

前夜祭ミニリポート

大会に先立ち、大会講師、生活困窮者自立支援全国ネットワーク役員・社員、関係者による前夜祭が「ラ・ヴィータ高知」にて開催されました。生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事 岡崎誠也（高知市長）さんと生活困窮者自立支援全国ネットワーク顧問 村木厚子さんによる対談のあとは、懇親会を開催し、大会に向けた思いを再確認しました。

生活困窮者自立支援全国ネットワーク 会員募集

「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」は、生活困窮者自立支援法に関わる事業を担う人材のネットワークであるのみならず、すでに地域において生活困窮者支援に携わってきた人々、当事者、学識経験者などが、職種や所属等を超えて広く出会い、共に学び、共に支え合い、支援者としての資質の維持・向上や関係者間の連携の確保、あるいは関連政策の推進を図っていくことを目的としています。

制度が充実することは必要ですが、制度だけが強化されるのではなく、社会そのものが強化されることが重要です。「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」は、人材育成と共に新しい社会創造を模索する場所として、生活困窮者支援に関わる人々が出会い、苦労を分かち合い、支え合い、学び合い、その中で新しい社会の創造への胎動が始まる場となることを期待します。

◎主な活動

（１）「全国研究交流大会」の開催
（２）支援員に対する「実践的研修セミナー（仮称）」の開催及び情報交換等
（３）行政等に対する政策提言など
（４）その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

生活困窮者自立支援全国ネットワークにご入会いただいた場合は、会員特典として参加費から3,000円を会費として振替させていただき、大会参加費が7,000円となります。会員には月1回メールで生活困窮者支援の情報やシンポジウム等のお知らせをメルマガでお届けします。ぜひこの機会に会員にご加入ください。※すでに会員の方は、大会参加費より今年度の年会費として年会費3,000円を振替させていただきます。

会員申し込みについては、生活困窮者自立支援全国ネットワークホームページをご覧ください。

●生活困窮者自立支援全国ネットワーク
http://www.life-poor-support-japan.net/

学割のご案内

ご要望にお応えして、大会参加費に学割を設けました。当日受付カウンターで学生証をお見せいただければ、一般参加費10,000円のうち3,000円を返金いたしますので、学生の方はぜひご利用ください。

次号のご案内

第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会速報の第２号は、
12日（日）９時より、分科会受付にて配付いたします。どうぞお楽しみに！

編集後記

今年で3回目となる大会速報。会場内で編集スタッフを見かけられましたら、感想などをお寄せいただけますと励みになります。
（文責　事務局編集部）

赤い羽根福祉基金

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

第4回生活困窮者自立支援全国研究交流大会通信第2号　2017年11月12日　8: 30

第4回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会

人の尊厳に根ざす生活困窮者自立支援で新しい社会保障の展望を共に拓く

通信 2-1

開会のごあいさつ

生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事
岡﨑誠也さん（高知市長）

生活困窮者自立支援法は、一人ひとりの自立と尊厳を守ろうとスタートし、法施行から２年半が経ちました。本大会は、中身の濃い全体会、分科会になっているので、皆様のさまざまな分野で参考になることを期待しています。

厚生労働大臣
加藤勝信さん（厚生労働審議官 宮野甚一さん 代読）

この制度は施行から３年目を迎え、支援の輪が大きく広がりを見せています。皆様が経験を共有し、交流や親睦を深めて、実り多い時間を過ごされますことを期待しています。

高知県知事
尾﨑正直さん（高知県地域福祉部長 門田純一さん 代読）

本県は、平成22年に「日本一の健康長寿県構想」を策定し、県民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる高知県を目指しています。生活困窮者の方々が自立した生活を送ることができるように、今後も取り組んでまいります。

高知県立大学　学長
野嶋佐由美さん

本大会で、当事者への共感的理解が深まり、それが具体的な事業につながっていくと考えます。新しい仲間と出会い、お互いがエンパワーメントされる機会になると思います。

自由民主党　参議院議員
丸川珠代さん（ビデオレター）

生活困窮の背景にある、人間関係や地域からの孤立の課題は制度があるだけでは解決できません。縦割りの枠を超え、地域の方々とつながりながら支援をすることで、支援を受けられる方の自信や尊厳が回復されていくと思います。

公明党　参議院議員
山本香苗さん

地方自治体において、取り組みに差があるなど、制度の課題も見えてきました。現場でしっかりと支援ができるように法律の中に位置づけていきたいと考えています。

また、被災者支援という観点を忘れず、生活困窮者自立支援制度が災害時にも対応できるように取り組みます。

民進党　参議院議員
石橋通宏さん

生活困窮者支援を生活保護の新たな水際作戦とさせてはいけません。また、助けが必要なすべての人に支援が行き届けるためのアウトリーチを皆でどう強化するかも課題です。自治体間の格差や国としてどう応援していけるかを、見直しのポイントと考えています。

立憲民主党　衆議院議員
武内則男さん

全国には、いろいろな立場で、いろいろな多様性を持ちながら、頑張っている方がいます。そうした方々を認め合い、寄り添いながら、「お互い様の社会」をつくっていきたい。そのために大きな役割を担っているのが、この生活困窮者自立支援法だと思います。

基調鼎談　生活困窮者自立支援とこの国のセーフティネットのゆくえ

●コーディネーター
ジャーナリスト（元 NHK 制作局エグゼクティブディレクター）　迫田朋子さん
生活困窮者自立支援制度は、すべての人々を支え、守るバックアップの制度だと再認識しました。

厚生労働省
社会・援護局　局長
定塚由美子さん

生活困窮者自立支援制度の施行から3年を迎え、大きな成果が出ています。経済的な困窮だけではなく、社会的な孤立や多様な背景に寄り添う支援のための具現化や、国土交通省と連携した新しい住宅セーフティネット制度の方針を年内にまとめる予定です。この事業に従事する皆さんの力をお借りして、よりよい制度に育てていけたらと思います。

NPO 法人抱樸　理事長
奥田知志さん

「助けて」と言えない社会になり、「人に迷惑をかけることは悪だ」と考える風潮があります。この制度はその価値を転換して、社会を見直す力をもっています。人は一人では生きていけません。相談内容がすぐに問題解決につながらなくても、関わり続けることで相談者が自らの存在価値を見い出し、自助努力が生まれます。その先に互助、共助、公助があるのです。伴走型は、本人が失敗しないようにガードレールを作るのではなく、本人が失敗しても、「生きることに意味がある」と寄り添い続けること、それが大切です。

東京大学　名誉教授
大森 彌さん

「自立」と「依存」は、対照的な概念ではありません。支える側を支える、あるいは支える側も支えられていたというゆるやかな共生の関係が、この制度にはあります。自治体の格差が取りざたされますが、制度を改正するならば、自主事業も任意事業も全部必要と言い切ってもらいたい。現場の職員は宝であり、彼らを激励する場として、この大会は今後も継続されていくことでしょう。

自治体編　生活困窮者自立支援で自治体政策をこう変える

●コーディネーター
慶應義塾大学経済学部教授　駒村康平さん　広域行政と基礎自治体の連携と役割分担も今後の大きなテーマです。

高知市　市長
岡﨑誠也さん

平成25年度にモデル事業として自立相談支援を開始し、市と社協による協議会方式で「生活支援相談センター」を立ち上げました。これにより、様々な団体とのネットワークが築けました。小学校区単位にもゆるやかなネットワークの場「地域内連携協議会」（年1回程度）を立ち上げています。

また、モデル事業に先駆けて平成23年から子どもの学習・進学支援をしています。教育委員会の強い意向で、健康福祉部と連携して実現したのが特色です。今後は、就労準備支援の実施と家計相談支援を軌道に乗せていきたいと考えています。

島根県邑南町　町長
石橋良治さん

人口11,000人の町で、日本一の子育て村を目指しています。自立相談支援は町社協に委託し、町福祉課と町社協が日常的に情報共有しながら事業を進めています。任意事業は、小規模自治体であることから事業化が難しく、一般施策の中で実施しています。そのうちの一つが「子どもまるごと相談室」で、保健師と福祉課職員が一緒に相談対応を行っています。

小規模自治体にとっては、やはりマンパワーの問題があります。人材育成や市町村だけで対応できない場合のバックアップを県には期待したいです。

大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課　課長
前河 桜さん

広域就労支援事業など単独の自治体で取り組むことが困難な事業を、府が設計・調整することで市町村を支援しています。また、市町村連絡会議、自立相談支援事業の従事者研修等、市町村への情報提供と相互の意見交換の場づくり及び人材育成に取り組んでいます。さらに、全市町村訪問を実施し、状況把握と個別対応を行っています。こうした広域行政の役割の位置づけの明確化と予算措置などの誘導策が必要だと考えています。

徹底討論パート1　生活困窮者自立支援制度と地域共生社会

中央大学法学部　教授
宮本太郎さん

生活困窮者自立支援法という仕組みは、縦割りを打ち破り、みんなが広い意味での自立をめざし、元気になる制度です。このエネルギーを維持し続け、新しい体制をつくらなければなりません。

包括的な支援の入り口がたくさん地域にあるのが地域共生社会です。困窮者支援は、さまざまな事業の連携をうながします。いよいよ制度改定。コミュニケーションを高めて、よりよいものにできればと願っています。

日本福祉大学　学長補佐
原田正樹さん

生活困窮者支援の実践から、従来、支援が届かなかった人たちへの支援が顕在化してきました。こうした経験知、実践知を集約し、どう見える化をするか。集約と標準化で後輩に伝え、プロが育つスーパービジョンの仕組みが必要です。

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者
自立支援室　室長
本後 健さん

庁内のさまざまな部署とのつながりが多ければ多いほど、新規相談数は多いと現れています。庁内に生活困窮者支援の窓口があることが「ここにつなげればいい」という力になっていると感じます。

困っていることに最初に気づくのは隣人や自治会です。彼らが安心して地域の活動をするために専門職のバックアップが必要です。その位置づけに生活困窮者自立支援制度があり、この制度があるからもっと地域でいろいろな取り組みができるのではと思います。

見どころ案内

分科会1 「はたらく」ことを支援する地域づくり

法施行２年半が経過し、支援の現場では、一人ひとりの相談者の個別性に寄り添い、日常生活自立支援、社会生活自立支援と一体になった就労支援に取り組んでおられることと思います。就労支援においては、本人、家族支援とともに、出口としての企業支援が欠かせません。また、障がい者就労における福祉的就労事業のように、一人ひとりの個別性に配慮した「社会的企業型」事業所の設置支援が求められています。

この分科会では、こうした問題意識に基づいて、各地の先進事例を紹介し、会場との交流を行います。

●コーディネーター：
池田 徹（社会福祉法人生活クラブ風の村 理事長）

分科会2 農業分野は、キャリア形成を応援できるか！？

農業をフィールドに若者や障がい者等を支援する団体の取組み、農業生産法人が多様な人材とともに生産を維持・拡大する取組み、２つの方向から実践を交流してみます。

仕事の創出・発展と労働の組み方、そして人材の支援・開発はどうからみあって進んでいるのか？この分科会では、リアルな生産現場、労働現場から、制度化された就労訓練事業（非雇用型・雇用型）のイメージを探ってみます。

●コーディネーター：
西岡 正次（A’ワーク創造館（大阪地域職業訓練センター）

分科会4 現地企画①　ことわらない支援から視えてきたもの ～地方中核都市からの発信～

生活困窮者自立相談支援を担う社会福祉協議会が目指す「ことわらない相談」が、要否判定が厳格な生活保護行政にとって理解しにくい仕組みに見えています。そうした業務における隔たりの克服を目指すための多くの取り組みを議論しましょう。

予防的な福祉や伴走型の支援を生活保護行政等との連携のもとに、どう進めるのか、就労準備支援や家計相談支援のプログラムの新たな提案にも、議論が及びます。

●コーディネーター：
平野 隆之（日本福祉大学社会福祉学部 教授）

分科会5 現地企画②　困りごと支援は土佐の山間から

中山間地域など地方の生活困窮者支援はどのような特徴をもつのか。支援の出口は見通せるのか。そもそも困窮者支援として何をどこまですべきなのか。都市部と比べた地方の弱みと強みは何か。連携やネットワークはどのような特徴や地域性が見られるのか。困窮者支援と地域づくりはどのように結びついているのか。都市部との交流・連携の可能性はあるのか。

高知県内の社協からの本音の報告と、全国の皆さんとの活発な議論がおおいに期待されます！

●コーディネーター：
田中 きよむ（高知県立大学社会福祉学部 教授）

全員参加の議論の時間もあります。どうぞ、お越しください！

●コーディネーター：奥田 知志（NPO法人抱樸 理事長）

分科会8 生活困窮者自立支援事業の力量アップをはかる ～自ら＆協働の事業推進の視点

各実施組織も得意分野不得意分野があります。コンソーシアムを組むにしても、相手の仕事の内容がよく分かっていなければ事業の効果はあがりません。

不得意分野、ちょっと整備が遅れているという分野をいかにつくっていくかを初心に戻って研究します。やはり、柔軟に対応する専門職になること、それを支える仕組みをつくることが大切でしょうか。その理念、ノウハウを発表や論議の中で得られればと思います。

また、地域共生社会の推進の中で、生活困窮者自立支援機関が「協働の中核」をいかに果たしていくかについて、実践的な面から検討します。

●コーディネーター：
渋谷 篤男（全国社会福祉協議会 常務理事）

分科会9 必須事業の実現に向けて ～家計相談支援の原点に戻る～

「ぜひ、多くのみなさまと家計相談支援の本来のあり方、意義を共有したい！」そんな想いで第９分科会の企画は進んでいます。

第１部では最前線で活躍する家計相談支援員の方々とともに、家計相談支援のあり方を考えます。第２部にはプロフェッショナルをお迎えし、様々な課題を抱えた

就労支援室 室長）

分科会3 一人ひとりの尊厳を柱とした包括ケアと生活困窮者支援

4つの意欲的な取り組みの事例を通して以下の課題を考えます。

○対象を限定せず、断らない包括的相談体制と支援体制づくりをどのように進めるか

○個別支援と地域支援を連動させた、一人一人の尊厳を柱にした包括ケアをどのように進めるか

○制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超え、多様な主体が参画するための情報共有の仕組みや、取り組みをどのように進めるか

○複合した様々な課題にこたえる新たな資源づくりをどのように進めるか

○一人ひとりの尊厳を柱にした包括ケアと生活困窮者自立支援の在り方を考える

多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

●コーディネーター：
和田 敏明（ルーテル学院大学 名誉教授）

会場風景と朝のスタッフミーティング

分科会6 子ども・若者支援
～孤立からの脱却と自立支援の方策～

不登校、ひきこもり、非行、ニート…、困難を抱える子ども・若者。社会との「つながり」を失い孤立する者も少なくない。いじめ、虐待、DV、保護者の精神疾患、貧困等、背景要因の深刻化、複合化の傾向は顕著であり、支援現場の「縦割り」的対応の弊害が露呈している。

本分科会は、子ども・若者に寄り添いつつ、この「厚き壁」をどのように突破するのか？アウトリーチから就労支援に至るまで、子ども・若者支援の将来像を考察する中において、その方策も併せて見出したい。

●コーディネーター：
谷口 仁史（NPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイス 代表理事）

分科会7 居住支援のこれから
―住宅と暮らしの一体的な支援とは

「自宅が確保できない」。これは深刻な事態です。「住宅確保」のみならず「暮らし」をどう支えるのか。「縦割り」を超えた議論が必要です。

「居住支援って何？」という基本的な認識から始まり、福岡市など先進事例、一時生活支援事業を含む住宅に関する制度の動向を紹介します。

生活困窮者制度の見直しや国交省の新たな住宅セーフティーネットが進められています。厚労省生活困窮者自立支援室本後室長、国交省住宅局伊藤局長も参加！方への家計相談支援に焦点を当てていきます。質疑応答の時間をたっぷり取りながら、全員で深めていきたいと思います。ご参加をお待ちしております！

●コーディネーター：
新保 美香（明治学院大学社会学部 教授）

分科会10 地域力「地域に生きる」

多様な人々の協働で地域社会は成り立っている。お互いに支え合うことで、地域社会の人々は、一人の努力では得られない水準の生活を享受できる。

一方、どんな生活困難者であっても、地域で暮らす地域社会の一員である。生活困難から脱却できる機会を誰もが享受でき、誰もがお互いを支える役割を果たすことが現代社会の紐帯となるのではないか。

地域住民と専門職の協働による多様な生活支援の実践が、「地域力」の明日を示す。

●コーディネーター：
古都 賢一（独立行政法人国立病院機構 副理事長）

速報づくりの裏側をご紹介

高知市社協の協力をいただき、印刷機を利用させていただいております

次号のご案内

第4回生活困窮者自立支援全国研究交流大会速報の第3号は、12日（日）閉会時に出口にて配付いたします。また、後日、ホームページ上でもご覧いただけます。どうぞお楽しみに！

編集後記

大会速報2号はいかがでしたか。熱い思いを届け、そして共感し合い、交流し合える一助となれば幸いです。
（文責　事務局編集部）

赤い羽根福祉基金
Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

第4回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会

人の尊厳に根ざす生活困窮者自立支援で新しい社会保障の展望を共に拓く

通信 2-2

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 第四期社員総会　報告

2017年11月11日（土）10～11時、高知県立県民文化ホール事務棟４階第６多目的室にて、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク第四期社員総会を開催しました。

社員総数64人のうち、出席31人、委任状提出13人、議決権行使書による出席が12人であり、総会は有効に成立しました。

議長の一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事宮本太郎さん（中央大学法学部教授）のもと、「第一号議案　平成28年度活動報告承認の件」「第二号議案　平成28年度決算報告承認の件、監査報告」「第三号議案　平成29年度活動方針決定の件」「第四号議案　平成29年度予算決定の件」が行われ、すべて採決されたことを報告いたします。

なお、議案書につきましては、生活困窮者自立支援全国ネットワークのホームページ上にアップロードする予定です。

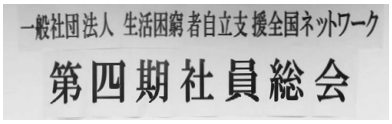

大懇親会

1日目の夜には、「ザ クラウンパレス新阪急高知」にて、申込参加者と講師による大懇親会が開かれました。厚生労働省社会・援護局局長の定塚由美子さんによる乾杯のご発声のあとは、今年のよさこいまつりで金賞を受賞した「旭食品チーム」にお越しいただき、「よさこい鳴子踊り」などを披露いただきました。

お待ちかねの大抽選会の特賞は、「第５回生活困窮者自立支援全国研究交流大会　参加ペア券」。見事引き当てたのは、宮古市福祉事務所の熊谷剛さんでした！

バス・タクシーのご案内

高知龍馬空港までのバスのご案内

高知駅６番乗り場	はりまや橋	高知龍馬空港	
14:30	14:35	14:55	高知駅前観光
14:45	14:50	15:10	とさでん交通
15:00	15:05	15:25	高知駅前観光
15:15	15:20	15:40	とさでん交通
15:30	15:35	15:55	高知駅前観光
15:45	15:50	16:10	とさでん交通
16:00	16:05	16:25	高知駅前観光
16:15	16:20	16:40	とさでん交通

高知駅６番乗り場	はりまや橋	高知龍馬空港	
16:30	16:35	16:55	高知駅前観光
16:45	16:50	17:10	とさでん交通
17:00	17:05	17:25	高知駅前観光
17:15	17:20	17:41	とさでん交通
17:30	17:35	17:55	高知駅前観光
17:50	17:55	18:17	とさでん交通
18:50	18:55	19:15	高知駅前観光

バス料金は720円です。

さくらハイヤー 088-831-8088
みくにハイヤー　0120-840-392

高知県立大学～高知空港までの料金は、5,000円弱です。

2017 年 11 月 10 日前夜祭における生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事の岡﨑誠也さんと、同ネットワーク顧問の村木厚子さんとの熱烈対談が、11 月 11 日付けの高知新聞朝刊に載りました。

全国交流大会前夜祭

困窮者自立支援で対談

岡﨑高知市長と村木元次官

生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談や就労支援などに携わる全国の担当者ら約1200人が集う「全国研究交流大会」（11、12日・高知市）の前夜祭が10日夜、同市内で開かれた。主催する「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」（事務局・東京）代表理事の岡﨑誠也・高知市長と、厚生労働省元事務次官で同ネット顧問の村木厚子さん＝高知市出身＝が対談。同法の意義や課題を語り合った。

2人は社会保障審議会委員や厚労省援護局長として制度設計から関わってきた旧知の仲。まず村木さんが「この対談、土佐弁でやりますか？」と切り出し、関係者約80人が訪れた会場を沸かせた。

村木さんは「この法律は制度の理論立てを支援の実践家が担った点で画期的。（支援を）縦に割らないようにした」と指摘。岡﨑市長は、高知市が全国に先駆け2013年度からモデル的に始めたワンストップ窓口を契機に関係機関同士の連携が深まった例などを挙げ、「法律が原動力となって入り口はできた」と述べた。

生活困窮者自立支援全国研究交流大会の前夜祭で対談する村木厚子さん＝右＝と岡﨑誠也高知市長（10日夜、高知市本町3丁目）

一方で、専門家と連携した継続的支援の重要性や、職員数の少ない自治体の活動には限界があることなどを課題に挙げ、施行3年後の見直しに向け「制度に血を通わす支援者のネットワークが重要」と訴えた。

村木さんは「日本の（相対的）貧困は見えにくいところがあり、いかに困窮者支援の重要性を住民に理解してもらうか」を課題に挙げ、「地域の困り事や課題と困窮者の問題が関連する〝どっかかり〟を見つけていくのが良いかもしれない」と提言した。

岡﨑市長は、防災や高齢者の見守りなどを契機に地域のつながりを醸成していくことが困窮者支援にもつながる、との考えを示した。（早崎康之）

47news サイトからも閲覧可能です。
http://www.47news.jp/localnews/kochi/2017/11/post_20171111101602.html

第4回生活困窮者自立支援全国研究交流大会通信第3号　2017年11月12日　14:00

第4回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会

人の尊厳に根ざす生活困窮者自立支援で新しい社会保障の展望を共に拓く

通信3

徹底討論パート2　生活困窮者自立支援制度と地域共生社会

宝塚市社会福祉協議会
常務理事
佐藤寿一さん

人口約23万人、高齢化率26.7%の兵庫県宝塚市では、市内7ブロック（包括圏域）と20のコミュニティ組織とともに「受け止める地域づくり」を行う一方、課題解決のための全市対応の庁内連携会議が開かれています。住民主体の運営が大切！住民を資源として使うのではなく、住民に使われる専門職が求められます。

NPO法人とかの元気村
副理事長
森田有紀さん
（あったかふれあいセンターとかの コーディネーター）

高知県佐川町斗賀野地区は、人口3千人余、高齢化率は36.6%。県単事業の「集落活動センター」と「あったかふれあいセンター」を拠点に、集い・学び・世代間交流・訪問・相談・送迎・生活支援などを展開。利用者登録は町内外合わせて811人で、1日平均30人前後が利用。ちょっとした困りごとをサポートする、あったかお助け隊というボランティアスタッフは、感謝されることで「出番がある」「また役に立ちたい」という思いを強めています。ときには利用者もボランティアとなり、気にかけ合い、支え合う地域づくりを目指しています。

●コーディネーター
生活困窮者自立支援
全国ネットワーク　顧問
村木厚子さん

フロアディスカッション　生活困窮者自立支援制度と地域共生社会

はじめに生活困窮者自立支援全国ネットワーク顧問の山崎史郎さんが、「この法律は皆さんに『お任せする』法律です。この制度を『使って』、一緒に考え、いい仕事をしていただきたい」と発言。「断らず、あきらめず、投げ出さず、解決できなくても、つながり続けていれば、いつかは解決方法が見つかる」と強調しました。

続いて、ジャーナリストの迫田朋子さんのコーディネートで、徹底討論パート1と2の登壇者が質疑応答に応じました。会場からは、「専門職の確保が大事だが、難しい」という声が飛び出すと、中央大学教授の宮本太郎さんは、「総合的な評価が必要であり、評価基準の確立が大事」、日本福祉大学学長補佐の原田正樹さんは「次の世代にこの仕事の魅力をどう伝えていくかが大切」と回答。フロアからは「『我が

事・丸ごと』をもっと知らしめてほしい」などの要望もあがり、活発な議論がなされました。

分科会

分科会1 「はたらく」ことを支援する地域づくり

分科会3 一人ひとりの尊厳を柱とした包括ケアと生活困窮者支援

分科会4 現地企画① ことわらない支援から視えてきたもの
～地方中核都市からの発信～

分科会6 子ども・若者支援
～孤立からの脱却と自立支援の方策～

分科会7 居住支援のこれから
―住宅と暮らしの一体的な支援とは

分科会8 生活困窮者自立支援事業の力量アップをはかる
～自ら＆協働の事業推進の視点～

本日午後からは、分科会２「農業分野は、キャリア形成を応援できるか！？」及び分科会５・現地企画②「困りごと支援は土佐の山間から」を行っています。

分科会9　必須事業の実現に向けて ～家計相談支援の原点に戻る～

分科会10　地域力「地域に生きる」

INTERVIEW 参加者インタビュー

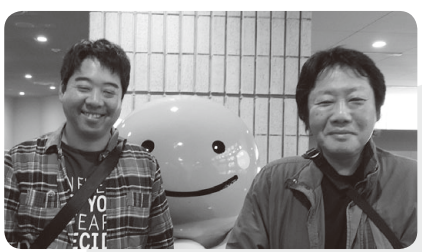

臼杵市福祉事務所
臼杵市・福祉課
村田信幸さん、
藤田和秋さん
（大分県）

生活困窮、家計相談などいろいろな話が聞けると思いますが、特に子どもの貧困への対応などについて、国の動向等の話を聞いて今後の支援につなげていきたいと思っています。

長久手市　福祉部福祉課
高山達也さん
（愛知県）

毎年この大会には当市から参加をさせてもらっています。熱い思いの支援者の方々が一堂に集まり、熱い話を聞かせてもらえることが楽しみです。就労支援のあり方や進め方なども気になっていますが、なにより、この大

木津川市　健康福祉部　くらしサポート課
林 宣弘さん
（京都府）

全国各地でご活躍されている方々のお話が聞けることがとても楽しみです。

本市では、無料で職業紹介事業を実施しており、地元で働いてもらうため企業とのつなぎ役を担っていますが、連携などに少し難しさを感じている点もあるので、参考になる取り組みやヒントを持って帰りたいと思っています。

NPO 法人
インクルいわて
白浜綾子さん
（岩手県）

様々な団体の取り組みのお話が聞けるので期待しています。東日本大震災では、被災者支援のスキームができていないと痛感しました。近い将来、南海トラフ地震の発生が懸念されています。早急な被災者支援スキームの確立が必要だと思います。

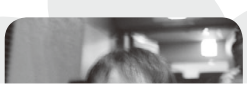

高知市
平井孝典さん

会の参加を通じて、ネットワークをつくって帰りたいと思っています。

公益財団法人
共生地域創造財団のお二人
（岩手県）

東日本大震災の被災者支援をしており、私たちの抱えている課題と違った内容の話が聞けて、とても参考になりました。

人口規模がそれぞれ違う自治体の取り組み事例だったので、それぞれに特徴があって面白かったです。機会があれば、もっと詳しく聞いてみたいです。

社会福祉法人南山城学園
築井一哉さん、**西田義彦**さん
（京都府）

就労支援事業を実施させてもらっていますが、今回は厚労省など国の考え、思いの主軸がどこにあるのか、またそれを踏まえて地方（地域）に求められていることは何かを把握し、柔軟なより良い支援をしていきたいと思い参加しています。

昨年度まで生活保護業務の担当をしていました。毎回、この大会には参加していますが、生活困窮者自立支援法が成立して3年が経過して、良い部分と悪い部分が見えてきました。自身の勉強のためにも講師の方々の話を聞けることを楽しみにしています。

社会福祉法人
姶良市社会福祉協議会
丸野光俊さん
（鹿児島県）

この大会への参加は3回目。毎回、様々な取り組みが聞けるので参加しています。他県での取り組みなど、どんどん情報は取り入れていき、つなげていきたいと思っています。島根県邑南町の取り組みなども参考にさせてもらえそうです。

NEWS!!

大会1日目の様子が、
11月12日付けの
高知新聞朝刊に載りました。
下記サイトからも閲覧可能です。
https://www.kochinews.co.jp/article/138580/

第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会　開催決定！

●**開催日**　2018年11月10日（土）・11日（日）
●**会場**　熊本県立劇場ほか
●**主催**　一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

詳細は決まり次第、ホームページ上に掲載いたします
来年は熊本でお会いしましょう！

次号のご案内

第4回生活困窮者自立支援全国研究交流大会速報の第4号は、2018年1月に発行し、ホームページ上に掲載をする予定です。本日の分科会の詳細も盛り込みます。どうぞお楽しみに！

編集後記

2日間にわたる生活困窮者自立支援全国研究交流大会にご参加いただき、ありがとうございました。来年は熊本で、ぜひお会いしましょう！
（文責　事務局編集部）

赤い羽根福祉基金
Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

第4回生活困窮者自立支援全国研究交流大会通信第4号　2018年1月30日

第4回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会

人の尊厳に根ざす生活困窮者自立支援で新しい社会保障の展望を共に拓く

通信4

分科会1　「はたらく」ことを支援する地域づくり

■パネラー
- NPO 法人暮らしづくりネットワーク北芝 職員　築瀬 健二
- NPO 法人わかもの就労ネットワーク 理事　三鴨 みちこ
- 富士市ユニバーサル就労支援センター 統括責任者　三好 泰枝
- 日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会 センター事業団 理事長　田中 羊子
- 高知事業所 所長　小谷 加代

■コーディネーター
- 社会福祉法人生活クラブ風の村 理事長　池田 徹

分科会1では、社会的企業型、一般企業への企業開拓、そして支援のあり方について、実践者からの話をもとに、参加者と共有をはかった。

ひきこもっている人に家から外へ出てきてもらう、そして居場所ができ、居場所の中で役割ができる。そうした意味での「はたらく」を支援する実践者は多い。

多様なはたらきかたの出口の1つの場として、社会的企業がある。一般企業への就職だけではなく、地域には中間的就労を含めて受け入れる目的をもった事業所が必要であり、そこに対しては税制優遇などがなされている。地域のなかに、社会的企業型と言われるような事業を起こしていく、あるいは見つけていくことがとても大切である。

分科会2　農業分野は、キャリア形成を応援できるか!?

■パネラー
- 株式会社れいほく未来 代表取締役常務　岡部 正彦
- NPO 法人おおさか若者就労支援機構 事務局長　太田 光昭
- NPO 法人就労継続支援 A 型事業所協議会 理事長　萩原 義文
- NPO 日本プロフェッショナル・キャリア・カウンセラー協会 キャリア開発室 室長　森園 仁美

■コメンテーター
- 高知県立大学社会福祉学部 講師　福間 隆康

■コーディネーター
- A’ワーク創造館 大阪地域職業訓練センター 就労支援室長　西岡 正次

分科会2では、農業分野の仕事あるいは労働を、就労支援・キャリア形成としてどう応用できるかを討議した。農業生産をベースとして多様な人材の学び働く場をつくる実践者と、若者や障がい者を支援する立場から農業をうまく組み合わせて事業展開をしている実践者に登壇をいただいた。

実践報告のほか、就労の体験や就労訓練事業で得られた、有用感や自己肯定感を次のキャリア形成のステップとして具体化する必要性が挙げられた。支援者は、就労体験や就労訓練事業の成果を、具体的な職業能力、キャリアを言語化し、職務経歴書に書き込んでいくことが問われている。中間的就労は

新しい段階に入っている。

分科会3　一人ひとりの尊厳を柱とした包括ケアと生活困窮者支援

■パネラー

南国市社会福祉協議会地域福祉課 課長	丹生谷 行朗
長野県社会福祉協議会相談事業部自立支援グループ 企画員	中島 将
伊賀市健康福祉部医療福祉政策課 主査	奥沢 浩和
豊島区民社会福祉協議会地域相談支援課 課長	大竹 宏和

■コーディネーター

ルーテル学院大学 名誉教授　和田 敏明

その人の支援をして、就職が決まって落ち着いたら終わりではない。その人が暮らしている地域での生活がどうなっていくのか、友だちづくりや仲間づくり、職場の人たちの相談に乗りながら一緒に考えていくことなど、新しい課題は常にある。情報をどう共有し合って進めるかが非常に重要になっていく。

包括ケアをしていくならば、生活困窮者自立支援の取り組みと併せて、あるいはそれを一つのキーにしながら進めていくのもこれから非常に大事になるのではないかと考えられる。

生活困窮者自身が、自分たちの必要な資源を自分たちが参加してつくって活用しているという新しい取り組みが動き始めている。

分科会4　現地企画①「ことわらない支援から視えてきたもの～地方中核都市からの発信～」

■パネラー

高知市健康福祉部 部長	村岡 晃
高知市生活支援相談センター 生活支援相談員	上岡 篤史
大津市福祉子ども部 政策監兼福祉事務所長	高野 早人
大津市社会福祉協議会自立支援グループ 相談支援員	山崎 晴美

■コーディネーター

日本福祉大学社会福祉学部 教授　平野 隆之

地元・高知市と大津市から、政策を考える幹部職員と実際の相談を行っている現場職員に登壇をいただいた。

これまでの福祉行政は基本的に対象者を限定していたので、対象者を限定しない支援の仕組みを考えることは、非常に難しいことだった。生活困窮者自立支援は、支援者だけでは解決はできない。地域福祉の中で見守り支え合う関係をどのようにつくっていくか、個別支援から地域づくりへつなげていく関係性も非常に重要である。

就労準備の前段の就労準備支援も含めて、地域につながりを広げていく、見守り支え合いを広げていく取り組みを考えていかなければならない。

分科会5　現地企画②「困りごと支援は土佐の山間から」

■パネラー

高知県佐川町 あんしん生活支援センター センター長	田村 和裕
高知県土佐町 あったかふれあいセンター 土佐町社会福祉協議会 事務局長	山首 尚子
高知県香美市 生活相談センター香美 所長	徳弘 博国

■コメンテーター

高知県地域福祉部福祉指導課 課長補佐兼チーフ（自立支援担当）	田村 義之
高知県社会福祉協議会 地域・生活支援課 課長	間 章

■コーディネーター

高知県立大学社会福祉学部 教授　田中 きよむ

第5分科会では山間地域、地方の困窮者支援の特徴、課題、強みについて、地域性を生かした困窮者支援をどのように進めていくべきかが話し合われた。

住民の主体性を大事にしながら包括ケアと共生ケアを結び、個別支援と地域支援の両方に目を向ける。課題分析を行い、人と人をつなぎ、話し合い、実行、評価することで、孤立させない地域連携、地域づくりにつなげていく。

その地方が生き生きと輝く地域づくりをするために、家族のような関係を地域の中で広げていく。それを大事にすることで、オリジナルな困窮者支援が展開されていくのではないか。

分科会6　子ども･若者支援～孤立からの脱却と自立支援の方策～

■パネラー
- NPO法人おおいた子ども支援ネット 専務理事　矢野 茂生
- NPO法人抱樸 常務　山田 耕司
- 高知県教育委員会事務局 生涯学習課 課長　森 克仁
- 沖縄大学人文学部 准教授　島村 聡
- 大阪市立大学大学院創造都市研究科 准教授　五石 敬路

■コーディネーター
- NPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイス 代表理事　谷口 仁史

分科会６では、多職種連携、さらには多機関連携を進めていく目的として、子どもたち・若者の支援がいかにあるべきかが話し合われた。

行政の縦割り、学校と社会の連携の不十分さから、支援のはざまが存在する。実践者がつながり、横断的なネットワークを構成し、必要なものを一緒につくることで、縦割りを突破できる。義務教育から高校、就労まで連続的に伴走し、自立に向けた対応ができるようになる。

ひきこもりの若者たちは、地域再生の大きな力にもなっている。つながりの中で支援することが地域づくりであり、さらには誰もが安心して希望を持って暮らせる地域社会の創造につながる。

分科会7　居住支援のこれから―住宅と暮らしの一体的な支援とは

■パネラー
- 一般財団法人高齢者住宅財団 特別顧問　高橋 紘士
- 大分大学大学院福祉社会科学研究科 准教授　垣田 裕介
- 福岡市社会福祉協議会地域福祉課事業開発係 係長　栗田 将行
- NPO 法人自立支援センターふるさとの会 常務理事　滝脇 憲
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 室長　本後 健
- 国土交通省住宅局 局長　伊藤 明子

■コーディネーター
- NPO 法人抱樸 理事長　奥田 知志

これからの居住支援を考えていくうえで、一時生活支援事業と居住支援の議論を重ねていく必要がある。その人がその人らしく生きるための必要なもの、地域をつくるという発想のなかに居住の課題がある。お金と住宅だけがあっても、その人の生活は立ち行かない。

独居支援は持ち出し部分が大きく、事業スキームを考えて、独居のサポートから互助ハウスでどれだけのサポートができるのか、共同居住の人件費をどのように確保するかなど、居住形態と支援の厚みと事業の継続性を考えながら、長期的な視点が必要だ。

また、分科会７では、10月25日に施行された住宅セーフティネット制度の概要説明も行われた。

分科会8　生活困窮者自立支援事業の力量アップをはかる～自ら＆協働の事業推進の視点～

■ミニシンポジウム
「地域共生社会」における「協働の中核」をどう担うか　上記実践報告者ほか、日本福祉大学 学長補佐　原田 正樹

■実践報告者
- 堺市社会福祉協議会（大阪府）／社会福祉法人みなと寮（大阪府）／岩見沢市生活サポートセンターりんく（北海道）／NPO 法人みかんプラス、八幡浜市社会福祉協議会（愛媛県）／大村市社会福祉協議会（長崎県）／NPO 法人元気な仲間、高島市社会福祉協議会（滋賀県）

■コメンテーター
- 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表　櫛部 武俊

■コーディネーター
- 全国社会福祉協議会 常務理事　渋谷 篤男

分科会８では、６つの実践報告を聞き、その後、「『地域共生社会』における『協働の中核』をどう担うか」というミニシンポジウムを行った。生活困窮者の自立支援事業は、地域共生社会の専門相談支援組織の協働の中核にある。そのなかで、どういう役割を果たしていくのかが話し合われた。

生活困窮者自立支援を軸とした全国の実践知や経験知を貯めて、仕組みづくりやプログラムを学び合い、高め合う。生活困窮の支援によって助かった命、救われた生活を確認しながら地域共生社会を考えていくことが必要だ。生活困窮者自立支援の実践や経験の延長に地域共生社会をどうつくるかということが次の課題になってくるだろう。

分科会9　必須事業の実現に向けて～家計相談支援の原点に戻る～

第1部
■パネラー
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長　行岡 みち子
中高年事業団やまて企業組合福祉事業部 統括責任者　山口 耕樹
グリーンコープ生協ふくおか　藤浦 久美
久留米市健康福祉部生活支援第２課 主事　岡村 謙吾
新潟県労働者福祉協議会 上越パーソナル・サポート・センター センター長　漆間 和美

第2部
■パネラー
野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐　生水 裕美
障がいのある人とご家族のライフプランを考える会 会長　石川 智
済生会滋賀県病院 医療ソーシャルワーカー　川添 芽衣子

■コーディネーター
明治学院大学社会学部 教授　新保　美香

第1部と第2部にわけた分科会９では、第1部で「家計相談支援事業とは何か」、第2部で「さまざまな課題を抱えた方への家計相談支援」という内容で進められた。登壇者は、キーワードを示し、また、質疑応答の時間を多くとることで参加者との共有を図った。家計相談支援は、本人が気づき、将来に向かって自分が何をするべきかを理解してもらい、支援員が寄りそい、応援をしながら必要な支援をしていくことである。相談者の意思を尊重しながら、家計の改善をともにはかっていくことが基本だ。

家計相談支援の本当の意味や大切さを伝え、どのような支援が届けられるのか、一緒にできるのかを確認した時間となった。

分科会10　地域力「地域に生きる」

■パネラー
塙山学区住みよいまちをつくる会 会長　西村 ミチ江
西宮市社会福祉協議会 常務理事　清水 明彦
御荘診療所 所長・医師（NPO 法人なんぐん市場 理事）　長野 敏宏
森の巣箱 施設長　大崎 登
NPO 法人にしはらたんぽぽハウス 施設長　上村 加代子

■コメンテーター
高知県中山間振興・交通部 中山間地域対策課 チーフ（企画調整担当）　隅田 紀子
NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長　池田 昌弘

■コーディネーター
独立行政法人国立病院機構 副理事長　古都 賢一

分科会10では、パネラーがそれぞれの地域で、主体的かつ個性的に取り組んだ実践を報告いただいた。

目の前にある課題を解決するために、制度は手段の1つにすぎない。制度ありきではなく、地域の課題解決のために制度を使う、という発想の転換が必要だ。これからの医療・福祉・介護のあり方の課題を共有し、地域のことは地域で決めるという原則をもちながら、住民同士の助け合いをはぐくむ。この地域がどうありたいかを考え、新しいものを生み出していく。地域づくり、まちづくり、生き方に、たった一つの解答はないが、その経験から共通項を見いだす会となった。

参加者の声

大会終了時に回収したアンケートより、参加者の声を紹介します。

（2018年３月末に完成予定の「第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書にアンケート結果を掲載します）

・孤立しない社会づくりはとても大変だと思う。主役は住民であり、住民と住民が助け合い、ともに支え合える社会になっていくことを期待する。相談援助をしていると、ついつい変化（相手が変わること）を求めるが、変化がなくても関わり続けることでいいんだと思った。（高知県・女性）
・地域の理解を得て思いを形にする。やりたいことがたくさん浮かんできました！（高知県・女性）
・毎年、この大会に来る前は、自身の自治体で行っていることが正しいのか、他の自治体より遅れているのでは、と心配しながら来るのですが、来てさまざまな話を聞くことで、「まだ、こんなにやれることがある」と思うことができます。今後もできるだけ参加したいと思います。（愛知県・女性）
・素晴らしい先生方の討論が聞けて嬉しかった。制度が始まり３年目ということで、課題や見直しの論点等確認できた。日々の支援の中で感じるもどかしさ等が全国的にもあり、課題となっていることが分かり、認識は同じなのだと思った。（佐賀県・女性）
・住民と専門職が協働する仕組みづくりは全国に広がり根づいていけばいいなと思いました。地域の居場所づくり、住民主体の小さな範囲で他機関との連携を密にしていけたら…働きかけたいと思いました。（鹿児島県・女性）

来年度開催案内

第5回生活困窮者自立支援全国研究交流大会

●開催日　2018年11月10日（土）・11日（日）
●会場　熊本県立劇場コンサートホール（全体会）ほか
●主催　一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
●お問い合わせ先　一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
TEL: 03-3232-6131　FAX: 092-482-7886

編集後記

永らくお待たせいたしました。第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会大会通信第４号が完成いたしました。また今年も、会場で皆さんとお会いできることを楽しみにしております。
（文責　事務局編集部）

Community Impact Fund Akaihane Fukushi Kikin
赤い羽根福祉基金
Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

高知新聞（2017 年 11 月 12 日付）に大会の様子が掲載されました。

困窮者支援へ連携を

高知市 研究大会で活発論議

施行3年目を迎えた生活困窮者自立支援法の意義や課題を考える「全国研究交流大会」が11日、全国の支援担当者や有識者ら約1200人が参加して高知市で始まった。来年度の見直しを協議中の社会保障審議会部会長や厚生労働省社会援護局長らによる鼎談では、「この制度は坂本龍馬。高齢者、子育て、障害者などの分野ごとに縦割りにされてきた福祉の幕藩体制を壊し、横の連携で新しい社会を生み出す」などと活発な論議があった。12日まで。

基調鼎談では、福岡県のNPO法人・抱撲の奥田知志理事長が35年にわたる困窮者支援の経験も踏まえ、「自立支援制度という名前だが、この制度だけでは自立できない」と強調。介護、障害、子育て、経済的貧困、社会的孤立などの分野ごとに「たこつぼ化」しがちな行政組織や社会制度に横串を刺し、幅広い支援者の連携で困っている人や家庭を支える方向性を示した。

社保審会長などを歴任してきた大森彌東大名誉教授は「困窮者支援法の特徴は横の連携。脱藩して薩長同盟などの連携をつくり出した龍馬の精神がこの法にはある」と指摘。厚労省の「相談支援の在り方に関する検討会」座長の原田正樹・日本福祉大教授は「制度によって従来の支援が見て見ぬふりをしていた事例が顕在化してきた」と述べた。

社保審部会長を務める宮本太郎・中央大教授は「制度3年目だが、気が付いたら龍馬が暗殺されていたなんてことになったら困る」。宮本氏や奥田氏らは高知市社協が掲げる「相談を断らない、支援を諦めない、投げ出さない」との3原則を高く評価した上で、「すぐに解決しなくても（関係を）切らないおおらかな姿勢も大切」と呼び掛けた。

「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」（事務局・東京）の主催で4回目。地方都市での開催は初めて。（早崎康之）

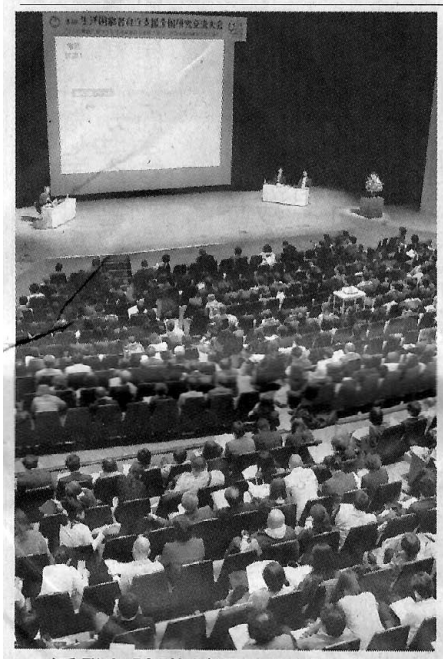

活発な論議が繰り広げられた「生活困窮者自立支援全国研究交流大会」（11日午後、高知市の県民文化ホール）

第4回

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

「人の尊厳に根ざす生活困窮者自立支援で新しい社会保障の展望を共に拓く」

開催日　**2017年11月11日【土】・12日【日】**

会　場　**高知県立県民文化ホール（オレンジホール）**／1日目 全体会
高知県立大学（永国寺キャンパス）／2日目 分科会

社会を良くするたしかな一歩。
赤い羽根福祉基金

主　催
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
第4回生活困窮者自立支援全国研究交流大会実行委員会

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

開催趣旨

生活困窮者自立支援法に基づく各地の取り組みは３年目に入り、一定の前進と課題を明らかにしつつあります。この制度がこれまでにない新しいものであるだけに、地域実情に応じた多様な取り組みとなっていることが特徴と言えます。今年はこの制度の施行後３年目を迎え、社会保障審議会では、制度の見直しが行われています。地域の実践に携わる私たちはそれぞれの経験を持ち寄り、交流し学び合い支え合うことがなにより大切です。同時に多様な人々がかかわる横断的なネットワークを広げながら、制度の根幹である『人の尊厳』を柱とした新しい日本の社会保障の道を共に切り拓くために全国の支援員及び諸団体、行政等関係機関、学識者が一堂に会した第４回研究交流大会を、高知県高知市を会場に開催します。

第4回

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

「人の尊厳に根ざす生活困窮者自立支援で新しい社会保障の展望を共に拓く」

開催日　2017年11月11日【土】・12日【日】

会　場

■1日目全体会

高知県立県民文化ホール（オレンジホール）

〒780-0870 高知市本町4丁目3−30

■2日目分科会

高知県立大学（永国寺キャンパス）

〒780-8515 高知市永国寺町2−22

■参 加 費

1人10,000円（※会員は7,000円。なお年会費は3,000円）

学生の皆さまには、通常どおり10,000円の請求をさせていただきますが、大会当日、学生証をご持参いただきますと、当日受付カウンターで3,000円を返金させていただきます。

■参加定員

1,000人

■申込締切

2017年9月29日（金）

■2日目の昼食（1時間15分）

1食お茶付き1,000円（税込）にて受付します。大学内にある食堂（300席）もオープンしますのでご利用ください。また、当日は江戸時代より300年以上続いている土佐の「日曜市」が近隣で開催します。食事以外にも季節の特産品や日曜品などさまざまな品物を販売する名物となっていますのでご利用ください。

※生活困窮者自立支援全国ネットワーク会員の参加費の扱い
生活困窮者自立支援全国ネットワークにご入会いただいた場合は、参加費7,000円にて大会参加が可能です（年会費3,000円／懇親会費は別途）。
※詳細は申し込み案内の1ページ目（会員加入のご案内）をご参照ください。

第1日目 11/11（土）

12:00〜12:30　**開　会**　**主催者あいさつ**

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク　代表理事　岡崎　誠也（高知市長）

来賓挨拶

厚生労働大臣　加藤　勝信
高知県　知　事　尾崎　正直
高知県立大学　学　長　野嶋 佐由美
自由民主党　参議院議員　丸川　珠代
公明党　参議院議員　山本　香苗
民進党　参議院議員　石橋　通宏
立憲民主党　衆議院議員　武内　則男

12:30〜13:40 **基調鼎談**「生活困窮者自立支援とこの国のセーフティネットのゆくえ」

人を支える生活困窮者自立支援制度が日本のセーフティネット構築に資する展望を異色の登壇者で語ります。

パネラー	厚生労働省社会・援護局	局　長	定塚 由美子
	NPO法人抱樸（福岡県）	理事長	奥田　知志
	東京大学	名誉教授	大森　　彌
コーディネーター	ジャーナリスト（元NHK制作局　エグゼクティブディレクター）		迫田　朋子

13:40〜14:40 **自治体編**「生活困窮者自立支援で自治体政策をこう変える」

この制度の成否は自治体の取り組みにかかっています。都道府県・市町村首長・担当者が率直にその取り組みを語ります。

パネラー	高知市	市　長	岡﨑　誠也
	邑南町（島根県）	町　長	石橋　良治
	大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課	課　長	前河　　桜
コーディネーター	慶應義塾大学経済学部	教　授	駒村　康平

14:40〜15:00 **休 憩**

15:00〜16:10 **徹底討論 パート1**「生活困窮者自立支援制度と地域共生社会」

地域共生社会の中核たる本法が見直されています。どこに向かおうとしているのか、制度から問いかけます。

登壇者	中央大学法学部	教　授	宮本　太郎
	日本福祉大学	学長補佐	原田　正樹
	厚生労働省社会・援護局生活困窮者自立支援室	室　長	本後　　健

16:10〜17:20 **徹底討論 パート2**「生活困窮者自立支援制度と地域共生社会」

希望を持って生きている地域の姿を通じて本法の目指すところを問いかけます。

パネラー	宝塚市社会福祉協議会（兵庫県）	常務理事	佐藤　寿一
	NPO法人とかの元気村（高知県）	副理事長	森田　有紀
	（あったかふれあいセンターとかの　コーディネーター）		
コーディネーター	一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク	顧　問	村木　厚子

17:20〜18:00 **フロアディスカッション**

聞き手であった参加者が主役。双方向で理解を深めましょう。

指定討論者	一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク	顧　問	山崎　史郎
コーディネーター	ジャーナリスト（元NHK制作局　エグゼクティブディレクター）		迫田　朋子

18:30〜20:00 **大懇親会**

分科会1 午前分科会 09:15〜11:15 「はたらく」ことを支援する地域づくり

現在、生活困窮者自立支援制度の見直しの議論が進んでおり、就労準備支援、就労訓練事業（中間的就労）など、社会的困難にある人が「はたらく」ことで人と社会とのつながりを回復することがあらためて重要な課題となっています。支援者（市民団体）、協同組合、中小企業、自治体などが地域で連携しながら、「はたらく」ことを支援するために必要とされる地域づくりとは何かを考えていきます。

パネラー
NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝
職員 **藥瀬 健二**

富士市ユニバーサル就労支援センター
統括責任者 **三好 泰枝**

NPO法人わかもの就労ネットワーク
（中小企業家同友会 多様な働き方推進委員長）
理事 **三鴨 みちこ**

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）
連合会センター事業団 理事長 **田中 羊子**
高知事業所 所長 **小谷 加代**

コーディネーター
社会福祉法人生活クラブ風の村
理事長 **池田 徹**

NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝（大阪府箕面市）
大阪箕面市・萱野にある北芝地域の課題解決のために「暮らしづくり」の活動を起こそうとしている個人やNPOグループへの支援（法人化サポートや資金援助、相談事業、チャレンジの場の提供）を行い、人と人、組織をつなぐネットワークづくりをめざしている。

富士市ユニバーサル就労支援センター（静岡県富士市）
今年2月、富士市議会で、全国初の「ユニバーサル就労推進条例」が全会一致で成立し、これに基づいて、あらゆる「就労困難者」を対象とする「ユニバーサル就労支援センター」が設置された。市民が議会を動かし、議会が行政を動かした経緯と現状を聞く。

生活クラブ風の村（千葉県佐倉市）
ユニバーサル就労に取り組んできた経験を踏まえて県内8の自治体で生活困窮者自立支援事業を受託、他にNPOユニバーサル就労ネットワークちばでも2自治体で事業を行っている。「支援付き就労」という概念でユニバーサル就労システムの高度化を検討中。

NPO法人わかもの就労ネットワーク（東京都三鷹市）
サポステと企業の間に立ち、「労働体験など、若者を採用前から応援し双方が幸せな就労を目指す」ことを目的に、2017年に東京中小企業家同友会の中間的就労プロジェクトを母体に設立した就労支援ネットワーク。2016年から練馬地区でモデルづくりを始め、就労実績を上げている。

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会センター事業団
市民や働く者が協同で出資し、経営に参加して生活と地域に必要な仕事を協同でおこす「協同労働の協同組合」。80超の自治体で制度を受託・活用しながら社会的困難にある人と共に働く職場・地域づくりめざし、地域食堂やフードバンクなどの社会連帯活動も展開。

分科会2 午後分科会 12:30〜14:30 「農業分野は、キャリア形成を応援できるか!?」

地域経済や産業と連携した「多様な人材」の支援、就労支援（人材開発）のカタチを探る第一弾。産業分野で進む取り組みから、自治体や支援団体、農業法人の役割や課題のほか、制度の動きなどを重ね合わせて今後推進策を探っています。農業先進地・高知の取り組みも交えて、農業ほか、人的資源に関心のある産業部門、企画部門の方に聞いてほしいです。

パネラー
株式会社れいほく未来
代表取締役常務 **岡部 正彦**

NPO法人就労継続支援A型事業所協議会
理事長 **萩原 義文**

NPO法人山村エンタープライズ
代表理事 **藤井 裕也**

NPO法人おおさか若者就労支援機構
事務局長 **太田 光昭**

NPO日本プロフェッショナル・キャリア・カウンセラー協会
キャリア開発室 室長 **森園 仁美**

コメンテーター
高知県立大学社会福祉学部 講師 **福間 隆康**

コーディネーター
A´ワーク創造館（大阪地域職業訓練センター）
就労支援室 室長 **西岡 正次**

株式会社れいほく未来（高知県土佐町）
平成23年設立のJA出資型農業法人。農作物生産、土佐赤うしの繁殖・肥育、委託業務、販売など。平成26年度土佐町、（株）FPI（大阪府豊中市委託）、高知県と連携し農業インターンシップを開始。企画運営、生活や就労支援等をFPIが一括サポート。同社が農業研修を担う。これまで約80名が参加、うち嶺北地区で雇用就農14人。同社で4名雇用、内1名はのれん分け制度で今年独立農家に。

NPO法人就労継続支援A型事業所協議会（岡山県岡山市）
平成18年に障害者自立支援法で就労継続支援A型事業（雇用型）が創設。平成21年5月A型事業所連絡協議会を設立した。平成25年に、25事業所で農業部会をつくり、年に3回さまざまな機関と連携して農業分野での生産と就労者の拡大普及を図り現在に至っている。

NPO法人山村エンタープライズ（岡山県美作市）
2011年より地域おこし協力隊卒業生が中心になって組織。山間部・離島で地域づくりと若者自立支援に取り組む。人おこし事業では山間部での地域資源を生かした仕事づくりや、就労事業、空き家活用事業などを行う。

NPO法人おおさか若者就労支援機構（大阪府泉佐野市）
2000年から若年者就労相談を始め、2005年より国の若者自立塾、地域若者サポートステーションを運営。2010年アグリ事業部を設立し、2015年には（株）泉州アグリを創設。泉佐野市を拠点に都市農業の6次産業化を実践。地方創生事業にも取り組んでいる。

NPO日本プロフェッショナル・キャリア・カウンセラー協会 キャリア開発室
女性のキャリア開発支援や多様な人材を活かす組織づくりコンサルタントとして、採用・教育・評価制度など人材育成に関する提案を行っている。平成27年度から鹿児島県おおすみくらし・しごとサポートセンターの事業所支援アドバイザーとして鹿児島県肝付町農業振興センターの受入れ事業所支援に関わっている。

A´ワーク創造館<大阪地域職業訓練センター>（大阪府大阪市）
再就職等をめざす多様な職業教育訓練、多様な人材と企業等をつなぐ就労支援事業、地域・自治体の人材開発・就労支援施策など、職業教育と就労支援のハイブリッドな日本版コミュニティカレッジをめざす。

分科会3　午前分科会 09:15〜11:15「一人ひとりの尊厳を柱とした包括ケアと生活困窮者支援」

地域共生社会を目指し、制度・分野ごとの縦割りや「支えて」「受けて」という関係を超え、多様な主体が参画し、世代や、分野を超えてつながる仕組みづくりが始まっています。対象を限定しない包括的相談体制と支援体制づくり、課題にこたえる新しい資源づくり、個別支援と地域支援を連動させた、一人一人の尊厳を柱にした包括ケアの取り組みから、地域における生活困窮者自立支援のあり方を考えます。

パネラー
- 南国市社会福祉協議会 地域福祉課 課長 **丹生谷 行朗**
- 伊賀市健康福祉部医療福祉政策課 主査 **奥沢 浩和**
- 長野県社会福祉協議会 相談事業部自立支援グループ 企画員 **中島 将**
- 豊島区民社会福祉協議会 地域相談支援課 課長 **大竹 宏和**

コーディネーター
- ルーテル学院大学 名誉教授 **和田 敏明**

南国市社会福祉協議会（高知県）

居場所、宿泊、一時預かり、配食サービス、就労支援、外出支援などの機能を持つ小規模多機能を拠点とし、各種専門機関と連携し、個別支援と地域支援とをつないでいる。生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業として模擬店舗、あったか畑などに取り組んでいる。

伊賀市健康福祉部医療福祉政策課（三重県）

拡散していた相談窓口を集約し、さまざまな分野の相談にワンストップで対応できる地域包括支援センターを核とした包括的な相談体制を構築。庁内に福祉相談調整課を設置し、分野を超えた連携、情報共有を行う仕組みを作るとともに、相談支援包括化推進員を配置し推進を図っている。

長野県社会福祉協議会（長野県）

長野県県内有志社協が協働で運営する「長野県安心創造ねっと」を結成し、身元保証事業、入居保証事業、支援食品の広域調整、ミルク等支援事業、子どもの居場所づくり、交通遺児、災害遺児支援事業の開発推進に取り組んでいる。

豊島区民社会福祉協議会（東京都）

地域福祉コーディネーターを1地区2名計16名配置し、同じく、地域相談支援課内に置かれている自立支援相談とも協働しながら、27年度6,700件の相談に応じている。アウトリーチを重視し、個別支援のあたってはソーシャルサポートネットワークの形成を進め、個別支援と地域支援を連動させ、当事者主体、住民主体を重視した取り組みを進めている。

分科会4　現地企画① 午前分科会 09:15〜11:15「ことわらない支援から視えてきたもの〜地方中核都市からの発信〜」

地方における中核都市として行政と自立相談支援機関が早期から連携し、いかなる相談も「断らない」ことを掲げた支援を行ってきた両市。生活困窮者自立支援制度が本格施行されてから丸2年を経過して見えてきた到達点・課題を整理し、その課題の解決のためには政策的にどのようなものが必要なのかを、今般の制度改正に向けて発信します。

パネラー
- 高知市健康福祉部 部長 **村岡 晃**
- 大津市社会福祉協議会 自立支援グループ 相談支援員 **山崎 晴美**
- 高知市生活支援相談センター 生活支援相談員 **上岡 篤史**
- 大津市福祉子ども部 政策監 兼 福祉事務所長 **高野 早人**

コーディネーター
- 日本福祉大学社会福祉学部 教授 **平野 隆之**

分科会5　現地企画② 午後分科会 12:30〜14:30「困りごと支援は土佐の山間から」

社会資源の少ない人口減少・中山間地域において、社会的に孤立している人々への支援を行うにあたっては、都市部のそれとは異なった困難性があり、思い描くように進まないことも多々あります。そのような現状の中で、地域における困りごと支援をなんとか前に進めようと取り組む高知県内の実践者が、その実際や課題について熱く語り合います。

パネラー
- 高知県佐川町 あんしん生活支援センター センター長 **田村 和裕**
- 高知県香美市 生活相談センター香美 所長 **徳弘 博国**
- 高知県土佐町 あったかふれあいセンター 土佐町社会福祉協議会 事務局長 **山首 尚子**

コメンテーター
- 高知県地域福祉部福祉指導課 課長補佐兼チーフ（自立支援担当） **田村 義之**
- 高知県社会福祉協議会 地域・生活支援課 課長 **間 章**

コーディネーター
- 高知県立大学社会福祉学部 教授 **田中きよむ**

あんしん生活支援センター（高知県佐川町）

制度の狭間を埋めるため、「見守りネットワーク」の主催や「子ども見守り会」との連携により、抜け漏れのない実態把握と支援を展開。防災に絡めた地域の繋がりづくりの取り組みや、利用者同士の仲間づくりを行う等、人と人を繋ぎ幸せの輪を広げることを目指す。

生活相談センター香美（高知県香美市）

生活困窮者自立支援事業の受託開始に併せ平成27年4月に開設。自立相談支援、家計相談支援、一時生活支援のほか、権利擁護と生活福祉資金貸付など社協におけるあらゆる相談支援を個別的かつ包括的に取り組んでいる。

あったかふれあいセンター（高知県土佐町）

土佐町は人口3,992人、限界集落が散在する山間地における生活困窮者支援のあり方を模索している。地域でささえる拠点として立ち上げた「あったかふれあいセンター」の活動を通じ、日頃の見守り活動から生活課題の早期発見につなげている。

分科会プログラム構成

午前分科会 09:15〜11:15	分科会1	分科会3	分科会4	分科会6	分科会7	分科会8	分科会9	分科会10
11:15〜12:30	昼食・休憩							
午後分科会 12:30〜14:30	分科会2		分科会5	分科会6	分科会7	分科会8	分科会9	分科会10

分科会6

1日分科会
09:15～11:15／12:30～14:30

「子ども・若者支援～孤立からの脱却と自立支援の方策～」

不登校、ひきこもり、非行、ニート…、困難を抱える子ども・若者。経済的問題のみならず、生育環境にも深刻な問題を抱え、社会的に孤立する者も少なくありません。本分科会では、「子どもの貧困」、「孤立」、「社会的養護」に焦点をあてつつ、アウトリーチから学習支援、就労支援に至るまで、支援現場の現状と課題に迫り、そのあるべき将来像を探ります。

パネラー
- NPO法人 おおいた子ども支援ネット 専務理事 矢野 茂生
- 高知県教育委員会事務局 生涯学習課 課長 森 克仁
- 大阪市立大学大学院創造都市研究科 准教授 五石 敬路
- NPO法人 抱樸 常務 山田 耕司
- 沖縄大学人文学部 准教授 島村 聡

コーディネーター
- NPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイス 代表理事 谷口 仁史

特定非営利活動法人 おおいた子ども支援ネット（大分県大分市）
司法と福祉が連携し、多機能型の子ども若者支援を行っているNPO法人。自立援助ホームや子どもシェルターの運営、放課後等デイサービス、市町村との連携事業等を中心事業としながら、「子どもや家族を隙間に落とさない」事業体系の構築をめざしている。

特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス（佐賀県佐賀市）
家庭教師方式のアウトリーチを中核事業としつつ、職業的自立に至るまでの総合的な支援事業を展開。年4万2千件を超える相談活動を展開しつつ、「必要なものは『協働』で創り出す！」という方針の下、社会的孤立・排除を生まない地域づくりを推進している。

特定非営利活動法人 抱樸（福岡県北九州市）
元北九州ホームレス支援機構。北九州市を中心に、下関市、福岡市にわたってホームレスの自立支援活動を行う。行政機関と連携することにより、これまで1700人を超えるホームレスの自立支援および自立後の生活支援を実施。

分科会7

1日分科会
09:15～11:15／12:30～14:30

「居住支援のこれから ―住宅と暮らしの一体的な支援とは」

居住支援は、現在生活困窮者自立支援制度の見直しと国交省の住宅セーフティネット制度の開始など相互補完的に大きな課題となっています。居住支援のこれからについて、三つの視点から論じてもらいます。

第一にこの課題を俯瞰的に捉え、全体的な課題を確認します。第二に実践の立場からその成果と課題を報告してもらいます。第三に政策担当の立場から施策の今後についても報告してもらうと同時に、一時生活支援事業の課題の整理を行います。後半は、シンポジウム形式で行います。当日、ゲストあり！ご期待ください。

パネラー
- 一般財団法人高齢者住宅財団 特別顧問 高橋 紘士
- 福岡市社会福祉協議会 地域福祉課係長 栗田 将行
- 大分大学大学院福祉社会科学研究科 准教授 垣田 裕介
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 室長 本後 健
- 国土交通省住宅局 局長 伊藤 明子

コーディネーター
- NPO法人抱樸 理事長 奥田 知志

分科会8

1日分科会
09:15～11:15／12:30～14:30

「生活困窮者自立支援事業の力量アップをはかる～自ら&協働の事業推進の視点～」

各団体は従来実施してきた分野では順調に発展していても、新たな分野には、なかなか踏み込めなかったり、ノウハウ不足などから、総合的な取り組みに届かない(協働もすすまない)状況がみられます。新たな活動に取り組むにあたり、工夫点等の報告を得て、活動展開の道を探る。また、「地域共生社会」における「協働の中核」をどう担うかをテーマにミニシンポジウムを行います。

◆堺市社会福祉協議会(大阪府)【相談することが難しい人にも確実に支援を】
◆社会福祉法人みなと寮【施設法人の就労支援ほか】
◆岩見沢市生活サポートセンターりんく(北海道)【就労支援】
◆NPO法人みかんプラス、八幡浜市社会福祉協議会(愛媛県)【就労支援、農福連携】
◆大村市社会福祉協議会(長崎県)【「住まう」の実現】
◆NPO法人元気な仲間、高島市社会福祉協議会(滋賀県)【学習支援】

コメンテーター
- 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表 櫛部 武俊

コーディネーター
- 全国社会福祉協議会 常務理事 渋谷 篤男

ミニシンポジウム
- 「地域共生社会」における『協働の中核』をどう担うか」
- 左記実践報告者ほか、日本福祉大学 学長補佐 原田 正樹

社会福祉法人みなと寮（大阪府大阪市）
1950年以来、社会のセーフティネット機能を持つ救護施設等に取り組み、現在5カ所の救護施設、3カ所の特別養護老人ホーム、グループホーム等を運営。とくに救護施設事業において蓄積してきた技術・ノウハウの財産をもとに、地域公益活動、生活困窮者自立支援事業に取り組む。

NPO法人みかんプラス（愛媛県八幡浜市）
「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、障がい者、高齢者、生活困窮者の自立につながる支援を継続実施するため、みかんツリー販売、みかん段ボールの開発等を通じて就労の場づくりをすすめる。2015年活動開始、2017年7月NPO法人格を取得。

岩見沢市生活サポートセンターりんく（北海道岩見沢市）
受託団体であるNPO法人コミュニティワーク研究実践センターは、社会から孤立しかかっている若者の生活支援、地域での暮らしづくりに取り組む。岩見沢市では、生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業を担当し、相談の多い「仕事探し」の支援をとくに進化させてきた。

NPO法人元気な仲間（滋賀県高島市）
地域住民自らが地域のためにできることを考え、ふれあい支えあいのあるまちにしていくために設立。人づくり、居場所づくり、有償たすけあいサービス、介護保険事業、学童保育、子育て相談事業などを実施。今回、子育て相談事業を通じて、子どもの学習支援の実施に協力。

分科会9

1日分科会
09:15～11:15／12:30～14:30

「必須事業の実現に向けて～家計相談支援の原点に戻る～」

第1部では、家計相談支援とは何か？基本形は？どのような対象者にどのような支援をするのか？現場の課題など政令市、中核市、一般市のトップランナーの家計相談支援員と家計相談のあり方を意見交換します。第2部では、多重債務問題や障がいを抱えた方・医療費にあえぐ方などへの家計相談支援に焦点をあて、プロフェッショナルの登場で、皆さんからの質疑応答で深めます。

パネラー

［1部］

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
事務局長　**行岡 みち子**

【横浜市 家計相談支援事業】
中高年事業団やまて企業組合
福祉事業部統括責任者　**山口　耕樹**

【久留米市 家計相談支援事業】
グリーンコープ生協ふくおか　**藤浦　久美**

久留米市健康福祉部　生活支援第2課　主事　**岡村　謙吾**

【上越市 家計相談支援事業】
新潟県労働者福祉協議会
上越ＰＳＣセンター長　**漆間　和美**

［2部］

野洲市市民部市民生活相談課（滋賀県）
課長補佐　**生水　裕美**

【高知県香美市 家計相談支援事業】
障がいのある人とご家族のライフプランを考える会
会長　**石川　　智**

済生会滋賀県病院
医療ソーシャルワーカー　**川添 芽衣子**

コーディネーター　明治学院大学社会学部　教授　**新保　美香**

生活協同組合連合会　グリーンコープ連合（福岡県福岡市）
平和、環境、高齢者への在宅支援、子育て支援、生活再生事業などに積極的に取り組む。中でも家計の視点から、相談者の抱えている課題を見直し整えていくことに力を入れ、西日本を中心に8県で自立相談支援や家計相談支援、子ども支援、就労支援を実施。

新潟県労働者福祉協議会 上越パーソナルサポートセンター（新潟県上越市）
「福祉はひとつ」の基本理念の下、関係団体、機関、行政と連携・協同し、「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」の実現を目的とし、生活困窮者自立支援事業、ライフサポート事業、よりそいホットライン事業、無料職業紹介所等の相談支援事業を実施。

済生会滋賀県病院（滋賀県栗東市）
滋賀県湖南地域の三次救急病院・地域医療支援病院として地域医療に貢献。さまざまな生活背景の患者の診療を行う。また、社会福祉法人の病院として無料低額診療事業、済生会のなでしこプランにて刑余者健診、外国人学校健診等生活困窮者支援事業を実施している。

中高年事業団やまて企業組合（東京都豊島区）
法人設立以来、ホームレス対策事業や自立支援センターの運営を行政の委託を受け取り組む。自立支援をベースに現在は都内・神奈川県を中心として自立支援事業や家計相談事業の業務を受託している。

障がいのある人とご家族のライフプランを考える会（高知県香美市）
2012年よりファイナンシャル・プランナーとして「障がい者とお金」の支援を開始した現会長が、2014年4月「障がいがある人とご家族のライフプランの実現」を理念に、より積極的な活動をするために設立された任意団体。千葉県と鹿児島県に支部がある。

分科会10

1日分科会
09:15～11:15／12:30～14:30

地域力「地域に生きる」

集落（行政区・自治会）や小学校区などのエリアで、「地域で暮らし続ける」ことを支える住民の主体的な実践が広がっています。地域共生社会の実現に向け、制度や省庁の枠を超えて、市町村エリアで、住民の取り組みをバックアップしたり地域に働きかけて、地域を活性化する取り組みも進化しています。この分科会では、「地域で生ききる」ことを支える「地域力」とは何かを考えます。

パネラー

塙山学区住みよいまちをつくる会
会長　**西村 ミチ江**

御荘診療所　所長・医師　**長野　敏宏**
（NPO法人なんぐん市場 理事）

NPO法人にしはらたんぽぽハウス
施設長　**上村 加代子**

西宮市社会福祉協議会（兵庫県）
常務理事　**清水　明彦**

森の巣箱　施設長　**大﨑　　登**

コメンテーター　高知県中山間振興・交通部 中山間地域対策課
チーフ（企画調整担当）　**隅田　紀子**

NPO法人 全国コミュニティライフサポートセンター
理事長　**池田　昌弘**

コーディネーター　独立行政法人 国立病院機構　副理事長　**古都　賢一**

塙山学区住みよいまちをつくる会（茨城県日立市）
1980（昭和55）年6月「塙山学区住みよいまちをつくる会」発足。「塙山ふくしかわら版」は住民が手渡しして高齢者を見守る。祭りや日々の活動で絆を深め、東日本大震災も住民同士の協力で切り抜けた。

森の巣箱運営委員会（高知県津野町）
町の中心部からさらに山間部に入ったところにひっそりと佇む床鍋集落。過疎高齢化に悩む集落で、廃校校舎の活用に取り組んでいる。商店も飲み屋もない活気の失われた集落の消滅の危機感が行政当局を動かし、地域のうねりにつながる。

御荘診療所（愛媛県愛南町）
「入院から地域ケアへ」を目指し、1960年代からあった唯一の精神科病院「御荘病院」の病棟をすべて閉鎖。精神障がい者がともに暮らせる地域社会をいかに構築するか、NPOと就労の場を創出し、福祉支援の施設や人材の充実、住民の理解などの課題に立ち向かう。

NPO法人にしはらたんぽぽハウス（熊本県西原村）
西原村にある障がい者就労支援事業所。技術指導を受けながら、農産物の生産と加工、販売を行う一方、地域の住民や子どもたちとつながりを持ち、障がい者のみならず、高齢者やホームレスなど、社会的孤立に陥ったさまざまな人の支援を行っている。

会場のご案内

交通のご案内

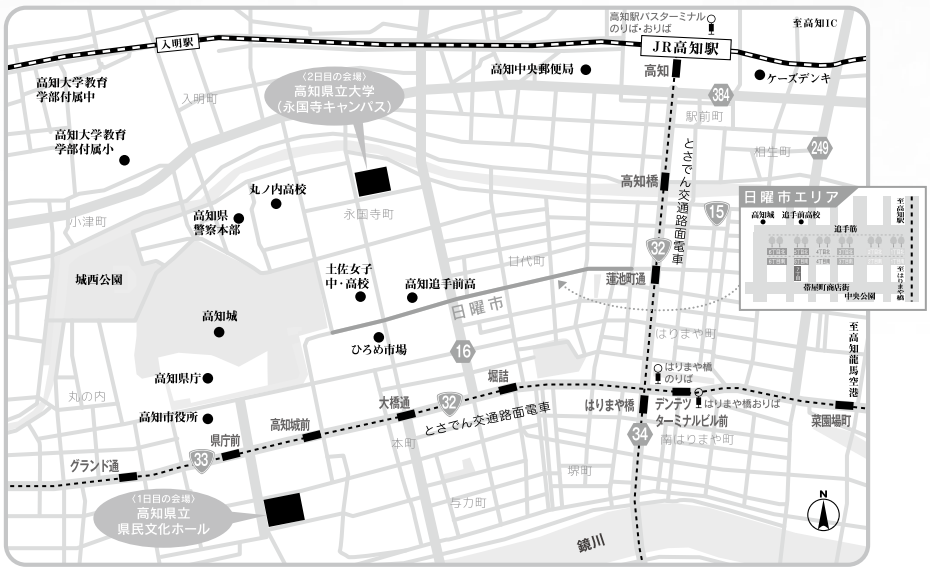

高知県立県民文化ホール（オレンジホール）

〒780-0870 高知市本町4丁目3-30

アクセス方法

飛行機をご利用の場合

高知龍馬空港から空港連絡バスを使って県庁前まで約45分　県庁前から徒歩数分

JRをご利用の場合

JR高知駅からとさでん交通路面電車→はりまや橋乗り換え（県庁前下車）約20分

車ご利用の場合

高知自動車道南国I.C.から約30分、高知I.C.から約20分

高知県立大学（永国寺キャンパス）

〒780-8515 高知市永国寺町2-22

アクセス方法

飛行機をご利用の場合

高知龍馬空港から空港連絡バスを使ってまで「はりまや橋」または「JR高知駅」まで約40分

JRをご利用の場合

JR高知駅からタクシーで約5分。徒歩20分

車ご利用の場合

高知自動車道南国I.C.から約30分、高知I.C.から約20分

参加申し込み方法

参加にあたっては、本開催要綱に同封しております「参加・宿泊・昼食・懇親会・航空券等の申し込みのご案内」をよくお読みいただき、「第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」参加申込書にご記入のうえ、FAXまたは郵送でお申し込みください。

生活困窮者自立支援全国ネットワークにご入会いただいた場合は、参加費7,000円にて大会参加が可能です（年会費3,000円／懇親会費は別途）。

２日目は、第1～第10分科会の中から、それぞれ希望する分科会番号を第２希望までご記入ください。ただし、会場定員数の関係で、希望される分科会にご参加いただくことができない場合がありますので、ご了承ください。

セミナー２日目の昼食予約（※1食お茶付1,000円／税込み）を受け付けております。参加申込書の記入欄に○を記載してください。

請求書と参加券の送付

参加申込書受付後、参加費用請求書と参加券を郵送いたします。
グループでお申込みの方に関しては、代表者に一括して送付します。

申込締切日

2017年9月29日(金)

参加申込に関するお問い合わせ先

(株)ＪTBビジネスサポート九州　ＪTBコンベンションサポートセンター
「第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」係
〒810-0072　福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル6F
TEL／092-751-2102 FAX／092-751-4098〈営業時間〉平日9:30～17:30（土曜・日曜・祝日は休業）

内容に関するお問い合わせ先

「第4回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」実行委員会
事務局：全国コミュニティライフサポートセンター
〒981-0932 宮城県仙台市青葉区木町16-30 シンエイ木町ビル1階
TEL／022-727-8730　FAX／022-727-8737
大会URL：www.life-poor-support-japan.net

第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会
2017年11月11 - 12日　【アンケート集計】

〔有効回答数２５３件〕

【 参加者の属性 】

① 性別

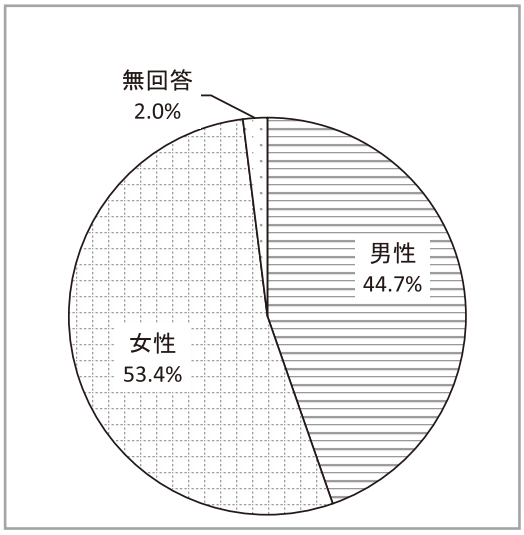

② 年代

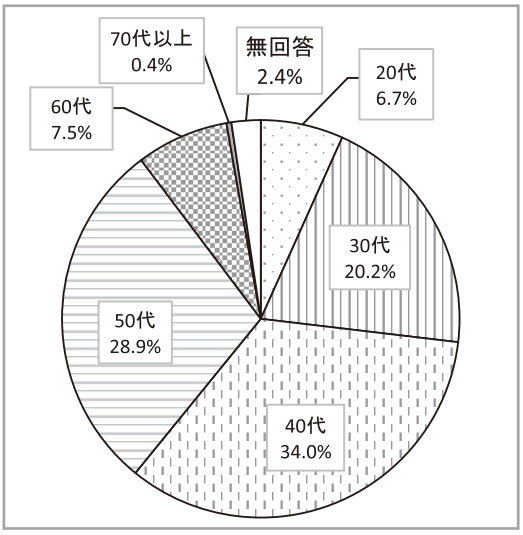

③ 住所（アンケート回答者）

北海道	4	東京都	8	滋賀県	2	香川県	7
青森県	2	神奈川県	6	京都府	3	愛媛県	7
岩手県	7	新潟県	7	大阪府	16	高知県	29
宮城県	0	富山県	0	兵庫県	12	福岡県	22
秋田県	4	石川県	1	奈良県	5	佐賀県	6
山形県	0	福井県	1	和歌山県	0	長崎県	0
福島県	0	山梨県	0	鳥取県	5	熊本県	12
茨城県	0	長野県	1	島根県	3	大分県	4
栃木県	0	岐阜県	2	岡山県	7	宮崎県	4
群馬県	0	静岡県	2	広島県	1	鹿児島県	4
埼玉県	3	愛知県	10	山口県	5	沖縄県	2
千葉県	5	三重県	4	徳島県	6	無回答	24

④　所属

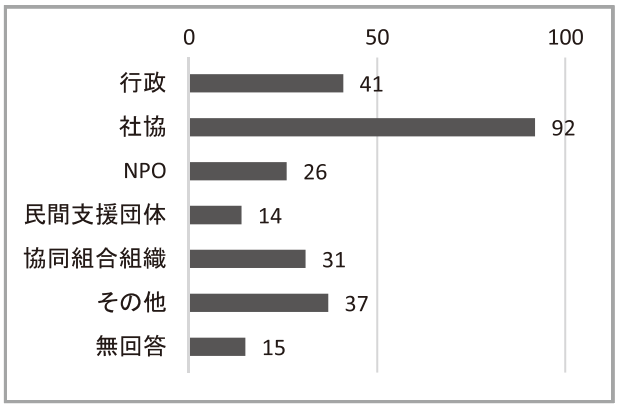

【 プログラムについて 】

1日目

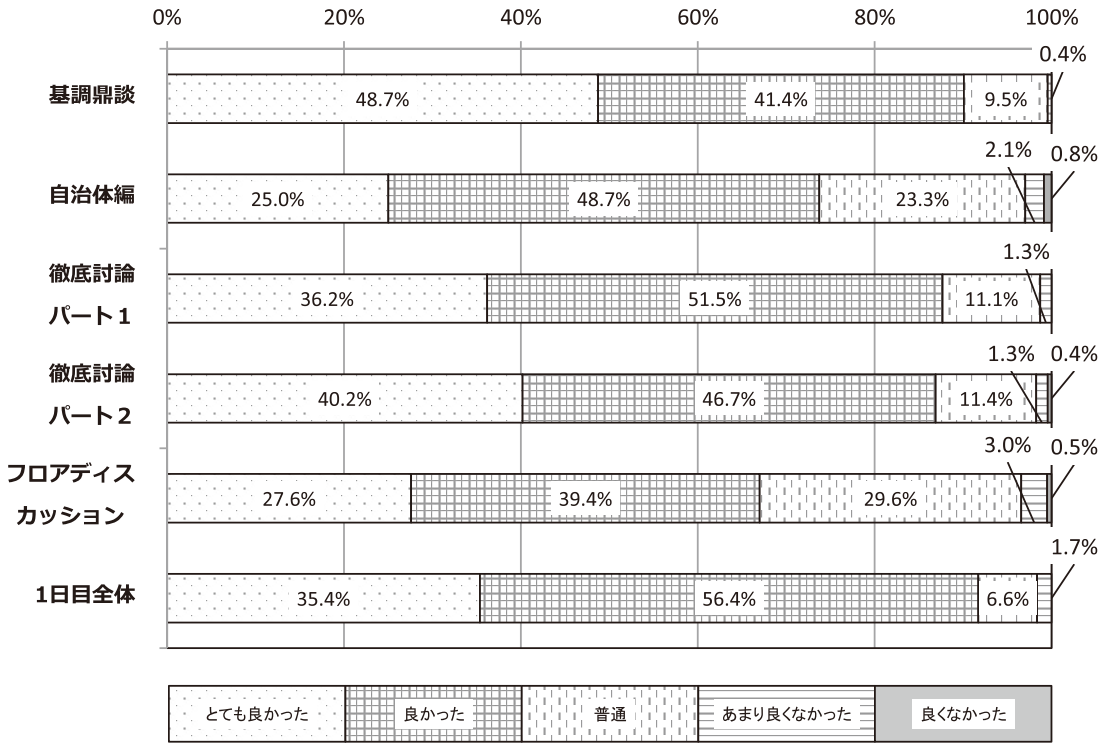

2日目AM

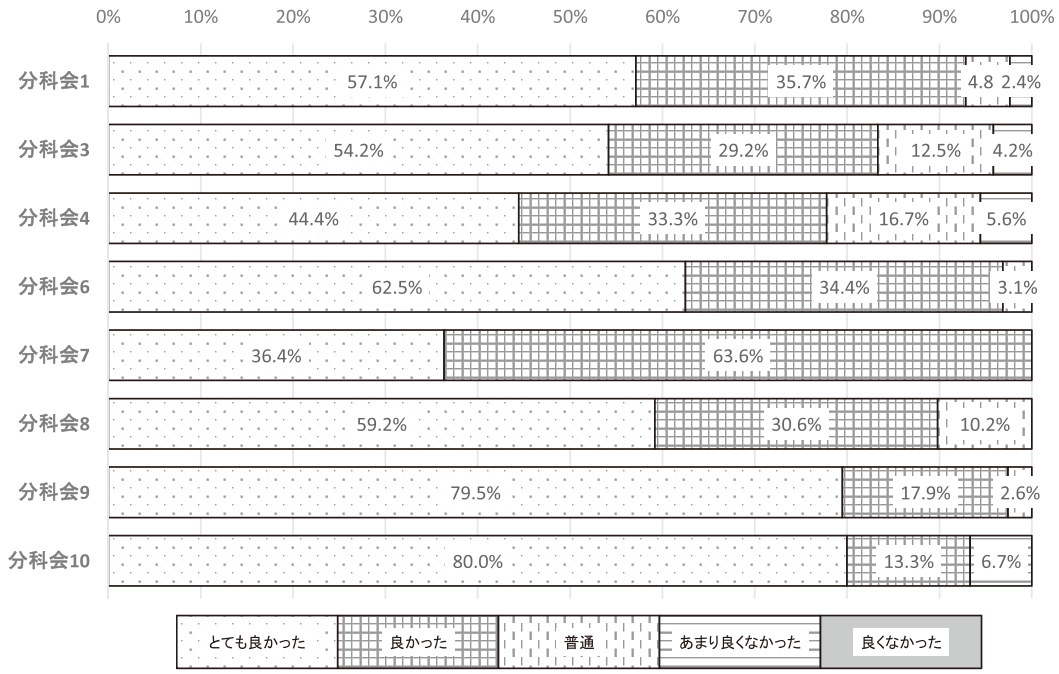

2日目ＰＭ

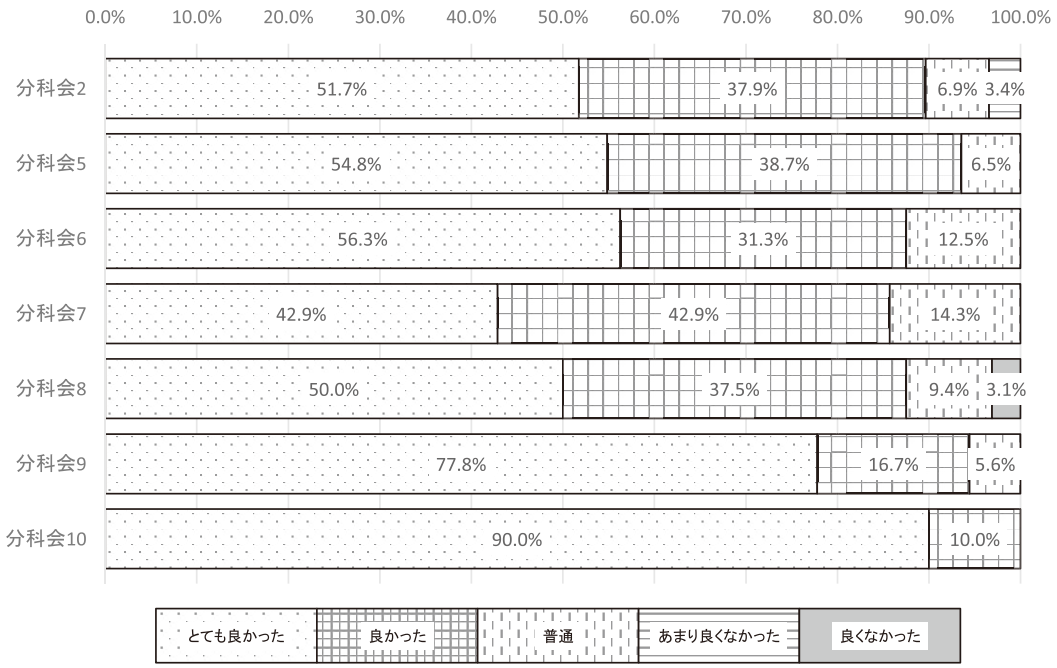

【 自由記述 】

基調鼎談　生活困窮者自立支援とこの国のセーフティネットのゆくえ
・奥田さんの「セーフティネットのネットがガードレールにならないように」とても参考になりました。
・「セーフティネットはサーカスの安全網」とのお話が非常に心に残りました。チャレンジを支える、安心してチャレンジするためのネットであり、生活保護に落とさないためのセーフティネットではないことをもっと広く周知する必要を感じました。
・今後の方向性が効けたこと、奥田さんの言葉、話のすべて、大森先生の言葉にとても救われた。心が軽くなった。バーンアウト気味だったので、このような機会はもっと増えることを希望したい。
・日々の業務のなかで、支援のルートに乗せることに躍起になってしまっていたと反省しました。哲学、思想を大切にしたいです。
・大森先生の自立の意味。「一人では生きていけない。まわりに知っている人がいる、考えてくれる人がいる、助言してくれる人がいての自立である」という言葉がとてもよくわかった。奥田さんの、「相談は問題解決することともう１つ大切なことがある。相談自体が支援であり、社会的孤立を防げる。地域によって関わることが実現する」という趣旨の言葉が印象的だった。

自治体編　生活困窮者自立支援で自治体政策をこう変える

・首長の立場からこの制度をどうとらえ、どのように行っているのか、直接聞く機会がなかなかないので、いつも楽しみにしています。今回も、それぞれの自治体の特色を活かした取り組みを熱く語っていただき、大変勉強になりました。

・自治体によって取り組みの特徴はさまざまでしたが、特に島根の邑南町の医療費無料や保育費無料、給食化についての取り組みなどが印象的だった。

・高知市生活支援相談センターの三原則、①断らない②諦めない③投げ出さない、の相談姿勢に感動した。

・就労支援や相談支援の中だと「福祉」にベクトルが向いてしまい、苦心しています。大阪府の取り組みは参考になりました。

徹底討論パート１　生活困窮者自立支援制度と地域共生社会

・制度を作られている先生方の討論を聞き、内容は正直難しかった。でも、「誰も取りこぼさない」ためにどうしたらよいかを一生懸命考えていることに感銘を受けました。

・いま、この間も、「今日死にたい」「３日も食べていません」という人が毎日相談に来ています。とにかく議論を早くまとめ、早く制度化して、私たちの援護射撃をしてください。

・徹底討論というタイトルもついていますし、特に今後の制度のあり方などの話でもあったため、もっと詳しくお話いただけるとよかったと思いました。

・原田先生の「こんなに深刻な問題を、今までどうしていたんだろう」という事例が上がってくるというお話は、まさに「それだ！」と思います。ありとあらゆる相談が寄せられ、自身の専門性や価値観を常にとらわれているような気持ち。「生活困窮という１つの分野にせず、地域包括ケアとともに」という話もわかりやすかったです。

徹底討論パート２　生活困窮者自立支援制度と地域共生社会

・孤立している人たちに何か「してあげる」ことよりも、「ともに暮らす場所」と当事者と同じ視点・視線での支援の成功例として参考になりました。相談を受ける現場にいると、「してあげる」という上から目線になっていることが多いので反省しました。

・宝塚市社協の取り組みは、住民主体を意味を取り違えずに行っているところ、住民の自主性が構築されたことが素晴らしいと思います。とかの元気村は、居場所をつくり、多世代多機能であること、少ない予算の中で頑張っておられ、その小さな地域の中で活き活きされている「人財」が素晴らしいと感じました。

・パネラーのお二人の取り組み発表がとても分かりやすくてよかったです。住民に無理を押しつけることなく、自然と協働して地域づくりができている点など、学ぶところが多かったです。

・村木先生のコーディネート、聞きたいところをとらえていただき、たいへんよかったです。パネラーのお二人の先生の住民主体、住民一体という理想的な体制が、理想的な仕組みで成り立っており、いい気持ちで聞くことができました。

フロアディスカッション

・自立支援が過渡期で制度、機能としても各機関・行政で統一されておらず、混沌としていることへのいろいろな質問があり、勉強になりました。

・会場参加者の質問は、今後の見直し等の課題に関連するものが多く、参加者の興味と感心が強いことを感じた。また、この制度の良さでもある、今からいくらでも発展させることができるということに希望を持ちました。
・参加者との質疑応答は初めて行ったと思いますが、おもしろかったです。次回はもう少し時間をとってほしいと思います。
分科会１　「はたらく」ことを支援する地域づくり
・地域に根差した活力から事業に拡大していく様が興味深く、現地視察をしてもっと詳しく聞きたいと思いました。
・就労支援員として２年目。「はたらく」意義や、やりたいことを支える団体があり、連携して生活も支援する。一緒に考え、悩める環境づくりができているか、考える機会になった。
分科会２　農業分野は、キャリア形成を応援できるか !?
・本人の支援もですが、働く事業所への支援も必要だと思った。どこもその地域に根差して手探りながら広めていかれている努力をされているので、とても素敵なことだと思います。
・農業分野で中間的就労を希望する人がいるので、今後の支援の参考になりました。
分科会３　一人ひとりの尊厳を柱とした包括ケアと生活困窮者支援
・行政と社協の連携、社協のやる気のすばらしさを実感しました。包括ケアの視点から困窮者自立支援を考える必要性を感じました。
・大きな流れの中で、現場のワーカーの心構えだけの問題ではなく、行政や社協が組織としてビジョンを持って取り組まれていること、とても参考になりました。
分科会４　現地企画① ことわらない支援から視えてきたもの～地方中核都市からの発信～
・うまく連携を図るためのヒントを得たくて参加した。組織力も体制も何もかも違うのでできることは少ないかもしれないが、他地域でも同じような悩みがあるとわかったことは大きかった。
・庁内連携の具体的な仕組みづくりについて、もう少し聞きたかった。高知、大津での取り組みはともに興味深い内容だったので、１日分科会で深められればよかったと思いました。
分科会５　現地企画② 困りごと支援は土佐の山間から
・実践事例のインパクト、ポイントが明確なプレゼンテーション、未来への可能性など、いろいろ考えることができた会でした。地元ならではの企画も素晴らしいと思います。
・政令市で生活困窮者自立支援に従事しています。地元では思いつかないようなアイディアをたくさん聴くことができました。自分の仕事の仕方を自覚するきっかけをいただきました。
分科会６　子ども・若者支援～孤立からの脱却と自立支援の方策～
・学習支援だけではなく家族支援や学習環境、意欲づくりなどは、本当に大切だと日々考えています。素晴らしい実践をお話いただき、大変参考になりました。
・子ども、若者支援を行ううえで、教育と福祉を連携させることが改めて必要なことであると理解できました。地元ではまだ教育と福祉の連携が不十分であると痛感しています。

分科会７　居住支援のこれから～住宅と暮らしの一体的な支援とは～
・新たな住宅セーフティネット制度を詳しく聞けて勉強になりました。福祉と医療の現場でも、医療と居住の連携がとれておらず、その後の対応で苦慮するケースがありました。
・「終の棲家」となるホームが必要だと、現場の声が悲痛なほど聞こえてきます。公共団体に働きかけ、良いものをつくれるように考えていきたいと思います。
分科会８　生活困窮者自立支援事業の力量アップをはかる ～自ら＆協働の事業推進の視点～
・さまざまな地域で活動する姿を見せていただき、正解かどうかではなく、よく見て、よく聞き、よく話し、関係を築いていくことが大事だと思った。
・ミニシンポジウムの時間がおもしろかった。就労支援に関すること、中間的就労の場探しや場づくりが難しいと感じていたが、ほかの地域のことを聞き、自分の地域をもう一度よく見てみようとおもった。その地域に合った中間的就労が見つかるかも……。
分科会９　必須事業の実現に向けて ～家計相談支援の原点に戻る～
・家計相談を断る人が、支援の中でどう気持ちが変わっていくのか、ビデオレターがわかりやすく教えてくれました。「話しても自分の気持ちなんかわかるはずがない」というのは相談者が第一に思う不安だと改めて認識させられました。
・家計支援の目指すところ、相談支援員と家計相談支援員を区別して行うメリットをイメージすることができ、とても有意義な時間を過ごせた。
分科会 10　地域力「地域に生きる」
・地域ではさまざまな方が生活しているが、そんな方々の力を引き寄せて地域の力としていると感じた。地域の力は地域の中でこそ発揮できる、そこに制度を重ねている。すべての方が地域で生活するために素晴らしい活動だと思います。
・住民ニーズを早期に発見し、できることを具現化していくことの大切さを知った。さまざまな種類の地域復興を学ぶことができた。
企画全体を通しての感想
・今の自分のミッションは何であるのか、どのような心持で接したらいいのか、ふと立ち止まり、考え直すきっかけになりました。地域を、国を変えていくのも、みんなのチカラであり、声を上げることも大切だと感じました。
・この法の制定により、支え合いの仕組みが整っていくことが実感できた。今行っている支援の方向性が正しいのかと悩むのではなく、しっかり向き合えていることで進めていけることを確認できたような気がします。
・長時間の論議もありですが、２日間の講義の中でアウトプットの時間があると、より自分のものになり、考え方の幅も広がりそうです。
・毎回学ばせてもらっています。今回は特にそう思います。元気になりました。同時にまだやれるとも思いました。人と人とをつなぐ仕事を今一度肝に銘じて頑張ります。
・実践支援に関わり日々の業務に追われる中で、改めてこの制度について原点を含めて考える機会となりました。

生活困窮者自立支援全国研究交流大会について
・この大会は、制度をつくった人たちの思いを実際に聞け、熱い思いを受けることができる場だというだけではなく、自分たちの実践を「これでいいんだ」と認めてもらえる場なんだと実感しました。社協職員が一丸になって地域福祉の一つなんだと認識し、生活困窮者自立支援事業に取り組んで行ける気がしました。
・なぜ全国から本研究大会に参加するのか。私は新情報や先進的事例を学び実践することができるからだと思っている。各事業関係者は自信がなかったり、不安を持っていると思う。先進的事業や失敗事例も紹介していただき、今後も進めていただきたい。
・シンポジウムもおもしろいが、来ている会場の人との交流について、１日目の懇親会も含め、もう少し声をかけやすいようにしてもらいたい。
・研究交流大会への参加を関係各課の行政職員にも呼びかける必要があると思う。行政の長や議員に生活困窮者自立支援法の活用について、理解を深める必要があると思う。この素晴らしい制度を活かすためには関係機関との連携や協働が絶対条件であると思いました。
・この仕事に関わっている人はみな同じ気持ちを持っているんだということがわかり、安心した。今大会で学んだことを参考に、これからも支援を充実させていきたいと思う。
・時間にもっとゆとりがあればと思います。登壇者の皆様の熱い思いがあるので、時間に追われるような形になってしまうのは、少しもったいないと思います。

ご協力ありがとうございました。

「一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク」の会員募集

別紙趣意書のとおり、生活困窮者自立支援全国ネットワークを設立致しました。

生活困窮者支援の体制が全国で構築されるに当たり、幅広い各層の参加が大切と考えますので、是非、会員としてご参加いただけますようお願いいたします。

1．趣 旨

○生活困窮者自立支援制度の導入を踏まえ、現場で生活困窮者に対する支援に携わる支援員（以下「支援員」）や学識経験者が、職種や所属等を超えて相互に交流し、資質の維持・向上や関係者間の連携の確保を図るとともに、関連政策の推進を図っていくことを目的とする。

2．組 織

（1） 生活困窮者自立支援制度における「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「就労訓練事業」、「一時生活支援事業」、「家計相談支援事業」または「学習等支援事業」などに携わる支援員若しくは学識研究者、行政関係者であって、本ネットワークの趣旨に賛同する個人を社員および会員とし、応援する団体を賛助団体とする組織とする。

（2） 本ネットワークは、社員および会員からの会費収入、賛助団体からの会費および特別会費等によって運営するものとする。

3．主な活動内容

（1） 「全国研究交流大会」の開催

全国の支援員や学識経験者、行政関係者等幅広い関係者が集い、現場の活動を踏まえた研究発表やシンポジウム、ワークショップなどによる意見交換、政策提言を行うことを目的として「全国研究交流大会」を定期的（年１回程度）に開催する。

（2） 支援員に対する「実践的研修セミナー（仮称）」の開催及び情報交換等

現任の支援員を対象に「実践的研修セミナー」の開催（全国各地で複数回開催）及び情報交換等、支援員の実践的な能力と資質向上を目指す。

（3） 行政等に対する政策提言など

生活困窮者自立支援の現場の意見を集約し、必要に応じて行政等に対して政策提言を行う。

（4） その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

会員加入申込書

「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」事務局　御中

「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」の趣旨に賛同し、会員の申込みをおこない、年会費３，０００円の支払いに同意します。

平成　　年　　月　　日

（ふりがな） 氏　名	
住　所 （郵送先）	宛名： （所属先などに郵送する場合はそちらをご記入ください。） 住所：〒　　－
連絡先 電話番号	ＴＥＬ　　携帯 電話連絡の優先（どちらかに○）　ＴＥＬ優先　　携帯優先
連絡用 メールアドレス	

＜連絡先＞

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク　　事務局長　行岡みち子

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-15　サンライズ新宿 3F

ＴＥＬ 03-3232-6131（問い合わせは 092-481-6873 にお願いします。）

ＦＡＸ 092-481-7886

※加入申込書はＦＡＸかメールでお願いします。

メールの送り先は info@life-poor-support-japan.net です。

※入会金、会費は、下記に振込みをお願いします。

会員期間は事業年度（10／1～9／30）となります。大会に参加される場合は、大会参加費から会費を振り替えますので、別途支払われる必要はありません。

福岡銀行　博多駅前支店（店番２３１）　普通３２３６２８０

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク　事務局長　行岡みち子

・年会費は３，０００円です。（年会費以外に、カンパにもご協力いただける場合は、下記に金額をご記入ください。）

・会費等の振込みの際は会員氏名でお願いします。上記に記載のない団体名などで振り込まれる場合は、事前に事務局までご連絡いただきますようお願い致します。

振込金額	年会費　３，０００円	カンパ金　　円	合計　　円

現地事務局 名簿

局内役職	所　属	所属先における職名等	氏　名
事務局長	高知市	健康福祉部長	村岡　晃
事務局次長	高知市社会福祉協議会	事務局長	舛田郁男
運営統括責任者	高知市	福祉管理課長	坂田弘之
事務局員	高知市	健康福祉副部長	田中弘訓
事務局員	高知市	福祉事務所長	中村　仰
事務局員	高知市	福祉管理課課長補佐	森尾祐二
事務局員	高知市	福祉管理課管理主幹	山本結実
事務局員	高知市	生活困窮者支援・相談担当	千葉　樹
事務局員	高知市社会福祉協議会	共に生きる課長	中島由美
事務局員	高知市社会福祉協議会	生活支援相談センター センター長	林　照男
事務局員	高知市社会福祉協議会	生活支援相談センター 副センター長	野村佳孝
事務局員	高知市社会福祉協議会	生活支援相談員	上岡篤史
事務局員	高知県	福祉指導課課長補佐	田村義之
事務局員	高知県	福祉指導課主幹	塩田朋哉
事務局員	高知県社会福祉協議会	地域・生活支援課長	間　章
事務局員	室戸市社会福祉協議会	主任生活相談員	安岡孝章
事務局員	香美市社会福祉協議会	生活相談センター 香美 所長	徳弘博国
事務局員	南国市社会福祉協議会	係長	丹生谷行朗
事務局員	佐川町社会福祉協議会	事務局長	田村佳久
事務局員	佐川町社会福祉協議会	あんしん生活センター長	田村和裕
事務局員	土佐町社会福祉協議会	（生活困窮）相談支援員	長野通世
事務局員	法テラス高知弁護士会	弁護士	中島香織

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 役員一覧

＜役員＞

役職	氏　　名	所　　属
代表理事	岡﨑　誠也	高知市長
代表理事	宮本　太郎	中央大学
代表理事	奥田　知志	認定NPO法人　抱樸
理事	池田　　徹	社会福祉法人 生活クラブ風の村
理事	櫛部　武俊	一般社団法人　釧路社会的企業創造協議会
理事	渋谷　篤男	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
理事	生水　裕美	野洲市役所
理事	田嶋　康利	日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会
理事	新里　宏二	新里・鈴木法律事務所
理事	西岡　正次	A'ワーク創造館（大阪地域職業訓練センター）
理事	原田　正樹	日本福祉大学
理事	和田　敏明	ルーテル学院大学
監事	駒村　康平	慶應義塾大学

事務局長	行岡みち子	生活協同組合連合会　グリーコープ連合・共同体
事務局次長	池田　昌弘	NPO法人　全国コミュニティライフサポートセンター

研修委員	谷口　仁史	NPO法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス

顧問	山崎　史郎	
顧問	村木　厚子	

「第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書

2018年3月31日

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

〒169-0072 東京都新宿区大久保２−４−15
サンライズ新宿３階
TEL 03-3232-6131　FAX 092-481-7886
E-mail　info@life-poor-support-japan.net
URL　https://www.life-poor-support-japan.net/

■

編集／全国コミュニティライフサポートセンター

デザイン・印刷／大倭印刷株式会社

「第４回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク